

兒童は日常隨意に遊戯して居る間に、自から或る動作を發表するものである、これ實に兒童が其の自然を現はしたものであるから、兒童に教授す可き模倣、發表的、動作的のこの發表的遊戯は、この自然的動作を根據として案出せねばならぬ。然るに動もすれば其根本的研究を定めずして、單に机上に於て自己を標準として、作戯するが如きは全然無意義の事と稱さなければならぬ。實に教師は、兒童が無邪氣なる自然な自由なる遊戯をして居るのを見て佳良なる該遊戯組織材料を、發見する處がなくてはならぬ。フレイベル氏は「兒童の遊戯を求めて之を得るは困難である。何となれば遊戯は見出す可くして、作り出す可からざるものである。余は總ての遊戯を、兒童に學び而して尙ほ常に兒童に學んで居る。余は自ら學び得たものを、兒童に返すのみである、余は母と子とに之を學び、尙ほ日々彼等に學んで居る」と云つて居られる。

要之に優美快活なる唱歌に依て、兒童の耳朵を喜ばしめ、且つ中樞神經を興奮して、快感と高潔なる精神とを起し、これに自然的動作を組合して、發表遊戯をなさしむるに至つては兒童をして自發的に自から起つて舞はせるのである、然しながら唱歌と動作との組合せ如何其の組織上の如何によりては、二つながら其の効果を奏することが出来ない。却つて反對の

結果を來して、寧ろ生理上並に心理上の害を醸すが如きことになる。これ等は恰かも正宗の名刀も之を用ゐる人に依つて、無銘の鈍刀と擇ぶ所無からしむと同一一般である。

## 第二十一章 行進を主とする遊戯

我が國に於ける行進遊戯が、今日あるに至つた原因は多々あるであらうけれども、是れを大觀すれば、國粹主義と歐化主義とが、相提携して奮闘して來た結果である。就中歐化主義の餘波たることは、殆んど説明を要しない、外國の文化を排斥して、國民の特色を發揮せんと主張する國粹主義と海外の文化を摸し、これに依らざれば自國の文物を進むるに足らぬと主張する歐化主義と、撞着相容れざるが如きも、相互の折衷調和に依りて、今日あるに至つたのであらう。行進遊戯は、元々歐化主義によつて一度我國に輸入されたもので、然かも諸種の事情より時勢の反動として、國粹主義の生れ變つた、復古主義の勃興する時代には、確かに打撃の一矢を手負ひて、からくも其運命を保持するの狀態を呈すると云ふ、頗る萎縮状態に陥るのである。恰かも保元に春の花と榮えし平家も壽永に秋の紅葉と散り果てる有様となるのである。然るに世態は様々で、其の變遷につれて又歐化主義が大手を振る時節が來



ると、丁度春とは云ひながら、冬の白雪なほ残り谷の氷も解けず、北風身に沁み膚を劈くを事ともせず、高雅なる薫をまき散らす梅花の如く、勢ひ盛んに人氣を引き附けるのである。

第一節 行進遊戯の批難に對する辨解

言はく「日本民族の祖先は、武を以て國を建てたのである。従て教育の材料も、武に則らなければならぬ、何ぞ醜陋極まる毛唐の所作を模倣する必要がある。

言はく「行進遊戯は脚部一方の運動に偏するを以て、身體の所謂齊等均一の理論に合はな

す。言はく「聞くもいやらしき種々なる情的惡習の纏綿せるものを、神聖無垢なる學校生徒に課するとは、以ての外のものである」と頻りに論難攻撃する者がある。これ等の説は各幾分の理由がある、然しながら詳細に檢覈して見たならば、其處に論者の言の如く無價値なるものではない事が分ると思ふ。

第一に國粹保存の立脚地から、行進遊戯を排斥するは確かに、一面の有力なる理由あるものとして、吾人も之を認むるに吝ならざるものである。然しながら彼の長を取つて以て我が短を補ふと云ふ事は、邦家の文化を進める點につきて有力なる教義であることを忘れてはな

らぬ、然かも我が國の今日ある所以は此の教によつて成立したものが多くではないか、然るに唯だ單に輕薄なる模倣に過ぎないと攻撃する流の議論を聞いて、今更らながら怪我に堪へざることは、單に眞似ると云ふ事が然かく容易に出来る事ではないので、中々手腕を要する、如何なる程度まで眞似るか、なぜ眞似るか、分別なき模倣は所謂烏が鶉の眞似で固より無價値であるけれども、學實なる研究の下に、大に分別を旋らしての、結果として見れば、教て差支へ無いではないか、我國が邯鄲夢の枕の鎖國の昔に、立ち戻らば兎に角、苟も現今の如く國際的競争場裡に立つて、世界に雄飛しやうとするには、一方に於て世界的の處がなくてはならぬ。國粹主義は一面から看れば隱居式である、チヨン齣式である。

第二に、該遊戯を脚部運動とのみ觀察して、偏頗なる發育をなさしむるなどと攻撃するが如きに至つては、大に淺薄なる議論であると稱す可きである。

第三に單に之れは小學校にのみの議論ではあるが、一部の論者は小學校に於て體操科教材として採用す可き遊戯は、徹頭徹尾鍛鍊的でなければならぬと稱して、行進遊戯を排斥する者もあるが、之れ果して眞要諦を研究した議論であるか、吾人は實に惑はざるを得ない、勿論此の小學校教科として體操科に用ふる遊戯が、何處までも鍛鍊的でなければならぬと稱す



る議論は、單に本章の行進的遊戯にのみ限つたわけではない、前章に言説せる發表的遊戯も共に非難の標的となつては居るのであるけれども、吾人を以て見れば小學校に於ける體操科教材として採用する遊戯は勿論鍛鍊的であつても欲しいが、又一面に於いて多少慰安的、(發表の言辭が適當を缺くかも知れぬが)體操に於て充分身體を鍛鍊した後であるから(最も體操科教材の主運動に依つて或は前ともなり、中ともなり、又は後にもなるが)(吾人は行進遊戯は何時も整理運動として取り扱ひたい)輕快に、又多少の慰樂を含有するところの素質を把有せぬければならぬと確信して居る、此の點に於て行進的遊戯は論者の非難するが如く攻撃するが如く無價値なるものでもなからうと思ふ。

第二節 行進遊戯の必要

一、日歐人の身幹比較上より由來本邦に於て人の美と稱せば、單に顔面のみ的美を多く意味して、人體美は餘り唱導せられて居ないが既に古代希臘人は、人體美につきこの趣味が豊富であつた、彼の有名なるソクラテース氏が、當時の如何にも釣合よく發育鍛鍊せられたる青年ハラミデースを見た時の感想として「吾は美の何物たるかを解すること能はざる朴訥漢であるが、彼れの入り來りたる瞬間、實に美と體格の完全とに驚きたる事を告白せざるを得ない」と語られた。審美學上から見て、美なる體格とは畢竟「釣合のよい體格」と云ふ事である。然るに一般日本人は脚部と胸部との釣合が成つて居ない。これは事實として周知の所である。

嘗て醫學博士高木兼寛氏が、東京府教育會の常集會に於て、講演の際その會衆者中十七歳より二十歳に至る青年十名と三十歳に至る、壯年者十名とにつきて、實驗された結果が、如何に本邦人の身體の發育が、偏頗であるかを證明して居る。

年 壯 者			青 年 者		
順	上半身	下半身	順	上半身	下半身
一	R 2.60	R 2.52	一	R 2.65	R 2.55
二	2.60	2.60	二	2.80	2.40
三	2.65	2.55	三	2.70	2.85
四	2.70	2.83	四	2.65	2.50
五	2.80	2.75	五	2.60	2.50
六	2.95	2.70	六	2.65	2.65
七	2.90	2.55	七	2.65	2.60
八	2.80	2.60	八	2.65	2.50
九	2.90	2.60	九	2.63	2.63
十	2.80	2.60	十	2.65	2.63
合計	27.70	26.10	合計	26.63	25.81
平均	2.77	2.61	平均	2.66	2.58



右の表は、人體の耻骨を中心として、上半身と下半身とに發育するものであることの學說を標準として、實驗したものである、若し日本人が歐米人の如く、其の下半身が上半身と對等に發育するなれば  $27.7 \times 2 = 55.4$  の國民たる事が出来る。又彼のベルツ博士は、開國五十年史に左の如く述べられて居る。

日本人は軀幹小なれども、強固なる身體なる人種なり、男子の平均身長は、一百六十仙米即ち五呎三吋餘にして、女子の平均身長は、一百四十七仙米即ち四呎八吋餘なり、故に日本人は歐洲中の最小人種なる南部伊太利人並に匈牙利人の平均身長より低きこと殆んど一時とす。然れども伊太利の二洲には、日本人より猶小なる人民あり。

猶ほ某學者の日歐人の身體諸部の平均長を調べた結果によれば次の如くである。

	日本人 (男)	西洋人 (男)	日本人 (女)	西洋人 (女)
頭高	〇、七七五	〇、六八九	〇、七四六	〇、六四六
上肢	二、二一七	二、四一二	二、一八九	二、一五五
下肢	二、七四九	三、一四八	二、四七八	二、七一一
全身長	五、二四〇	五、四五五	四、八二四	四、九〇〇

右の諸表に示すが如く、日本人が身幹殊に脚部の發育が不十分に短小なることを、數字上に歴然として現はれて居ることであるから吾人教育者たるものは何等から研究をして之が發

優雅なる動作の練習上より

達を企圖せねければならぬ。

〔優雅なる動作の練習上より〕 吾人が前述せるが如く體操の練習は、主として粗大なる筋肉の練習にして細微な筋を修練するには不適當なる點がある、論より證據吾人體操教師連は少くも他教師に比較して、其の動作が粗野に流れ易く且つ細かい仕事、例へば統計的の事務を厭ふ傾向がある、圓滿にして且つ完全なる運動をなして身體を練習すると云ふ事は決して、單に粗大なる筋肉のみを働かすのみではなく、精細なる筋肉をも修練しなくてはならぬ、殊に女子日常の動作は微細なる筋肉の調和作用による所の、優雅なる動作を必要とするものであるから飛んだり、駈けたり、跳ねたりする事のみに限らず、手の舉げ方一つ、足の振り方一つ一寸した身體のこなし工合で、美ともなり醜ともなるが如く、極めて細微なる筋肉を動かす所の、此の遊戯を以て女兒に優雅なる練習であると思ふ。

吾人は實際に於て屢々感ずる事でもあるが、踊りの心得や、舞ひを心得るものは、日常の所作に、必らずそれが自然と付き纏つて居るので、自分では格別姿勢に注意はしなくも、他人より之を観察すれば、萬事の動作が一々舞踊の方則に適合して幼少なる子供が、多數で無心に遊戯をしてゐる時にも踊の地のある子は、肩と腰とがチャンと定つて、身體に餘り隙が



ないやうである。斯くの如く吾人は女子、天賦の能力體質及性格等を顧慮するときは、この種の運動を排する理由を見出すことが出来ない譯である。

第三節 教授上特に注意すべき諸點

【唱歌又は行進曲の刺戟】 女子の歩調でも一度唱歌又は行進曲に合せると、(兵式教練に喇叭を吹奏する如き) 同じ歩調でも、歩調度が著しく伸びて、何となく愉快に又活き／＼とした行進になることは、吾人の貧弱なる經驗に徴しても明瞭である。これ即ち脚部を動かす筋肉が外來の刺戟によりて、盛んに伸張するからである。而して該遊戯を教授して、能く熟練しない間は、教師の一、二、三、四、等の呼唱によつて、調子を取るのが宜いが、餘程に出来るやうになつたならば、兒童自身の唱歌、若しくは教師の行進曲によりて、精神的に彼れ等の耳朶に快感を與へ、彼れ等の精神を活潑せしめて活氣あるものとせねばならぬ。

【端美なる姿勢の維持】 該遊戯を教授するに當りては、手足の局部の運動の妙なるべきは勿論であるが、常に端美なる姿勢を保持して、品よく動作す可く注意することが必要である、然るに世人の多くが、此の點に注意を怠つて、枝葉の所作にのみ走つて平然たるは吾人が實に遺憾とするところである。雁首、猫背、鎌足の如き姿勢を以て、水雞跳歩をやつた所で、搖

教授上特に注意すべき諸點  
唱歌又は行進曲の刺戟

端美なる姿勢の維持

三拍子の行進遊戯

藍歩を演つた所で、一向振ひもせず、優美にも感ぜず、ツマ、ヌものである。殊に女兒は男兒よりも姿勢の満足なものが少ない、首曲り、背盛り、○字形の脚を、オツに、シナを付けて演られたが最後、醜も醜、寧ろ噴飯の至りである。

【三拍子の行進遊戯】 吾人が日常の歩法(自然歩、習慣歩)を檢覆すれば、右足の歩度と左足の歩度とは殆んど逕延あるものである、兒童は概して左足の歩度が長い、これは左手よりも右手の方が強いからである。故に左右足の歩度が、同じ長さとなるのには、正則なる訓練を経なければならぬのである。兵式教練を學びたる兵士は、左足に力を入れて歩行する僻がつき極めて壯快なる音樂につれて、行進する時は、左の歩度が少し伸びる、ドクトルシユミット氏は、左右左右の二拍子よりも、左右左右左右の三拍子に歩むことを學べば兩脚の運動の強さ及び量を同一ならしむる利がある」と説いて居る。元來三拍子の方法は拍子の數へ難い點があり、歩法も概して二拍子より難解であるから、二拍子の歩法に熟達したる女兒に、三拍子の分も併用して教授するが宜いと思ふ、且つ又三拍子の行進運動には、二拍子に得られない、特殊の趣味があるのであるから、各々の一長一短を補ふことが必要である。



【適當なる資料の選擇】 行進的遊戯排斥者は丸で踊りの如しとか、やれ難かし過ぎるとか複雑であるとか、何とかかとの多種多様な解釋をして該遊戯を批難してゐる者もあるが、要するに其の點は教材の選擇を誤つたと云ふ事が、甚大なる原因をなして居る事と思ふ。此種の遊戯は體操の如く、基礎が確定して居らなかつたために、種々時々の流行遊戯病が這入り易く、従つて熱し易く又冷め易く、これが爲めに百弊積推して如何ともすることが出来なかつたのであるから、常に眞面目に冷靜なる批評的態度を維持して、確固たる定見によつて際物的の流行熱に囚はれないやうに、腹をしめてかゝらなくてはならぬ。

#### 第四節 採長補短主義

要之行進遊戯が學校遊戯として、相當なる價值を有するに拘はらず、屢々當局有志の警戒となり、批難となり晩近我が學校體操教授要目の發表されてよりは、其の氣勢頓に沈滯して宛として秋風落寞の觀がある然らば何故に斯くは不振沈滯の極、今は早や僅かに其の餘喘を保つが如き悲運に沈淪せるか、勿論こは一概には言ひ得ざる可きも、吾人の觀察する所によれば之れが主因として、

一、在來その教材選擇が宜しきを得なかつた事。

一、體操及其他の遊戯との案配を誤つた事。

一、該遊戯が舞踏と混同され易い事。

一、國粹的思想の反響を受けた事。

等をあげ得られると思ふ。然しながら斯くの如くして極端に除外して仕舞ふのは、穩當の見ではない。世態の變遷時代の推移は随分に極端から極端に跳躍して住くものである。餘りに無視した結果は一層反動的に女子遊戯といへば行進的遊戯で無ければならぬと云ふが如き、極端なる全盛時代に逆戻りする社會心理を體得して居なければならぬ。

方今人心輕薄華美、淫佚怯懦風をなし、摯實剛健の思想地を拂ひ、克己鍛練の力、日薄らぐが如き現代に於ける通弊毒にして進まんか、國家の前途實に寒心すべきものあるを信ずる。故に現代に於ては、體操でも、遊戯でも、國家的見地から硬教育主義でなければならぬ。鍛練主義でなければならぬから、吾人は何處までも行進遊戯よりも競争遊戯が、心身鍛練上に著大なる効果あるの理由から、後者を以て、學校遊戯の中心とすべき意見を待て居るのである。而して吾人が信ずる如く、競争遊戯が他の遊戯に比して、如何に善良なる遊戯なりとするも、教育的に、生理的に、將た心理的にあらゆる遊戯の特長と、又須要なる素質と



を具備して居るとはいへない、一考し更らに再考せねばならぬは此點である。之を單に外國から輸入されたものだとか、若しくは舞踏風だとか云ふて頭から排斥して研究せず、徒らに食はず嫌ひや、毛嫌ひをしてしまふのは、圓滿なる態度と稱することは出来なからうと思ふ。

抑も我が國の今日ある所以は、歐洲の文化を咀嚼して、能く吾が國情に合するが如く利用し、且つ同化したのによるのである、若し彼の國の學校に行はるゝ該遊戯が利害兩様の混成物なりせば、所謂採長補短主義を以て本邦兒童體育資料の一に加ふるも、格別咎む可きの理由が無いではないか。

## 第二十二章 遊戯教授上の一般的注意

### 第一節 教師の強壯を要す

教師が強壯でなかつたならば、活潑なる兒童と共に馳驅奔走して、其模範及び演義をすることが出来ない、教師にして若し袖手傍觀し、或は怒面勵聲、以てこれを叱咤しながら監督するが如きことがあつたならば、決して兒童生徒は興味を以て遊戯をするものではない。必

遊戯教授  
上の一般  
的注意

教師の強  
壯を要す

らずや不愉快、不活潑の中に終つて、一つも遊戯の目的を達することが出来なくなるものである、故に教師たる者は常に愉快なる面容を以て快活なる舉動を以て、即ち一見しても兒童生徒が躍り立つが如き状態で、彼れ等に對しなければならぬ、實に兒童は感應力の強きものであるから、教師の一舉手一投足、又一顰一笑凡て兒童の活動力に影響を及ぼすものである、而してこの活潑なる舉動を維持して常に怡々たるには、教師は常に身體を強壯ならしめ、元氣満々たるものでなければ不可能である、即ち教師が先きに立つて運動場を駆け回し、或は種々なる遊戯組合を組織するが如きに至つたならば、何ぞ不活潑なる兒童を出すの恐れがあるであらうか、又如何なる遊戯が興味を有せぬものがあるであらうか、如何によく組織した遊戯であつても教師が不活潑にして常に澁面作つて以て之を教授するが如きことがあつては、兒童生徒は決して興味を惹起するものでない、故に吾人が前にもいへるが如く、教師の運動場に於ける動作は、極めて小兒らしく且つ愉快らしがるべきは論を俟たざるところである、或人は運動場に於ては生徒と同一の舉動を取り得るものでなければ、満足に兒童を率ゆることは不可能であるといつた、實に彼の六歳七歳の兒童が左より右より、又前より後ろより取りすがり來るをよしにあしらひおくは餘程の骨の折るゝことであつて、一に教師



教師の熟練を要す

の強壯を要する所以である。

### 第二節 教師の熟練を要す

教師が児童生徒に教授するに當つて、如何なる教科目たるを問はず、教師が十分の熟練研究を積まずして教授の任に當るのは、實に職に對して不忠實に且つ怠慢の行動と言はぬればならぬ、知識的教師より殊に技能的教師の體操科——中にも遊戯に至つては、教師は一層十分なる熟練を要し、而して其の道に堪能にならなければならぬ、世の教育者稍もすれば模範を示すことを非常に厭ふて單に口舌のみを以て説明して、児童が尙ほ了解せぬが如き時があるときは、教師は自己の教授方法の拙劣に不親切なるをば顧みぬで、児童生徒をのみ叱咤咆哮して、教授の効果を挙げやうと焦せるものも決して尠くないが、斯くの如きことは實に椽木求魚の愚と稱せなければならぬ、教師に十分に児童生徒に對して活模範を示すことを得るだけの力があれば、さまで面白くもない單純なる遊戯でも、熟練なる教師の模範によつては大の興味を感じ、大いに面白く大いに愉快に演ずることが出来るのである、例へば彼の獨樂まはしが、獨樂を回はすが如きも、始めは餘程苦しきものださうだか、熟練するときは、見る人も面白く愉快とするのみならず、回はす自身に於ても大いに興味を感じずるものであるさう

説明は簡明なるを要す

だ、遊戯に於てもこれと同じく其の種類によつては、熟練するに隨つて、大いに興味を感じることが多いのである、而して児童をして十分に熟練せしむるには、教師も亦熟練するにあらざれば到底不可能のことに屬する、故に教師は教授するに當つては十分に研究熟練を要するのである。

### 第三節 説明は簡明なるを要す

只だ單に遊戯とのみ聞いても俄かに活氣立つが如き児童は、教師の言を待たずして切齒扼腕するとか、勝敗の運命に如何等を議するのであるから、冗長なるところの説明には耳を傾けて居るものではない、明瞭にして而かも簡潔に要を得るを以て要旨と注意せなければならぬ、殊に児童の誤つた場合の如き、説明を以て良好の手段と考へ、反覆數回を以て児童の厭忌を來たし、興味の逸出を意とせない教授者があるが、是れ等は實に下手の骨頂といはなければならぬ、かゝる場合には簡潔なる説明と同時に我が身を以て之が實際を示範し、誤謬の如きは之を極端に示すを以て最も有利であると思はぬければならぬ。

### 第四節 審判は公明正大なるを要す

遊戯は殊に競争遊戯は児童生徒をして虚心坦懷飽くまで公明正大に動作せしむべきもので

審判は公明正大なるを要す



ある、故を以て若し其の審判にして然らざることがあれば、何を以て彼れ等に公正を強ふることが出来やうか、故に教師は一方児童生徒を鼓舞激励すると同等に、一方遊戯時間に於て自己自身審判に際しては、冷静なる頭腦と、沈着なる態度とによつて、公明正大なる審判を下さねければならぬ、然らざる時は訓育上實に救済すること能はざる弊害を醸成することがあるから、教育者は最も慎重に、且つ最も公明に審判す可きである。

#### 第五節 教師自ら工夫を要す

遊戯を教授するに當つては、必ずしも其の数の多からんことを望む必要はないが、同種類の遊戯でも教師が少しく之に工夫を凝らせば、より以上の効果あらしめ、價值あらしむるものとなすことを得るのであるから、教師は常に此の考へを念頭に置いてすることが最も必要である、これ普通一般の遊戯より採擇して以て教材としたところの遊戯を、其の儘採用して児童生徒に教授するといふことは、一面には自らの不見識にもなれば、又土地の事情に依り、児童の如何に依り、場所の廣狹形狀等に依つて、全然直ちに採つて以て行はしめ得難い事情が存するからである、要するに児童生徒の境遇及び心理の状態等を研究して、遊戯方法等を參酌吟味して教授者自らが種々に工夫發見せられたものが最も價值ある教材であるの

教師自ら工夫を要す

児童の好  
伴侶たる  
を要す

だ。

#### 第六節 児童の好伴侶たるを要す

教師は一面に監督者たると同時に又彼れ等の好伴侶者となることが遊戯教授上最も策の得た方法である、児童は遊戯そのものに興味を把持することは勿論ではあるが、教師が更らに進んで其の競争等に加するときは、層一層の元氣となるものであることは、我れ／＼が日常目撃して居る事實である、教師は場合に依つては單に監督者となつて常に傍觀的態度に出づるのみならず、又一面に於ては児童と共に遊戯し、時に喜び時に躍り、時に拍手し、時に鼓舞し、時に奨勵するが如きことを心掛けねばならぬ、徒らに澁面作つて何處までも嚴格なる態度のみを以て児童を監督するは、教授法の最も拙劣なるものと稱せざるを得ない。

#### 第七節 児童の隨意遊戯を研究するを要す

今更ら吾人の絮言を要するまでもなく、児童生徒の想像界は實に洋々として豊富なるものである。何等の拘束さるゝ處なく極めて自由なるものである、この豊富にして而かも自由なる彼れ等の想像界は實に有趣にして且つ適切なる新案遊戯を産出するものである、故に教師はよく此の児童の心的傾向——遊戯を愛好する心理的作用の如何を十分に研究して、其の材料

児童の隨  
意遊戯を  
研究する  
を要す



を蒐集し、以て自己の教育上の参考の資にし、且つ大に利用せんことに留意せなければならぬ、徒らに机上若しくは多くの書籍を獵つて遊戯の教材を選択して教授するが如きは職に忠實なる教育者のなすべきことではない。

#### 第八節 最後に公平なる批評を加ふるを要す

児童生徒が遊戯に熱注した際には、其の事の前後、善悪等の理性的判断を下すが如き態度を失つて、全然感情のみを以て凡てを判断し、果ては決定するが如きことがあるから、教授者は遊戯が終つた後には、極めて冷静に嚴格に且つ公平に批評的判断を下さなければならぬ、而して其の賞す可きは十分に賛し、貶すべきは大に反省を促がして名刀亂麻を切るが如き概がなければならぬ、斯くの如き賛す可きは賛じ、奨励す可きは奨励してこそ眞の教育的價値の偉大なるものが彼れ等に及ぶべきである、而して遊戯が獨り體育上の價値あるのみならず、児童生徒の訓練上に多大なる効果を表はす所以である。

#### 第九節 自治的に自由たらんことを要す

體操は號令的にして而かも亦幾分壓制的であるけれども、遊戯は自由的にして而かも亦何處までも自治的に出來て居る、故に遊戯を教授する際には教授者は其の傍觀的位置にあると

最後に公平なる批評を加ふるを要す

自治的に自由たらんことを要す

演戲中にあると否とに關せず、出來得る限り自治的にこれを課す可きである、成る可く干渉をせぬが宜しい、決して壓制し、猶ほ脅威するが如きことがあつてはならぬ、他より命令を受けてなすものである、これは義務であると感ずるときは決して愉快なるものではない、即ち教育者が餘りに干渉をするときは、却つて児童生徒の自發的活動を抑止することになるのである、従つて彼れ等には自然に興味が湧かぬから其の遊戯には生命がない、光彩がない、児童生徒の遠慮なく自己の本性を發揮するが如きも少くなるので、教育者に児童を観察する機會もなく、ために遊戯教授の目的を達することが不可能になる、故に教授者は何處までも児童生徒の個人性を尊重せなければならぬ、児童は口にくそ出さぬれ、其の心の中では相當に考へを持つて居る、従つて相當に行動をするから、教授者は所謂大綱を振つて其の範圍内に於ける活動は彼れ等の自治心に訴へるがよい、遊戯を教授するには始めに児童生徒自身に其の種類を選ばしめ、その規約の如きも務めて合議體にてこれを定め、その監督者の如きも亦成るべくは彼れ等の中より之を選ばせて、これに任ずる方がよい、斯くて教師も其の一人に加はつて遊戯をなすならば、務めて其の規約に服従し、決して我意を立てその制裁を免れやうとするが如きことがあつてはならぬ、殊に遊戯中に教師の資格を立て叱責するが如き



は、甚だ宜しくない、若しもこれを叱責せねければならぬが如き場合があらば、同じ友達として宜しくこれに忠告す可きである、斯くの如き際に於ける忠告は教育上非常なる價值あるものである。

第十節 訓練的なるを要す

遊戯は單に體育的に其の目的を有するばかりでなく、訓練的にも亦多大なる目的を有するものである、寧ろ遊戯の目的は訓練にあるといふても、敢て過言ではない位であるから、この訓練といふことを離れては教育上の價值は甚だ少いものである、故に遊戯を課するにつきは勉めて野卑なる言語動作を避けしめ、殊に頑固亂暴などの振舞があつてはならぬ、一利を興さうとするものは、その以前に於て須らく一害を除くべきものであつて、この遊戯に於ても右に述べたるが如き野卑なる舉動を制止するのでなければ、團體を愛する心情をかく同情心とか、或は規律ある舉動とか、或は大きくいはゞ義務の觀念の養成等の如き、品性陶冶上に資すべき心意の習慣を養成することが出来ないものである、この目的を達するの今一つの條件は、前來重ねて陳述せしが如く、自動的に何れも喜び勇みて遊戯するやうに仕向けなければならぬ、殊に又瑣細なる事の如くではあるけれども、競争遊戯を好むるときと、そ

訓練的なるを要す

規約は嚴守するを要す

の終るときとの如き際には、勝つても負けても、正しく禮儀を以て相對させなければならぬ、即ち武士の仕合の如く精神と儀式とを以て對させなければいかぬ、演技中にも負けたるものは潔白に、勝つたものも亦同情を以て親切なる態度を取るやうに注意すべく、決して亂暴粗豪なる行動があつてはならぬ、實に囂然雜然として適從するところなく、列は亂れ、隊は崩れ、教師が何處に居るのかも識別することが不可能なるが如きは以て遊戯とは稱することは出来ぬ、遊戯は自由である、而かも其の自由は兒童生徒がよく自己の分を守つて犯すところなき場合に於てのみだ、徒らに自己の慾望を満足せしめやうと思つて、他を侵略し他を壓服して以て喧噪を來たしたるが如き時には、須らく適當なる處置を施し、公明正大にして、苟しくも禮儀を破り、若しくは野卑なる行動等を敢てせしめてはならぬ。

第十一節 規約は嚴守するを要す

如何に遊戯は兒童生徒の自治に訴へて演戲せしむればとて、遊戯の規約を無視して、彼れ等の任意に放埒に行動をなさしむることは、教育上甚だ面白くない現象であるから、彼れ等をして與へられたか若しくは定められた規約の範圍内に於て競戲し、演戲をなし、活動せしむべきである、然らざれば徒らに競戲に勝利を得んと焦るために、最も注意を要すべき訓育



練習を重  
ねて愉快  
ならしむ  
るを要す

的方面に於ける卑劣なる行動をせぬとも限らぬ、教授者の十分に注意する點であると思ふ。

第十二節 練習を重ねて愉快ならしむるを要す

徒らに多くの教材を選択して、所謂斬新奇抜と稱して得々たるものがあるが、これは非常なる誤解といはぬければならぬ、兒童生徒は素より變化を好み、同一の事柄に満足するものではない、されど或る種の遊戯に至つては練習の度を重ねるに従ひ、益々興味を増し、學年の高下と時季の如何とを論ぜざるものがあるばかりではなく、普通遊戯でも、僅かに一週二回位の練習では到底完全なる域に進み、其の遊戯に授ける真正なる愉快を感じ得べきものではない、故に適當なる際に十分に練習して其の遊戯の目的を遂行して彼れ等の心身により多くの効果を得させることが最も肝要である。

第十三節 時間及季節の適當ならんことを要す

遊戯が其の課する時間及び季節によりて、其の課する種類を變更案配せなければならぬ、これ即ち心身の發達との關係の外に立つところの一つの條件である、例へば朝一二時間の間の如き、彼れ等の活氣に富んだ時に於ては、規律立らたる遊戯、或は同情を以て對する遊戯の如きも、之を課することを得れども、身體の疲勞するに隨つて、恐怖心を利用するものと

時間及季  
節の適  
ならんこ  
とを要す

か、或は競争心を起させるものとか、其の刺衝の強きものを選ばなければならぬ、特に注意を要する遊戯の如きは、身體の疲勞した後には愉快に行ふことが出来ぬものである、これと同じく季節との關係は甚だ大切である、例へば蝶々——の唱歌をうたひ、互いに手を執つて遊ぶが如きは、春日百花爛熳、風日和煦の時季に於てこそ適當なれ、北風凜然、枯葉凋落、手うるみ、鼻液進るの時に於ては、何の效もないものである、又一「開いたく蓮華の花開いた」の如き遊戯も初秋の露しげき朝蔭に、肌吹く風のいと涼しく、心氣何となく爽快なるときに於ては、思ひの外に興味があるものであるけれども、風力肌を斬るが如く、霞さへたばしつて、指先さのかぢかまる時に、課すべきものではない、然るにこれも細密に調査するときは、實に複雑なる理由の存在するものであらうけれども、吾人の經驗に徴すれば、春夏の季間は大抵優美なる遊戯であつて、同情とか、審美とかいへる性質の多い種類を課するに適當し、秋日に至れば注意を要する遊戯、或は機敏を要する遊戯、或は規律教正なる遊戯等を課するに適し、冬より春の初めまでは、競争的、即ち主として勇氣を要する遊戯に適すると思ふのである、換言すれば春季は情緒的遊戯といふことか出來て、夏季は比較的單純なる感情的遊戯、秋季の遊戯は智的遊戯冬季の遊戯は意的遊戯と見てよろしからうと思ふ、嚴密に言



へば或は少しの不足はあるべきも、教師は大體此の方針にて其の種類を選択するときは、大抵甚しき誤りはなからうと思ふ、又源平遊戯の如きを課する前には修身なり或は歴史なりで源平の事實を教へ、彼のボールの諸遊戯等に關しても、古代の蹴鞠等のかの禮儀とか、古への人の心情の様など話して聞かせたらよからう、要之炎暑の候に體力を要する激烈なる運動を課し、疲勞後に於て努力を要する意的遊戯を課し、算術、理科等の後智力を要する遊戯を課するが如きは、共に當を得たものと言ふことが出来ぬ、百花燎亂たる春の日に於て殺風景なる遊戯を演ぜしめるよりは、落花の雪を踏んで花咲爺の眞似遊をなさしむるのが適切である。

變化あるを要す

#### 第十四節 變化あるを要す

如何に愉快なる遊戯でも同一のものを長く課する時は、終には興味を失するものである。況んや最初より興味の少い遊戯に於ては、同一のものを單調に課するは、大によろしくなく、練習によつて愉快を感じるまでなさしめるのは最も必要なることではあるけれども、單に一二種をのみ常になさしむるとか、或は二三種をのみ餘りに反覆練習するは不可である、譬にも「佛の顔も日に三度」の譬喩があるが如く、如何に圓滿福德の佛の顔も、如何に面白

用具を整頓せしむるを要す

く有難き事も餘りに長く繼續せられては却つて不愉快を感じるに至るものである、由來兒童生徒の興味は繼續の時間は極めて僅少なるものである、而かも遊戯の準備説明等に毎回多大なる時間を費し、遊戯練習の際には、既に興味が索然たるものであるに關せず、反覆練習にて其の效果を得やうとするは蓋し椽木求魚の愚である、故に成るべく遊戯の種類の変更を希望するけれども、之がために前後の遊戯が全く性質違ひのものであつて、其の変更の度毎に非常に多くの準備を要するが如きものは、大に面倒であるから、成る可く其の前の遊戯と關係あるもので、身體の練習の部分と異にするとか、或は別の方法で課するといふ工合にして、その變更のために手間取ることがなく、而かも興味津々として盡きぬものを選択して變化せしむべきである、例へば同一なる盲目鬼にしても、一回は無言にしてその捕へられたものを觸覺、嗅覺等によつていひ當てしめたならば、次には唱歌を嘔はしめて聽覺によつていひ當てしめ、次には全體の活動により勝手に驅逐せしむるなど、其の一部づゝを變更して教授するも眞に興味があるのである。

#### 第十五節 用具を整頓せしむるを要す

元來我が國人は其の通弊として、所謂終りを完うすること即ち後始末をすることは最も拙



劣であつて常に注意の不足なる國民である、自らが遊戯をするために使用したる用具は、自己が後始末をすること、所謂整頓す可きことは必然になさねばならぬのである、寧ろ後始末—用具の整頓までしてこそ、立派なる行爲をしたといふことを、児童生徒に深く教授せなければならぬ、さすれば一面用具を大切にするといふ上よりのみではなく、尙ほ一面規律上よりいふても大々的に効果があることである。

### 第二十三章 雨天に於ける遊戯

體育が尊重せられて以來、雨天の際に於ける體操時間が他教科の爲めに奪取せられるやうな現象が尠くなつたが、動ともすると児童の喝采を以て迎ふるお話に代ることがある、斯くの如き有様では體操を正科とせし精神に悖る、出來得るならば他の教科を蠶食するやうな位置にあらしめたいものである、體操が晴天の際に必要なものであれば、種類分量に於てこそ多少の差異はあれ、等しく雨天の際にも必要でなければならぬ、併し屋内體操場の設備ある場合と全くこれが設備のなき場合に於ては、大に其の趣が異つて來るから以下これについて述べやう。

屋内體操場の設備ある場合

屋内體操場の設備ある場合

【屋内體操場の設備ある場合】 近來校舎の新築改築と共に屋内體操場が設けられるやうになつたのは、自然の趨勢ではあるが、教育上より見て眞に慶賀す可きことである、希くば何れの學校に於ても此の計畫をせられんこと、敢て完璧を希望するわけではない、財政の許す範圍に於て雨露寒暑を凌ぐに差支ないだけの設備でよい、少しく岐路に這入り込んだが結局體育を重視したところより斯くはなつたのである、此の設備ある處に於ては別に雨天の際に於ける遊戯として特筆す可きものは無いが、空氣清涼自然と身體の活動を促進する青天井の下に於てするものは多少異なる材料によりて異りたる方法を以て教授する必要が起る、何にせよ室内のことであれば、狭くもあり、採光通風の十分ならざるところであるから、此の點に特に注意を要する、其の他は普通の場合と同じであるから贅言を省くこと、しやう。

【屋内體操場の設備なき場合】 此の場合に於けるものが他教科の蹂躪に任す時である、各教室に於て體操を行ふことは何程教授上及び訓練上よりすれば、一點難ず可きものが無いではないが、體育上より見れば是れ等理由の下に屈從することは出來ぬ、彼の軍隊に於けるものを見よ、軍隊には一の屋内體操場的のものはない、雨天の際には各室の寢臺其の他卓子の如きものを一隅に押し寄せ、狭い室内に於て術科を課して居るではないか、小學校に於て



は全然之に準據することは出来ないにしても（中等學校には假令屋内體操場の設備なくも生徒控所があるから其處で出来る）机腰掛を一隅に積み重ねたら、優に體操遊戯を行ふ、空位を造ることを得る、運動の種類により方法によつては、假令机腰掛等を働かさずとも爲し得られるのである、畢竟運動の種類を選択するところに先決問題が生じて來るのである、故に吾人は室内に於て行ふか或は行はぬかに就いて云々すべきではない、體操にまれば遊戯にまればその如何なる材料を選択す可きかを考究するに過ぎぬ。

## 第二十四章 遊戯と訓育との關係

### 第一節 遊戯と訓育

遊戯は兒童を天真爛漫に活動せしむるところの唯一なる教科である、活潑は兒童の天性である。故に兒童は決して靜座安逸を食るものではない、遊戯は兒童の自由なる想像に由つて行動せしめるのであるから、種々なる想像の下に亦種々なる行動を形成する、是れ實に遊戯の獨特なる長所であつて、而して亦他教科に於て殆んどかゝる場合に遭遇することの不可能なる點である、即ち遊戯に於て多血質の兒童は快活にして而かも活動が實に多端である。塵

汁質の兒童は剛腹にして又頑固に陥り易く、神經質の兒童は身體瘠せ首細長く鼻尖り、皮膚蒼白色を呈し、且つ憂鬱偏癇なる性を現はし、粘液質の兒童は冷靜にして遲鈍安恬性を表はす等、教師をして彼れ等の個性習癖等の觀察を容易ならしめるものである、即ち遊戯は修身科に於て授けたところの道義的事柄を實際に演出する場合が多いから教師の觀察考查を容易ならしめ、其の他弱點とする種々の惡癖も亦發見せらるゝ等教育上參考に資す可き材料を得るの場合が極めて多いから、教師は常に此の點に注意して苟くも遊戯中道義に反したる事實或は足らざる事があつたならば、決して看過することなく、適當なる處置によりて以て彼れ等を何處までも善導誘掖せなければならぬのである、如何に遊戯は兒童に愉快に自由に且つ面白くなさしむるを要するとはいへ、修身科に於て教授した道義的事實を蹂躪するが如き又は背反するが如き行爲があつても、今日は遊戯の時間であるから、成る可く愉快に遊戯を終らすなど考へ、他日修身科に於て注意を與へやうなどと看過するが如きは、遊戯の訓育上の目的を忘却した方法にして、斯くては學校として教育的遊戯として、果た訓育的遊戯として其の效果の主要部分を失ふものとなるのである。

要之遊戯の訓練上に於ける任務は唯だ彼れ等兒童の心身を自由に作用せしめ又は利用した



だけでは足りない、矯正すべきは陶冶し、奨励すべきは奨励して而かも、夫れを幾度となく實際に反覆せしめて一種の習慣、即ち第二の天性となるやうにし、又一方に於ては修身、國語其の他の教科目に於て教授した道義上の觀念が其の儘で居らないやうに、夫れが徹底的に力強く心力となるやうにする、即ち道德知識が兒童の精神に消化して仕舞つて、體得の状態に按導し、然かも其の精神力の道德的習慣を付くるにある、彼のフレ・ベル氏の「遊戯は遊戯として終らしむるに非らずして、これを實際の行爲に變ぜしめなければならぬ」といはれたのは蓋し遊戯訓育の要を喝破したものであると稱す可きである。

### 第二節 個性と遊戯

訓育上に於ける手段としては先づ兒童生徒各自の個性を知ると云ふことが必要であるのは今更ら喋々を要しない事で、現今個性研究など、八釜しく言ふのは教育上甚大なる要件を有して居るからだ、學校教育に於て團隊を主として個性を顧るのに暇がない爲めダヌ人間を作ると云ふのが往々局外者から非難せらるゝ事であるが、實際個性を知らずして完全に近き教育を施すといふことは不可能の事であるのだ、ところが遊戯は此の要求に應ずるに好適の手段である、即ち遊戯に於ける心理の作用は想像の自由發動にあるのであるから、兒童各自

の個性發表を見る事が實に易々たるものである、實に遊戯の際に於ける彼れ等兒童の天真爛漫たる一舉一動は皆其趣を異にして千差萬別、活潑にして鋭智なるもの、或は沈着にして剛毅なるもの、又或は怯懦にして輕躁なるもの、猾智に富むもの數へ來れば兒童の稟賦は一として運動場に曝露せられないことはないのである、教師は是等各自か發表の形式を見て教育上の資料とせねばならぬ、所謂人を見て法を解けとは古人の云ふた事であるか、教室内に於てはなか／＼此の無邪氣なる偽らざる飾氣のない個性發表と云ふものは六ヶ敷いが、遊戯のとさだけは極めて露骨に無遠慮に現はるゝものであるから教育上甚だ必要の事である。

### 第三節 修身の實行

修身科では一方に道德的智識を授けると共に他方では實行が伴はなければ、價值がないものである、殊に小學校に於ける修身科は實行的習慣を作るに重きを置かなければならぬことは余が茲に更めて絮言するの要を見ない、遊戯實演中に於ける一舉一動を見れば一として修身科の實行でないものはない、例へば規約を遵守すること、一致協同すること、正直ならざるべからざること、其の他勇氣沈着等の諸徳は何れも實際的に行れるのである、若し是れ等諸徳に背けば靚面に兒童は其の競技の失敗に歸するか、さなくば團體から排斥侮辱せらる



ゝので、どうしても道德的規律に遵はねばならぬ事になるのである、特に或團體に對する自己は一員の責任を知らしむると云ふことなどは好個の機會である、故に教師は實演中常に周到なる觀察と、正當なる審判講評等をなし、修身科と密接なる關係を維持して以て實行的習慣の養成を圖るを努めねばならぬ。

#### 第四節 教師と兒童

教育者と被教育者との間には一種の差別は必要であるが、其の間互に親善の和氣充ちて居なければ眞正の教育的効果は現れないものである、教室内に於ける教師生徒と云ふものは動もすれば此の親善な境を作るに多少不適當なところがある、然るに遊戯は此の要求に應ずることが出来るのである、一體人は年齢の多少を問はず、互に苦樂を共にし、身相近づき事相同じければ其の間に一種の情緒纏綿として發動するもので、遂には親善の境に達し、相互の間に一の講議を生じないやうになるもので、實際に遊戯は兒童と教師との親善を圖るには此上もない好機で、之によつて以て教育上幾多の効果を擧ぐることが出来る、彼の運動場裡に於て教師に兒童と同等の權利を以て互に手を把り、駆け、跳び、笑ひ、叫ぶ、其の有様といふものは如何に自然の歡樂を生じて居るか、彼の千古の大家ベスタロッヂ及びフレイベルの

教師と兒童

兩氏が實に教師は是れ等の機會に於て兒童をして自己と教師との間に聊かも墻壁なきを覺らしめなければならぬ、教育は一方に於て犯す可らざる威嚴の必要なると共に、他方に於て和氣霽然として親しむべきの餘裕があつて、始めて眞正の訓育的效果を收むることが出来るのであると唱破したのは實に千古の名言ではないか。

#### 第五節 競争心の誘導

競争の衝動は甚だ必要な事で人生の凡てが此の衝動の爲めて進歩もし、發展もし、向上するのである、若し人生のうちから此の衝動的争闘をとつたならば、現今のやうな立派な文明的開化を作る事は出来得ないのである、かくも大事な衝動から出来て居るところの競争的遊戯は、教育上甚大なる價值があることは兒童教育に従事するものゝ等しく知るところである、併しながらこゝに注意をしなければならぬことは、彼れ等兒童をして漫りに慾望の奴隷とならしめぬことである、智力が未だ發達しない、兒童は動もすると不正の事をして他を陥れてもなほ且つ勝を占めんとするは一般の状態である、教師が若し毫も顧慮することなく單に一も競争、二も競争の勝てゝの一點張りでは、或は大なる弊害を生じ、彼れ等兒童に惡習慣の根底を作るの憂なきにしもあらずだ、それであるから教師は常に彼れ等を導くに先づ

競争心の誘導



第一には正邪に勝つべきものなることを知らしめ、且つ自己力量の如何を覺らしむるに努力せねばならぬ、ことに自己が或剛隊中の一員たることを充分自覺せしめなければならぬ、彼ら徒らに勝敗の數にのみ熱注せしめ、遊戯の規約を蹂躪せしめて猶看過するが如きは兒童訓育上誠に嘆すべきことである、要するに競争的衝動は積極的に向上させると共に、一面に於ては消極的に美しい感情と正しい智力とを以て導かしむる様にせねばならぬ、

## 第二十五章 運動會に於ける競争遊戯選擇の要件

### 第一節 選擇の根本的要件

運動會に於て行ふ可き運動としても別に特殊のものがある可きではない、總て學校體育として日常教授練習の十分積まれて居るもの、中より採擇す可きものなること、従つて其の結果として平素體操の正課時間に於て練習された、運動が其の大部分をなす可き事は、吾人が茲に絮説するの要を見ずして自ら明かなるものである、然しながらそれ以外の時間に於てよく教授練習せられて居るものならば、之より採擇しても敢て差支はない譯である、徒らに觀覽者の低級なる趣味に迎合せんとして日常教授と何等關係なき教授細目と沒交渉なる運動を

採擇の根本的要件

採擇して施行するが如きは、嘗に教育者の見識の低級を示すのみならず、運動會をして墮落せしむる手段に外ならぬ、故に吾人が茲に言はんとする競技運動も平素正課時間中に教授された材料が基礎になつて居なければならぬわけではあるが、然しながら運動會の目的が苟しくも學校體育の實績を發表し、更らに之が改善を圖り、進んで日常訓練の状況を公示して、社會一般に體育獎勵を試むるにあるのであるから運動會に行ふ可き運動と日常何時にても教授する運動とは、自然的に來た必然的に平素練習せる運動の應用もしなければならぬ時がある、寧ろ之が多いのである、何となれば日常體操時間中に於ける運動は、凡てを兒童と對照して行はれるのであるが、運動會の當日に於ては兒童を主とするは勿論であるが、父兄及び一般の觀覽を許して、社會體育を獎勵せんとするには、全然是れ等を無視することは出来ぬ、假令運動者自身には非常に趣味あり、價値あるものでも、觀覽者は如何なる運動をして居るか(重に競技運動の場合)不明瞭なるものがある、嘗て余は以下の如き經驗を得たこともあつた、日常教授して居た競技が兒童自身も非常に趣味を感じ、運動量も、極めて甚大に時間も亦僅少に、用具も亦頗る簡單にして、體操時間中に課を競技としては實に上乘のものであつたに拘らず、運動會に其の儘演ぜしめて大に非難を受けたことがある、如何に運動會



の運動を日常教授した競技から採擇す可きであるとはいへ、運動會當日の運動が前述の如き状態では、所謂運動會の目的たる社會的教育の資にもならぬわけである、吾人は左に運動會に於ける競技運動の選擇要件を一言したいのである。

第二節 生理上の要件

イ、僅かの時間に運動量の多いもの 一回の競技に多大なる時間を要し、容易に勝敗の決せざるが如きは運動會には不適當である、即ち限りある時間内に於て、多數の兒童に可成多く運動を而かも平等に演ぜしめんとする要求から起る自然の結果である、平素の體操時間中に於ては組数を多くして短時間になし得るのであるが、運動會の當日に於ては此の便は有せぬ、一日に全校の兒童を出演させなければならぬし、又各學級を可成出演の回数も多くせねばならぬのであるから彼れ等の活動慾を満足せしめんとするには如何にしても短時間にして、而かも運動量の大きなものを選ばなければならぬ。

ロ、身體的實力の競争によりて勝敗を決するもの 競技は總て身體的實力の強弱によつて其の輸贏を決する程のものでなければならぬ、元來運動の効果は身體自身に多く期す可きものであつて、健全な精神の發達は難がて期す可きものである、故に運動をしながら、智識を

生理上の要件  
僅かの時間に運動量の多いもの

身體的實力の競争によりて勝敗を決するもの

準備の簡單なるもの

自然的にして而かも雄大なもの

使用するといふことは兒童に於ては到底不可能なるものである、故に日常の競技は勿論運動會に於ける競技は競争中智識に訴へて其の勝敗の行動を豫想してなすが如きは、競争間奸策を發見するとか權謀を畫策するとかのことはなく、専ら身體的の實力に訴へて競技す可きものを選ばなければならぬ。

ハ「準備の簡單なるもの」準備に多大なる時間と金錢且つ勞力を要するものは絶対に採らぬがよい、運動會は何處までも簡單質素を尙ぶ、運動會當日は多數の係があるからして、差支はながる可きも、而かも敏捷に行ふについては、多數の器具機械を要し、之が運搬設備に多大の時間及び勞力を要するが如きものは宜敷排斥す可きである、徒らに景氣づけのため多數の人夫を雇入れて準備するが如きは、平素の課業と全然連絡のないのを立證するものである。

ニ「自然的にして而かも雄大なもの」如何に身體の練習發達を促進し、進んで鍛鍊すればとて不合理にして亦不自然なる競技は全然採らぬがよい、競技は何處までも自然的にして且つ其の態度若しくは方法が雄大であることを切望する、此の點につきて彼の百足競争の如きは吾人の最も嫌厭するところである、既に脚部を緊縛することが最早不自然で又消極的で



ある、成る程競技には吾人の勢力活動より其の自由を禁壓して或る事業をなさしむるが如きことは、或方面より競技運動の成立要素となるかも知れぬが、然しながら斯くの如きは實に消極的にして又不自然の大なるものである、何故に其の兩脚を自然にして積極的に活動せしめないであらうか、不自然なる競技要素を有する運動は必ずや其の方法は不合理にして且つ消極的に微弱なる運動たるを免れぬものである、其の自然を奪ひ、其の自由を拘束して競技せしむるよりは、其の自然を助長し、其の自由を伸展して競技するは教育的にして人道的なることを深く思はなければならぬ。

ホ「同時に行ひ得る團體的のもの」運動會に於ては前述の如く時間の制限がある、従つて團體的のものを多くする必要が生ずる、而して可成團體が而かも同時に行ひ得るもので、運動量の大なるものを採擇するがよい、平素の場合にあつては、兒童をして他人の練習振りを見て自らの反省材料となすとか、又は自分の番を経ても、全體の競技を終るまでは規律の下に行動す可き訓練をなす爲めとかにて、順次の團體的のものもよいのであるが、運動會の場合には斯くの如き必要はない、但し絶對的に不可とするのではない、初學年には多少採擇してもよいと思ふ。

同時に行ひ得る團體的のもの

個人を認め得る團體的のもの

へ「個人を認め得る團體的のもの」團體的競技は個人の奮勵努力の總和が表はれて勝敗を決するところに特長がある、故に團體競争の如くにして、其の實は最後の弱者のみによりて勝敗を決するものは避けなければならぬ、これ等は人數の競争に種々あることであつて、例へば一定の線に到達す可き整列競争に於て早く着した兒童は其の努力の甲斐なく尙ほ餘力があつても自己の組の弱者を助くることの出来ぬのは純然たる團體競争ではないのである、個人の奮勵が團體の中に於て明瞭に認められない時に、往々自己の責任を盡さざるが爲に出づるものを生ずるのである、最も斯くの如きものは平素の訓練によつて既に矯正せられて居る可き筈であるから、此處には積極的に個人が如何によく奮勵活動したかを認め得る種々のものを採擇したいといふに歸するのである、之が爲めに殊に斯かる兒童を稱表す可き方法を講ずることがあつてもよいと思ふ。

### 第三節 心理上の要件

イ「其の方法簡單にして智を要せぬものを」其の競技方法が非常に複雑であつて、智識の優劣を以て輸贏を争ふが如きものは絶對に避く可きである、競技の眞髓は何處までも身體本位にして智識本位ではならぬ、其の競技の方法が餘りに複雑であれば、競技も滯滞を來た

心理上の要件  
其の方法簡單にして智を要せぬものを



男女性に適應せるもの

し、兒童は却つて躊躇逡巡して元氣に奔放的に活動することが不可能になる、智識を以て争ふが如き競技は日常如何に十分に練習されてあつても、必ずや競技中に奇計を畫策することが多くして、自身に於ても觀覽者に於ても愉快に思惟することが出来なくなるのである。

ロ「男女性別に適應せるものを」是は平素の體操法を教授する上に於ての注意であるが、運動會の際にも移して選擇要件とす可きである、男子には勇敢壯絶なるものを、女子には優美快活なるものを選ぶ可きであるが、男女合同になす運動に於て最も必要なる注意事項である、低學年兒童にあつては深く思ふの要を見ざる可きも高學年兒童に至つては、十分に性別の然るところを考へなければならぬ。

第四節 訓育上より

イ「勝敗の明瞭なるものを」日常練習された兒童には勝敗の極めて明瞭なるものでも、觀覽者の位置に立つては不明なものがある、敢て觀覽者の爲めにするのではないが、徒らに組數を多くしたり、煩瑣なる條件の下に行はせると最後に至つても何が何だか殆んど五里霧中に彷徨して居る感を引きさせる、そして審判上にも困ることがある、これは日常教授の際に十分に注意す可き要件ではあるが運動會の際には殊に注意す可き點である。

心理上の要件  
勝敗の明瞭なるもの

僥倖心を起さぬものを

ロ「僥倖心を起さぬものを」さらぬだに輓近世人の風潮が一般に眞摯、堅實なる活動の精神を失つて、専ら僥倖心のみを渴望する様になつた、而して今日彼の一擲千金、濡れて手で粟等のことが非常に有りがたがられ、崇拜せらるゝが如くなつたので、兒童も亦是れ等の風潮に感染して來た事は事實である、故に競技を選擇するにしても勝敗に僥倖心を起さしむるが如きは一切採らざるは勿論何處までも競技の最後の勝利は必ず自己のベストを盡してこそ得らるゝものであることを知らしめなければならぬ、運動會は兒童が、平素に於ける、修練の度如何に對する試金石である、平素の努力が結晶して如何なる結果を呈するかを見るの良機會であるから、何處までも着實にして而かも又眞實にして猶ほ眞面目に競技したる結果に於て、最後の勝利を得可きものたることを知らしむるが最も肝要である。

ハ「野卑滑稽ならざるもの」運動會に於て行ふ可き運動は勿論平素教授せるもの、中より採擇す可きであるから、此處に言はうとする野卑滑稽なるものは平素に於ても勿論教授するとはないから、今更らに絮言の要は見ないのであるが、運動の輓近隆盛なるにつれ、光益々明かなれば影愈々暗しにて、運動を何でも嶄新奇抜にして、觀覽者の低級なる趣味に合致せんと焦つて滑稽なる茶番的なる野卑なる競技を演じて得々たるものを憐まざるを得ないので

野卑滑稽ならざるもの



苛酷残忍  
ならざる  
もの

ある。

ニ「苛酷残忍ならざるもの」教育的學校運動會に於て行ふ可き運動が、教育的にして又道徳的なることは必然的である、故に苛酷残忍等の文字を以て取り扱ふ可き競技は決してなす可きものではないが、世上稍もすれば非人道的に將た非訓練的なる競技を演ぜしめて得意なるものもないとも限らぬから、特に此處に言説して置くのである。

## 第二十六章 遊戯用具と其の調製法

他の諸教科を教授するに當りて、其の教便物が必要であるが如く、遊戯を教授するに當りても、亦種々なる器具の購求を要することは吾人が今更ながら絮説するまでもなく明瞭なる事實である、而して其の費用は決して吝む可きではない、然れども教育者は時に經濟上より器具の購求を制限せられて消極的の態度を取らぬければならぬことが決して少くはない、是れ一般に遊戯の教育的効果の甚大にして兒童生徒の教養上其の價値の必要にして而かも缺く可からざるものなることを深く了解せぬ結果ではあるには相違ないが、又其の用具購入に多大なる費用を要すると一は製法の拙劣なるため保存の困難なるに原因するのである、吾人は理

帽子

科教授上其の教便物の甚大なる費用を要するが如く、遊戯教授に於て理科教授と等しく費用を吝むなかれといふ極端なる議論をするものではない、是れ大いに兒童に直接に經濟的事情を實見せしめ、質素儉約の徳を養ふと一は學校の經濟を顧慮するによるものである、然しながら如何に都合を練り合せをしても都合のつきかねる時は、其の場合に處する方法を考へねばならぬ、成る程如何なる遊戯を教授するにしても全然器具なしになし得る遊戯は少しはないではないけれども、實際上全然無器具を以て教授し通すといふことは到底不可能なる業である、即ち學校に於て遊戯教授に當りて最少限度是非共設備しなくてはならぬのが四つある、即ち帽子(襷)と毬と旗である、是れ等は吾人の炊事器具と同じく遊戯の教授に必然的のものである、然しながら又此の四種のもを商店から購入する餘裕がない場合、其の他質素儉約の徳を養成するといふ訓育上の考へからいへば、簡便に女兒に調製させたならば、一層安價でもあり、且つ亦一舉兩得の策であらう、左に其の簡易なる調製法を述べて置かう。

【帽子】 帽子の製法は凡そ八寸平方位の布を圓形に裁ち、其の周縁を二三分折り込みて縫ひまはし、其の中に紐を通し、頭の後部にて絞るが如くし、前に飾りとして、庇をつける、是れは圓形の布(紅、白)と其の他僅かの材料を支ふるれば高等科の女兒には製作することを得るものである、而して其の費用の如きは兒童各自から實費を徴して調製しても多分は要せぬ、尙ほ其の遊戯帽子は各自に所有せしめて置くことは、兒童の便宜上からいふても學校の都合上からいふても



衛生上から見ても至極便利のことであらうと思ふ。

【襪】 襪の製法は技に事新らしく説明するまでもないであらう、これは男子の帽子に相當した、紅白の粗分けの目標であるから相當の數だけの紅白の襪を尋常五六年か高等科の女兒に縫はしめたらば宜からう、其の費用も學校の都合上、兒童の便宜上から、各自に消費を徴して調製して各自に所有して居つたならば宜からうと思ふ。

【毬】 毬の種類にはハンドボール(手球)とフットボール(蹴球)とがある、而してハンドボールのうちには小さい所謂源平ボールの如きものと、蹴球の如き大きさの所謂メヂンボールやセンターボールの如きものと二種がある、又フットボールのうちにはアツツシエーション式(圓形)といふのと、ラクビー式(卵形)といふのと二種があるが、此のうち小學校に於ては卵形のラクビー式のフットボールはなくても宜い、又大形のハンドボールもなくても間に合ふ、圓形のアツツシエーション式のフットボールで、大形のハンドボールは兼用出来る、(但しハンドボールではフットボールは兼用が出来ぬ)故に實際上に於てハンドボールとしては源平ボール、フットボールとしては、アツツシエーション式のがあれば宜い。

源平ボール

圓形蹴球

旗

【イ、源平ボール】 源平ボールを調製するには燈心の層(又ハ鉛層)を毬同大に採み固め、其の表面は少許の綿を以て覆ひ、其の上を糸(紅若くは白)にて巻けば宜い。

【ロ、圓形蹴球】 圓形蹴球を調製するにはズツクを圓形に縫つた中に、燈心の層(又は鉛層)を十分に採み込んで縫ひ合すれば宜い。源平ボールと圓形蹴球は何れも高等科の女兒に調製すれば容易に出来るであらう。

【旗】 金巾にて調製するは普通であるけれども決して其に限る理由はない、白紙、反古、古新聞でもよろしい。これを染色して竹及び糊を與へて兒童に調製すれば直ちに出来る。

其の他の器具も斯くの如く出来るだけ兒童と教師とが協同して製作したら宜からうと思ふ、勿論斯くの如くして調製した器具は遊戯用具としては、商店から購入したのと比較すれば幾分は不完全なる點はあるのは免る可からざることである。

## 第二十七章 競技運動の得失並に改良策

### 第一節 競技運動の利益

競技運動の利益

けれども、兒童は各個の製作にかゝるがために、自己と用具との間が一種の良好なる感情を以て連接され、其の使用を粗略にせず、其の保存を鄭重にするといふが如く調育上併せて經濟上に良策な結果が附随するのである。

一、生理上の發達を促進することによつて筋骨を鍛錬し鬱勃たる元氣精力を養ひ得べき事には誰も異論はなからう。

二、筋肉と神經との連絡を容易にし、全身の筋肉を巧みに且つ容易に操縦し得る様になる、此は應て近代生活に最も重要な技巧技藝手で物を製作する技能を養ふ根柢となる。近年教育學説上に筋肉の運動の練習が高等の精神作用を促進せしめる基礎になると唱へて手工や遊戯を重視する傾向、乃至は勤勞學校や行爲學校と稱して製作行爲を尙ぶ傾向の盛なることを併せて考へる時、此の利益が如何に貴い物であるかゞ分明る。

三、知的並に道德的陶冶の上に大なる利益がある、すなはち

A 烈しい活動の間に力勉、決斷、敏活等の良習慣を養ひ、體力旺盛、筋力強靱の結果は



強い意志力を養成する、複雑な變轉極りない近代社會に出て能く自己の運命を拓きうる爲に大切な意力。

- B 他人と比較して自分の身心の特徴と弱點とを認めさせる。
- C 健全なる心身の必要に迫られて自然と攝生し、衛生を重ずる。
- D 自己の放縱を制して自己の責任を重じ、團體の利益を圖り、一致協力して相手と力争するの必要を知らしめ、且つ之を實地に習得せしめる、此は國家公民となる爲めに一番大切な資格である。
- E 少年期に於て強く顯はれてくる好戰的競技的衝動に發動の機會を興へて、非常に愉快を感じさせるから精神の休養になる、單に走ることは年の長すると共に面白味がなくなつて自然競走になる、單に手足を操人形の様に動かして體操するよりは組合つて柔道をする方が面白くなる。
- F 運動に於て過剰な勢力を發散せしめるから、閑居して不善をなす餘力がない様になる、二千年前にシセロが同事を云つた。

### 第二節 競技運動の弊害

競技運動の弊害

- 一、餘りに過激な運動を行ふ爲に身體を損ふ様になる、其譯は、
  - A、殊に烈しい競争心の爲に自分の身體の不適當をも顧みないで、過激な運動を行ふ時は運動の興味の爲ではなくて、全く負けぬ氣に引摺られて過度な運動をする、更らに自分分が、
  - B、仲間のものから熱狂的に激勵せられる時意氣に感じて度を失ふ。此と同様な理由によつて過度に運動に耽る結果として、
  - 二、學業を疎にする様になる、それから此は總ての競技に共通なものであるが、
  - 三、餘り勝負にのみ心を焦つて、相互間の正しい禮法及競技法則を無視せんとする傾向がある。
  - 四、遠隔せる學校と對校仕合の爲に金錢と時間とを浪費する。

### 第三節 競技運動の改良策

競技運動の改良策

右の二に於て述べた弊害は數々あるけれども、その根本原因は何であるかを考へて見るに、其は唯一に歸結せしめる事が出来る。曰く「過度に勃發する競争心」が之である。病弊の顯象は種々あるけれども禍の源は唯此にある。夫故此等の病弊を根絶せんと欲するものは、須



らく先づ「過度に勃興する競争心」を鎮靜して之を適度にまで下降させる手段を考へねばならぬ、其手段として自分は次の如きものを適當と考へる。

一、成る可く多數の人員が参加しうる様にして、過度に昂奮する競争心を鎮める爲に團體主義の競争を奨励すること。例へば、

【クラス競争】 此は組の生徒が總出て行ふもので（但兩方の組の人数に差があれば多い方を削る。各の生徒についての記録を取る。そして各の仕遂げた仕事の量の總和を算出して比較する。此方法で行はれる競技は、弓術や跳躍（高跳巾跳）の如きものである。各の生徒はある線を踏切て前方へ飛ぶ。其飛躍のメートルを測る。而して各組の者の飛躍距離の總和を算出し比較して多い方が勝。此ならば對校仕合を行つても害なく校内の對級仕合などには最も良い方法である。勝つた組には各種類に就いて優勝旗を與へる。そして其優勝旗は次期の仕合まで其組で保留して置く、此方法は早くから我軍隊で射撃を熟練せしめる爲に用ゐて來た方法である。此の方法でなれば、

イ、過度に昂奮する競争心を鎮めて、各個が競技に對して着實な態度をもつて臨む様になる上に、

クラス競争

ロ、運動が撰手のみに行はれるやうな偏頗がなくなり、一般に總立になつて勵む様になる。特に平生運動嫌ひの生徒までも良心的に奮起して大に組の團結心を固める。此方法と次に述べる「運動徽章方法」とは實際千九百三年以來紐育市の小學校の聯合運動會でやつて大に成功した方法であつて決して空論ではない。愈仕合日が近づくと、生徒は公園や運動場に密集して互に教へ合つて自發的に盛な練習を行ふさうで、最も健全なクラスの精神を養ふ方法だと云はれて居る。

ハ、且つ此によると對校仕合の場合に上級生の一部のみが参加するの奇象を呈することなしに下級のものまでも悉く参加することを得る。

【運動徽章法】 此方法による競争は全く極端に走る敵愾心を巧みに抑へる事ができる。何となれば直接に面と向つて對者を破る必要がないからである。全校の生徒を年齢によるか、身長によるか、體重によるか（此に就ては八ヶ間敷議論もあるが目下體重説が優勢である）して組分けして、第一組の生徒はこれこれの運動をこれ位の程度に於て行ひ得、且つ學業に於て幾點以上の成績を得たものには或る規定の「徽章」を與へる。次に第二組のものにはかくかくの標準以上と定めて其の標準以上のものには徽章を與へる、

運動の徽章法



紐育市の小學校で用ゐて居る標準は、

十三歳以下の兒童は六十碼を八・五分の三秒に走り、幅飛びを五呎九吋。其の他の者は六十碼を八秒に百碼を十四秒間に、幅飛びを六呎六吋。

紐育で始めて之を行つた時は、其の成績は此の資格に合するものは僅々百分の二にすぎなかつたが、五年間練習の後には或小學校では百分の五九に達し、其の他の學校も百分の四〇から五〇の間を上下するやうになつた。此は嘘であらうと想はれる程實に甚だしい體力の増進を示す事實である。此の統計の事實を見て誰でも練習の効果の驚くべく大なるに一驚を吃しないものはあるまい。現在此等の「徽章」は學力體力ともに優秀なる者の印として、此を有つことは非常な名譽となつて居る、以上二つの競技方法は之を聯合運動會の形に於て行へば最も面白く且つ有益で此の點の運動會よりも一層活氣を呈して來るであらう。此等の方法を行ふ際に注意すべきことは最も生徒に共通な能力趣味を顧慮しなければならぬ事である。競技の内容は唯右にあげた二種にとゞまらず、鐵槌投げでもよし、高跳びでもよし、小學校の兒童に行はしむるに適當なものはいくらも考へられるであらう、そして其等を悉く團體競争法で行ふて、一校内に盛に獎勵して贊勃たる

元氣を養はしめるがよいと思ふ。靡弱なる生活力を、過敏なる神經とに備ひ近代の病兒にあのオリンピックスの山で橄欖の樹の一枝故に輪贏を争ふた、古代ギリシヤ人の生命のうなりを頌て。

各競技については主事一名(教師)理事委員若干名(生徒)を以て各競技を獎勵して成績表を作り、學業運動ともに秀拔なる者には徽章を與へて胸につけて登校させる。

二、前記聯合運動會の形式による外、對校仕合は全然之を廢止すること。從來の對外仕合は絶対に廢すべし、害多くして益少し、既に對校仕合などを許す以上は、どれ程教師がその心得について鹿爪らしく正々堂々と喋々しても駄目である。さもなくば到底前記數項に亘る弊害は到底防止する事が出來ない、左様に自由競争を行はせずとも、何程でも前に述べた競技の利益を收め得られる。此まで自由仕合の爲に費した氣苦勞と金錢とを轉じて校内の團體的競争の爲に畫策したならば、何れ程全校の生徒が運動を行ふやうになり、上達し、健康を増進し、共同一致の精神を養ふ事かも知れない。殊に前記(一)の方法による團體成績の記録は小學校ならば同一郡下の小學校は皆申し合せて、同一の標準によつて作成する様に定めて置いて、毎年そのレコードを比較し、それらの記録は生徒



に公表して、優れたるは益振ひ、劣りたるは一層の努力を促し、併せて愛校の念を喚起する事が出来る。唯此の場合に處信す可き最大の根本は教師の公平なジャスチスである。教師自らが競争熱に罹つては萬事休矣。

結辭

第四節 結 辭

斯様な事やつて居つては面倒で繁雜で仕方がないと第一に誰か横槍を入れるであらう。けれどもチャンと秩序を立て、行へば其程厄介な事ではなからう。厄介だから踏み潰すと云ふことは他に骨を折つて行ふべき事を比較して、存在價值が甚だ弱少で取るに足らない場合に云はれることである。若し自分が前に競技の利益として論じたことが虚言でないならば、それが踏み潰される程價値の弱少なものではなからう、運動場の教育は學校教育の重大なる一方面であつて、從來殆ど閉却せられたのである。ラグビーの蹴球はアイノルドが英國の紳士を作る爲徳育手段として用ゐた重要なものゝ一であつた。新しい時代は百科辭書のやうな知識の堆積よりは多くの力。知志し正しい方向に向ふ意志の養成は一には運動場教育にまたねばならぬ。修身の講義は活氣ある青年には大抵空なる響が單なる觀念位のもので、觀念ばかりでは如何にヘルバルトを擔いても駄目である。デュウエイやケルシエンスタイナ

は、手工教育による實地協同作用によつて實際について、生徒の頭に倫理を織りこまうと企てた。生徒は大勢して一個の戸棚を共作する事に由つて始めて自分の思ふことを、成し遂げるには矢張一致共同して働かねばならない。單獨的な我利我利主義では一個の戸棚すら速に思ふ様にはできない事を知る。團體の道德の重んずべき事を體得して市民としての徳を養ふことができる唱へた、之と同じ道德の實際的教育は運動場の教育に由つて得られる。

第二部 其一 西洋に於ける遊戲の發達

第一章 古代に於ける遊戲發達の概觀

第一節 希臘の遊戲

希臘の遊戲

歐洲文化の源泉は古代の希臘に發して居る。従て宗教、教育、美術、工藝等苟も人文に關係あるものは一として希臘の文化と關係しないものはない。遊戲の如きも古代希臘に於けるものは、其方法が至極簡單で且つ理想的のもののみであつた。従つて主なるものは今日と雖も吾人が採つて以て範とするに足るべきものである、而して主として行はれたる遊戲の種類は競走、角力、跳躍、槍投、圓板投及バンクラチオン(券闘と角力との總合遊戲)等で、尙ほこれ以外



## に諸種の遊戯と舞蹈とが流行した。

【競走】は諸遊戯中希臘人の最も好愛したものであつて、詩人ホーメルは極力これを讚美した。當時の競走は深き砂地で行つたのであるから、頗る困難な運動であつた。且つその目的とする所は、胸廓、脚筋及び肺の強健を圖るのであつたら演技者は高聲を發しながら驅けたとの事である。又武裝競走も戰時の準備として行はれた。

【角力】次いで遊戯の第二位を占むるものは角力であつた、角力は兒童の行ふべき競技に屬して居つて、練習は極めて規則正しく、同力量の兒童を互に組合せて一切の方法を稽古せしめたのである。

【跳躍】は「ハルテレン」と云ふ特別の器具を使用したのである。ハルテレンと稱するは鉛製の棍棒形のもので演技者は之を兩手に持ち、前方に振り、後方に振り更らに前方へ投げ返す刹那、身體を烈しく前方に跳らせ。のである。練習が積むに従つて、跳躍距離が増進する方法であつた。尙ほ此外數種の跳躍が行はれた。例へば一部分に危険なる障礙物を置き、これを跳び越えるやうな運動である。

【圓板投】に用ひた圓板は金屬板で演技者は之を右手に握つたまま、右臂を後方に引きつゝ肩越しに高く舉げ、力を込めて前方に振擲したのである。故に此遊戯は肩帯の力を強め、且つ足部の緊張力を増進した。

【槍投】は武裝競走の如く、戰時の準備運動として行はれた。槍投に使用した槍は、輕くして細長きものであつた。蓋しこの遊戯は投擲と同時に的中を條件とするもので在つたからであらう。

以上述べたる競走、角力、跳躍は何れも身體の調和的完成を企圖したものであつて、圓板投及槍投は、更らに腕力を増進するが爲に行はれた、以上は希臘古代に於ける所謂五種競技と稱せられたものであつて、希臘國に於ける遊戯の重なるものであつた。然かも希臘固有の學

校遊戯である。蓋し希臘人の誇とする人體美は以上五種の遊戯を確實なる方法に依つて修練せし結果に外ならぬ。故に吾人は是等の運動を總稱して、教育的遊戯の教典であると云つても、敢て不當の言ではあるまいと思ふ。且つ又之等の遊戯は何れも競走遊戯であるが故に總稱して別に五闘戲の名がある。アリストテレスは五闘戲者を賞讃して、美の極致だと云ふて居る。右の遊戯の外、尙ほ希臘に於て、當時最も盛に流行したのは、游泳であつて、毬戲も亦希臘人の嗜好に投じた者で、老幼の別なく行はれた。舞蹈も希臘に於ける遊戯中等閑に附す可からざるもので、輪舞に屬するものが、其の種類が多かつたけれども、最も盛に行はれたものは戰舞である。プラトンは戰舞を評して次の如く述べてゐる。

「演舞中身體を迅速に回轉するは是れ敵の彈丸飛箭を避くるを現はすと共に敵を攻撃する態度を模倣したものである」

斯くの如く遊戯は、希臘人の生命である。従つて國民教育の最も肝要なる一部であつた。而して遊戯教育の實施は、法文の規定する所であつたけれども、民族の特質殊にイオーネツシユ族なるかドーレツシユ族なるかによつて、教育の方針を異にしたのである。而して是等兩種族中最も著名なりしは、スバルタとアテンとであるが、詳細は本書の姉妹篇たる最新體操集成に於て述べたから茲に之を省略する。



## 第二節 羅馬の遊戯

羅馬に於ける遊戯は希臘に於けるものとは、全然其の趣きを異にしたものであつて、國民的乃至國家的の意義の如きは全くないのである。従つて普通教育の要素をも構成しなかつたのである。古羅馬人は其の生存の着眼點が、實利實益を圖る一事であつたからして、身體の發達保全を企圖する目的も、専ら其の強健と戰爭に堪能なる事にのみなした、彼れ等思へらく、「體力を練習せんには、農業に若く者無し」と。此一事を以て見るも、羅馬人と希臘人とは、遊戯及其他の身體練習に對して如何に其の見解を異にしたかを知ることが出來やう、

羅馬人が希臘の遊戯術を研究するやうになつた當時は、既に衰微の状態にあつた爲めに羅馬人の眼に映じた希臘のギムナジヤなるものは、單に遊情享樂を恣にする無益の場所たるに過ぎなかつたのである。唯是等の諸競戯中羅馬人の嗜好に適したものは、競走、跳躍、游泳、騎馬、及び毬戲の五種であつて、彼れ等は是を以て身體の健康を維持し、勇敢奮達の氣風を涵養せんとしたのであるが、角力、拳闘、五闘戲及びバンクヲチオン等を行ふ際に、希臘人の裸體となりし一事に對し、羅馬人は甚だしき不快の念を以て迎へたのである。されど皇帝時代に至りては、熱烈なる獎勵の結果諸種の遊戯に志して遂にラベル河中に於て盛に游泳の練

習するに至つた。且つ數多の遊戯練習所の建設等も頻々として起り、皇帝ドミチヤンの治下には、更らに婦女間に競争遊戯を課するの舉に出でた處は大に見るべき點である。

## 第二章 中世に於ける遊戯發達の概観

## 第一節 基督教と遊戯

紀元四七六年西羅馬帝國滅亡して以來約一千年間を名づけて中世と稱するのであるが、中世は基督教全盛の時代であつて、文學、哲學乃至百般の學問、藝術皆之に隸屬せざるものゝなかつた。従つて學問、信仰等は形式に流れ自由思想は抑壓せられて百事停滯腐敗のどん底に陥つた。茲に於てか遊戯界の如きも世人より蔑視疎外せられた事は、何人も掩ふ可からざる事實であつて、「若し外貌にして精神に貢獻する所があるならば、之を尊重するも亦可ならん」とは、基督教が夙に唱導した所であつた。基督教の青年が受けた教育は、古代希臘人の現世を對象としたことに反し、絶対に天國即ち未來を對象としたものである。

パゼリウス大王が僧侶のために制定した規約には、青年の教育に關し、特別の規定があつたにも拘はらず、遊戯の事に及ばなかつた。ヒロニムスが處女の毛絲細工を勧め、彼れ等を



して編網及び紡績の業に就かした、故を以て彼等は労働の餘暇僅に遊戯を味ひ得たに過ぎない。アウグステヌスの未だ弱年の折、好んで球を弄んだ所が、學課を惰けたと云ふので、鞭打されたと言ふ有名な話がある。斯くの如く基督教の教育方針なるものは、恒に遊戯と相容れなかつたのである。

### 第二節 日耳曼人の遊戯

日耳曼人は孜々急々として武器の操練に努力したが、嘗に武術に堪能であつたのみならず、游泳術に於ても其の蘊奥を極め、幼少にして實に驚くべき熟練の域に達し、充分なる武裝を施して而かも能く狂瀾怒濤激浪急湍を遊ぎ渡つたと言ふ事である、尙ほ其の他の遊戯に於ても亦、日耳曼人は他民族に比して、嶄然頭角を現はして居つた、之を躍技に見る彼れ等が此の技に巧妙なる事は、フロールスの記載する所によりて明瞭である。フロールス曰く「イートーネンの將軍トイトボツホなるものが、四頭以上の馬を列べて、之を跳んだ」とある、彼れ等は又疾走と角力とを行ふて、軀幹の強健を圖つた。祝典に際しては戰舞を施行するの外競馬、跳躍、槍投、石投等の如き専ら體育的遊戯の餘興を催した。

### 第三節 スコラ學派の教育に於ける遊戯

スコラ學派の教育に於ける遊戯

獨逸人が一度靡然として、基督教に歸依するや、僧侶は獨人の勇敢なる氣風とを、成るだけ抑げんことに力め、僧尼學校に於ては、最早身體の發達に關して、注意を拂はない方針を採るに至つた。何となれば僧侶は其の身に笞を加へ、其の肉を殺ぎ、以て天國に於ける靈的生活に憧憬せしが故に、斯かる虚偽憂鬱なる人生觀を有する僧侶が、身體の發達完成を期待する遊戯と相容れなかつたのは寧ろ當然の事である。宗教界並に思想界の趨勢斯くの如くてあつた中世の僧侶的スコラ學派の教育法に於ける遊戯は敢て多言を要するの必要がない。

### 第四節 騎士教育に於ける遊戯

騎士教育に於ける遊戯

スコラ學派的教育が僧尼學校一派の輩に依つて、鼓吹されつゝあつた間に他方に於ては騎士に依りて喚起された騎士的教育なるものがあつて、兩々相對峙し、前者は専ら智育を主とした學科を獎勵したのに反して、後者は騎馬、游泳、弓術、劍道、狩獵將棊及び作詩の教授を首とした。

苟しくも騎士たるものが騎士として完全なる資格を保たんには次の七迅速戲を修得しなければならなかつたのである。

一、騎馬乘馬下馬の速業ハヤカサ疾驅中馬體を地上より離し揚ぐること。

### 第四節 騎士教育に於ける遊戯



二、游泳及び潜水泳より仰臥泳ぎに變ずること。  
 三、弩旋條銃及び弓の射撃。  
 四、梯棒繩の攀登。  
 五、比武の巧妙争闘刺衝及び馬上試合。  
 六、角力翻然體を脱すること及び雙手にての試合就中申跳び。  
 七、給仕舞踏辭禮を重んじ聲上の遊戯(雙陸將棋等)巧みなること。

斯くの如く騎馬及び之と關聯する諸遊戯の盛に獎勵されしは前陳の通りであるが之等の遊戯と共に古代日耳曼の遊戯法も亦騎士の修むべき技術の一に數へられたのである。

### 第三章 近世に於ける人道主義勃興時代の遊戯

スコラ學派の固淡無意味なる學派に反對して一層自由なる教育の新氣運を開發したるものは、人道主義家である。而して是等人道主義者中の傑出せるものは、早くも其眼光希臘遊戯の價値あることを看破し、之れを兒童教養上に應用するやうになつた。茲に於てか以前には懲罰苦楚の場所に過ぎざりし學校の生活も、恰かも春風に接するが如き温か味を生ずるに至つた。

#### 第一節 伊太利に於ける當時の遊戯思想

伊太利に於ける當時の遊戯思想

【ヴェルゲリオの遊戯論】 伊太利の人道主義者中先づ指を屈すべきはピエトロ、パウロ、ヴェルゲリオ(一三四九—一四二八)である。氏は體育に就て次の如く論じてゐる。「身體精神共に著しく注意を拂はなければならぬ。身體訓練の要は身體をして容易に意志の命に服従せしむるに在る。又身體は幼少から軍務を練習せしめ精神は堅忍強耐の風を養成しなければならぬ。若し人間既に其の少時に於て且つ全生涯を通じて、肉體及び精神の耐忍力を涵養するのでなければ將來に於て困苦艱難に耐ゆることは出来ぬ。」

【フェルトレの遊戯】 遊戯史上層の價値を有するのは、グイトリノフォンフェルトレである。實に當代最も傑出せる教育家であつた。フェルトレは青年及少年の性の向ふ所を察し、又將來の生活に鑑みて彼れ等をして曰く騎馬、角力、擊劍、弓術、毬戲、競走及び游泳を練習せしめた。其の他彼は又漁獵二種の遊戯を、娛樂として之を許したることや、生徒を二群に分ちて互に戦闘を交へ、城塞を突き陣營を襲ふて成聲四方に轟き、塵烟天穹に漲るのを見て、自ら快事とした事及其の勝者に豫め懸けた賞與を分配して「斯の如き演習は、以て身體を發達せしめ、敏捷の風を養成する所以であつて、彼の因循偷閑の裡に生じ來る感情の如きは、遂に起る可き餘地もなく、精神益々研究思索に迫する」と言へるが如き點に見ても如何に彼が熱心なる遊戯の鼓吹者であつたかを想像することが出来やう。

#### 第二節 佛蘭西に於ける當時の遊戯思想

【ラブレイの遊戯論】 佛蘭西に於けるフランソア、ラブレイは、氏の著書中に、遊戯の練習を、全然教育及び教授課程の中に編入して、騎馬、擊劍、跳躍、競走、游泳、攀登、擲擲戲並に重きハルテールンを持つて行ふ練習を説いてゐる。然かも遊戯の多様なる事は實に豫想外であつた。而してラブレイの記載せる遊戯は當時殆んど佛蘭西に於て、通俗的に行はれたものであつた。

【モンティニユの遊戯論】 氏は自己自身が特別な身體の練習をしたのでなく敢て疾走法が人に優れて居つたのである

佛蘭西に於ける當時の遊戯思想



い。従つて舞踏打毬、角力等一として機巧の誇るに足る可きものなく、游泳、擊劍、飛躍に至つては、全く無能なることを自白して居るけれども、若し一度氏の教育書を繙いたならば、吾人は彼れが遊戯の價値を認識せるを看取する事が出来やう。曰く「吾人が時と處とを定めず、臨機應變に與ふる教訓は、不知不識の間に其の效を奏するものである。吾人の競走、角力、音楽、舞踏、騎馬、擊劍、遊獵と雖も吾人の研學の重要な部分を完成する、聊も教育の施す可きは精神でもなく身體でもない。一個の人間である。之を二分する理由はないと、プラトーンの言を引證して兩者の同時に指導せざる可からざる事は恰も同一の轡に牽がれた二頭の馬のやうなものである」と。實にこの一語を以て如何に彼が遊戯に對して卓拔なる識見を具有して居つたかを明かにすることが出来る。

### 第三節 獨逸に於ける當時の遊戯思想

【ルーテルの遊戯觀】 宗教改革者とし人文復興者 としての大偉人たるマルチン、ルーテルの卓説として人口に膾炙せる語に毛穎放蕩の習に染み、暴飲暴食の弊に陥らざらんがために。人皆遊戯を行ひて、向上裨益する所あらんとするの往古以來の思想であつて、且つ規則である。之を爲すに當り吾が意に適へる遊戯及娛樂に貳種類がある。即ち、音楽と擊劍、角力、等の武術である。其の内前者は胸裡の懸念及び憂鬱的思想を驅除し、後者は跳躍等に依つて、身體の四肢を輕捷優良ならしめ、依つて以て其の健康の保全をなすのである。而して最終の目的は宴安無頼、遊惰博奕に陥らざらしめんがためである。嗚呼宮廷と都市とに於ける人々の状態を見よ「君が爲めに杯を擧ぐ大に飲め」にあらざるはなし、斯くて人々數百千金を拵するに至るのである。尊む可き遊戯と武術とを輕蔑し閉却せる者の末路は、概ね此の如くである。嗚呼千餘年の陋習を打破して宗教に新らしき光明を放てる偉人の論旨現代に於ても餘大に耳を傾むべき價値がある。

【コメニウスの遊戯論】 ヨハン、アモス、コメニウスの遊戯論に至つては、一層明晰判然たるものがある。即ち氏

獨逸に於ける當時の遊戯思想

は遊戯に關して次の如く論じて居る。疾走、跳躍、角力、打毬、九柱戲等の如きは、寧ろ鼓吹すべきものであつて、決して禁止すべきものではない。其の他少年を伴ひて散策を伴ひ意の赴くがままに嬉戲せしむるが如き大に奨励すべきである。健全なる精神は健全なる身體に宿る事を、注意しなければならぬ。人間の體軀は戲論と、嚴正の二種の運動を要する。一日を區分して、八時間を睡眠に、八時間を労働に。而して殘餘の八時間を、健康の扶養身體の營養及び練習等に費すべきであると一日三等分説を唱へた。

近世の幕は前章に於て述べたる如く、文藝の復興に依りて開發せられ、古文の謳歌及自由研究を主義とする人道主義となり、宗教の改革となり、自然科学の尊重となり、眞理の愛好となり、實學の鼓吹となり、國民の自由精神となり、個人の尊重となつたのである。之れを要するに近世初期に於ける思想界を一貫するものは自由開放の一事に外ならぬ而して一般の體育及遊戯等を勃興せしめたるものも亦實に此の自由思想と大なる關係を有するものである。

## 第四章 近世に於ける自由思想勃興時代と遊戯

### 第一節 ロックの遊戯論

ヨーン、ロックは刀圭を業として居たのであるが、千六百六十五年伯爵シャトーブローレーが其の子の病弱なるを患へ、氏を聘して愛兒の教育を任ねた。是れより氏は教育者として、令聞が漸く高くなつて、千六百九十三年に於ける著書

第一節 ロックの遊戯論

ロックの遊戯論



「児童教育論」は、高評噴々洛陽の紙價を高からしめた。先づ本書中に現はれたるロックの遊戯に對する思想を窺ふに、児童は出來得る限り、幼少の時期に於て、舞踏を稽古しなければならぬ、故に舞踏の教師は、優美の存する點をよく會得して生徒に教へなければならぬ。若しも以上の事を全うし得ざるものは教師たるの職責を全うすることの出來ないものと云はなければならぬ。然し奢侈に流れ、華美を競ふが如き風習は、堅く之を禁じなければならぬ」と述べてある。又「擊劍及び騎馬或は飛艇、馬上高飛等は、教育の善果を收得するに必要な運動であつて、若し余輩が之に一言も論及することがなかつたならば、世の非難を免れぬであらう。騎馬は世人が概して大都市に於ける安逸を擅にする地位に在るもののみが爲し得るものと考へて居るけれども、是は最も健康に適した練習であるから、少年の貴公子は騎馬を練習して其の素行の一端を矯正すべきである。擊劍は健康に有益であるけれども決闘に陥り易いから、生命を害する危険に瀕することがある。」と論じたロックが以上に比して一層多大の價値を認めたものは、角力であつたらしい。猶ロックは児童の性質偏向を認知する爲めに、遊戯の際に於ける児童を観察することを推奨したのみでなく、自分自ら屢々此の觀察の價値あることを穿鑿した。児童もし稱讚遊戯其他之れに類するものに價値を認むるやうになれば自己も活潑に且つ快捷にすると述べた。茲にロックの遊戯思想に就て注意すべきは遊戯と雖も關係深き玩具に就て用意周到なる注意を拂つたことである。此の點に於てロックはフレイベルの先行者であると言はねばならぬ。

## 第二節 ルーソーの遊戯に關する思想

十八世紀に於ける所謂啓蒙思想の代表者として、自由思想の鼓吹者として、將た亦教育の改革者として、思想界並に我が教育界に多大なる影響を與へたるものは、ジュアン、ジャック・ルーソーである。

千七百六十二年に發刊された、彼の有名なる「エミール」中に體育に關して論述せる意見が果して前世紀の學校體操の物與を促がした者であるかどうか、俄かに之を斷定する事は不可能であるけれども、氏が遊戯を奨励し、之れをして進歩發達の域に赴かしめた上に、與つて力あつた事だけは、到底打消すことの出來ない所である。氏の著書に於けるが如く主人公エミールの教育を任ねられたのは、一家令である。家令はエミールが人性の自然状態に於て表はれたるもの、擬人化されたものであるといふ理由によつて、エミールは自然の寵兒であるとして、自然の寵兒は宜し、自然の儘に教育されねばならぬと云ふて居る家令は須らく年少にして遊戯の相手となり、互に胸襟を披き、談笑の間に人心の收攬を計らねばならぬ。エミールは例へば佛蘭西の如き温帯の地に生れ、相當の資産を有し、富み且つ貴き家の苗裔である。エミールは其の父母の有無如何に拘らず實に孤兒である。彼れは兩親を尊敬しなければならぬ。然し服従す可きは家令であるのである。彼れは體格逞しく力量強き健全なる兒童である。

ルーソー思へらく判斷力にはさのみ貢獻する所なく、單に身體を強健ならしむべく、與つて力ある游泳、疾走、跳躍、獨樂、打石投等は此の種に屬するもので、其の次に價値ある、遊戯である、然しながら、吾人は單に腕と脚とばかりを有するのみでなく、吾人には目もあり、耳もある、而かも是れ等の機關は、最も必要なるものである。故に遊戯に於ては、單に體力を養成するのみでなく、體力を左右する五官をも成る可く練習しなければならぬ。

觸覺官能は、夜中に行はるゝ遊戯に因て特に練習せらるゝものである。職業に依て觸覺を鈍鈍ならしめ、甚しきは之を無感覺ならしむるものもある、皮膚は概して外氣の作用に對して、馴致せらるゝ必要があるが、手は到底其の感覺の美妙を失ふてはならぬものである。ヴァイオリンを奏する事は、指の運動をして、一層敏滑ならしむるものであるが、同時に指頭を硬質ならしむるものである。ピアノは指を一層弱やかにすると共に、其の感覺を鋭敏ならしむる効果があるけれども、之に反して趾を硬くする害がある。エミールは一年中室内室外共に跣足にて歩行し、此の際唯だ道路に玻璃



片の散亂し居らぬかに注意した。且つ彼れは苟しくも足部の運動で身體の敏捷を促進せしむものは、皆之を學んだ。巾跳高跳木に攀登すること壁を跳て飛び越ゆること身體の權衡を保つこと等は、其の重なるものである。視覺の練習として、兒童が距離を測定識別するの方は多岐多様であつて、殆ど枚舉に遑もないやうであるが、一例を擧ぐれば、此處に二つの樹がある、其の間に一箇の鞆を備へたならば、四米突の長さの繩は、届くであらうかといふ風になす。羽子遊びは目と腕との練習をなすことが精確である。

### 第三節 バゼドウの遊戯觀

ルソーの思想に影響せられて、新時代の新教育を實地に應用したものは、實にヨハン、ペルンハルド、バゼドウ其の人である。バゼドウ（一七二三—一七九三）の遊戯に關する意見は、千七百七十年に、出版せられた。「家族及國民の父母用教授法」なる著書に於て、明確なる旗幟を以て叫ばれた。其の一節に

「兒童をして例へば游泳を行ひ、陸路を踏一糸の繩に懸垂し、小湊並に短壘を飛越したり、能く高飛棒を使用したり、投げられたる球を避け又は返り來る犬を逃げたり、滑かなる氷上を徒渉する等の習慣を養成せしめなければならぬ。諸氏は又是れ等の練習の多數が、女兒に於ても裨益する所あるを知るであらう」と述べてゐる。

氏は更らに少年の遊戯中に大人の參加せんことを慫慂し、尙ほ總ての教授は兒童をして活動せしめ、愉快の間に遊びつゝ學ばしめよと論じた。氏は單に遊戯に關して以上の如き卓説を有して居つただけでなく寧ろ之を實際に教育制度の上に實施して遊戯の地位を高めんとし

ザルツマン  
の遊戯

たことは教育史上並に遊戯史上特筆すべき價值がある。

### 第四節 ザルツマンの遊戯觀

デッサウに於ける博愛學校（ヒラントロピン）にバゼドウの部下として長い間教鞭を執つたザルツマンは、其後ゴータ公の扶助によりゴータの近郊なる、シュネツペンタールを購求して千七百八十四年を以て、此の地に新校舍を設立した。彼れは課程中に、遊戯を置き、始めの間は自ら飛越、疾走、狹隘なる梁上の歩行を以て身體を敏捷ならしめ、且つ精神の快情沮喪の風を一掃するに努力した。千七百八十五年にグーツムーツは、氏の招聘に應じて該校の教師となつた。ザルツマンは其の著書に於て遊戯を教育上缺く可からざる者として重要視した。

### 第五節 グーツムーツの遊戯觀

氏の遊戯に對する思想は千八百九十六年に出版せられた「青年の遊戯」といふ書に遺憾なく發揮された。此の書は千八百九十三年に第八版を發行し、現代に於ても遊戯書の古典となつて居る頗る重要な著書である。此の書の貴ばれる所以は能く遊戯の教育的價值を説明してあるのと、遊戯の種類を多く集めたことに存する。氏が「獨逸遊戯の父」として尊敬されてゐるのは、決して偶然のことではない。此書と殆んど其價值を同じうせるものは、彼れが推敲の餘り千七百九十八年に出版された「游泳術の小讀本」である。該書はヤーンガ其の「獨逸の體操術」中に於て、甚だ有益なる書であると評したものである。

グーツム  
ーツの遊  
戯觀



此の二書は、實に後代に勃興せる一切の遊戯（及游泳）に對して、一大礎石を置いたものである。

### 第六節 ベスタロツチの遊戯觀

ノイホーフに於ける貧民の救助者として、スタンツに於ける孤兒の父として、將た又イベルドンに於ける人道の教育家として、粉骨碎身溢るゝが如き至情を披瀝し、以て兒童の薰化に努めたるヨハン、ハインリヒ、ベスタロツチこそ眞に愛情の權化なれ、彼れが手は常に兒童を去らず、彼れが眼は常に兒の面を離れざりしと聞く、さればその人格的の接觸は當然遊戯の尊重となり、實行となつたばかりでなくグーツムツと等しく、近世に於ける遊戯獎勵者の一人であつた。而して其の功蹟より見るも、等閑に附する能はざる體育上の功勞者である。

ベスタロツチは、生徒を健全に赴かしむる以外、他意なく銳意遊戯の推廣に努め且つ徒歩旅行を實施した。生徒は規定遊戯練習以外、更らに毎日少くとも一時間を、任意の遊戯時間に充て、而して夏期は游泳、冬期に氷滑を行ふた。

### 第七節 ファイヒテの遊戯論

ファイヒテは能くベスタロツチの遊戯思想を是認して、之が擴張を計つた。氏はベスタロツチと個人的交際を有し、千七百九十三年にベスタロツチの寓居を叩きて、數日間も滞在した事もあるとの事である。其の後ファイヒテは其の著教育格

ベスタロツチの遊戯觀

ファイヒテの遊戯觀

言の中に、遊戯に關する意見を發表した。彼れは舞踏、角力、擊劍、騎馬等の遊戯を行ふを以て、日常の娛樂となし、以て、能く身體の調和發達を期待し、且つ精神を以て身體の支配者たらしむると共に身體を以て精神の堅固なる機械たらしめんとした。其の著「獨逸國民を論ず」と云ふ書中には、肉體的能力の練習に關する意見を述べた。然かも其の言が頗る奇警、確實、價するものがある。今其の要點だけを抄録すれば、「打撃、負擔、抛擲、突擊、牽引、回轉、角力、游泳、等は、皆是れ皆だ簡單なる力重練習に過ぎない。而して是れ等の練習には、始めより終りに達する間整然たる階段がある。事物の進歩するには、必ず順序がある。此理を自覺せぬて、妄りに練習を行ふても、何の効果もない」と述べた點や、尙遊戯の指導者に於ても次の如く論じてゐる、「之を教へんとするに當り、一名の人物を要する其の人物たるや、能く人體の解剖學と、科學的機械學とに關して、該博なる知識を有し、兼ねて哲學的頭腦を具へなければならぬ。斯の如き教師を得て、以て遊戯の進歩を計るべく、以て身體の健美と精神力とを養成し得るのである。

### 第八節 カントの遊戯觀

純粹理性批判の著者として、十八世紀に於ける大哲學者として思想界に雷名を轟かしたるエンマニエル、カントも遊戯に關して精密なる研究を遂げた一人である。而して氏は遊戯に於ては氣隨の運動若くは五官機能の使用を主とすべしと主張した。即ち兒童は自ら之を爲すべきで狭き橋を渡り、或は斷崖絶壁を踏渉し、或は動搖して居る加橋上を歩行する如き、凡て鍛練機巧迅速確實を練習すべきものは、皆是れに屬した。是等の遊戯を能くしないで、徒らに人物の完成を望むも到底得べきでない、彼のデッサウに於ける博愛主義者が是れ等の遊戯に關して一度模範を示して以來、他の諸學校に於ても、亦陸續として之を兒童教育に試みるに至つたことに説き及ぼし、更に一例としてシュヴァイツェル人を挙げ、彼れ等は青年の頃から狹隘なる橋を渡り、溝渠を跳び越ゆるに慣らされた事を陳べた。而して是れ等の遊戯が危険を伴ふのを、想像するものが甚だ多いけれども戯に憂ふるに足らない。其の往々危険に陥る所以のものは、恐怖

第六節 ベスタロツチの遊戯觀 第七節 ファイヒテの遊戯論  
第八節 カントの遊戯觀

カントの遊戯觀



の念が肢體の自由を缺かしたに起因して居る。而して其の恐怖の念たる、通常其の年齢に比例するものであつて、特に頭腦を勞する人間に在つて顯著である。且つ兒童は成人に比して、其の身體を損傷する事が甚だ稀であるから、斯かる危険に陥る憂は最も少ないと論じ、更らに遊戯の練習法に就ても卓識の見解を有して居つた。

### 第五章 近世に於ける體育勃興時代と遊戯の變遷

一般の體育就中遊戯は、前二章に於て述べたるが如く中世に於ける基督教徒の束縛より脱せんとしたる自由開放の思想に胚胎したものである。更らに體育の一新紀元を劃したるものは、奈翁一世の横暴に對する反動として獨逸國民間に絶叫せられたる國家主義の思想も強く結合した結果である。而してこれが鼓吹者として最も有名なるものはヤーン其の人である。

#### 第一節 ヤーンの遊戯觀

歩行、疾走、跳躍、抛擲、運搬は、ヤーンの所謂無代運動で、唯各人に必要な許りでなく、國家は各人に對して、是れ等の運動を奨勵しなければならぬと絶叫した。攀登、乗昇、身體、の平均保持の如きは費用が最も廉であり、游泳は獨逸のやうに、河流に富める國に於ては、主要なる技術であると述べ尙ほ進んで氏は、競棹、氷滑、射擊、漕艇、操舵、及航行、擊劍、

ヤーンの  
遊戯觀

騎馬、飛躍等を奨勵した。氏は運動遊戯の價值を次の如く論じた。

「運動遊戯と體操練習と相合して、一大環系をなすものである。體操の發達は、運動遊戯なしに期す可きでない、遊戯場なしの體操場はある可きでない、體操の練習は他の學科よりも體力を要するけれども、一の學科の如きものであつて、運動遊戯は一社會の如きものである。此の故に運動遊戯は、國民的生活に入る階梯である。彼の社交的にして興味津々たる競技は、此の運動遊戯に屬し、愉快なる勞動と歡喜とを並有するものである。されば青年は此の些事よりして、他の社交的のものと同様なる權利同様なる法則を知る事が出来る。且つ風俗習慣等をも目撃するを得る便がある。

#### 第二節 體操の禁止とゲーテの批評

ヤーンに依つてしかく鼓吹せられた體育も、政府の反對する所となつて、紀元一千八百十九年三月三十一日に、ハーゼンハイデに於ける體操場は閉場の厄に遭ふた。實にこの事は獨逸人にとりて寢耳に水の感があつたけれども政府の命なるが故に、如何ともすることが出来なかつた、其の後幾度か命令發布せられて體育に關する設備は全く撤回せらるゝに至つた。(本書姉妹篇最新體操集成を參照せられたし。)

體操禁止に關する詩聖ゲーテの評論は、頗る興味あるものであるから其の論旨を掲ぐれば次の如くである。

余は獨逸體操とは何等の關係をも有するものでないけれども、近時體操術は、政略上に使用せられ、或は制限し、或は

體操禁止  
とゲーテ  
の批評



禁止解散せらるゝ如き現象を見て、余は甚だ之を悲しむのである。余は體操場の再び開場せられん事を切望する。必ずや獨逸の青年隊に學生は、精神的智的慾求に驅られて、體力の平衡を失し、同時に實力の缺乏となつたのではないか。氏は更に英國の體育と比較して、獨逸青年にその缺乏を等しく感じた。而して其の責任のある所もよく之を知悉し、遂に某氏に向つて次の論評を物語つた。我が最愛すべきワイマールにありて、余は常に窓に凭りて四方の光景を見るを常とする。先づ喧嘩毛飛んで四邊白煙々たるに際し、余が隣家の兒童は、小籠に乗じて、街道に嬉々たる時忽然巡邏來るを見て、倉惶逃れ去るを見た。今や陽春三月、心もそゞろに屋外に誘ふの好時節に際して兒童等門前に相集りて、遊戯に耽るの時。彼れ等を見るに恰かも警官の襲來を恐るゝかの如く、常に不安の状態にありて、一人として快活に鞭を鳴らし、或は歌ひ或は叫ぶ者もない。是れ蓋し警官が來つて、直ちに禁止するからであらう。斯の如き、状態にては哀む可し早くも盛春の氣失せて、有らゆる小兒の性質有らゆる活達の氣宇を驅逐してあます所は、高尚なる精神の失せたる下司根性あるのみに至るのである」と。尙ほゲーテは獨逸青年學生を以て近視眼・蒼白顔・狭き胸廓・盛春の氣なき若者であるとなし、健全なる朝氣・滿腔の喜悅・盛春の感傷・青春の快樂は、是非共青年に缺く可からざるものなるに惜むべし獨逸青年に之を見る事が出來ぬ。二十歳の血氣に於て既に然りである。四十歳にも及んだら何うであるうか、身體のエネルギーと共に精神のエネルギーをも消耗して了ふであらう。晝間卓に凭りて學んだ學生及び官吏の子孫は遂に體力頹廢して、憂鬱病に罹りて怪物のやうなものが出て來るであらう。されば將來斯の如き頹廢を來さん事を豫防せんが爲めには、上流者が之を努めなければならぬ是れ實に今日の急務である」と一面に於て當時の缺陷を暴露し、他面に於て之が救済の方法を犀利なる批評眼を以て論述した。

### 第三節 アイゼレンの遊戯

體操上禁止時代に於て特に體操の存續を主張し、且つ之が擴張に努力せる人々の中に、最

も貢獻する所あつたのは、エルンスト、ウキルヘム、ベルンハルト、アイゼレンである、而して氏の所論も亦大に卓絶せるものであるが爲め、今日と雖も氏の意見を聞くべし價值がある。

アイゼレンは、體操場に於ける體操時間を二分し、一は模範を示して行はしめ他は任意の行動を取らしめた。前者を模範體操と云ひ後者を任意體操と云つたのである。而して模範體操から任意體操に移る間には、暫時の休憩があつて、心身休養を行はしめ、且つ各自、ペン・水等によりて勢力を新にし、精神を爽快にしたる後任意運動に就かしめたのである。任意運動に於ては各自の欲する運動を隨意に行はしむるのであつたけれども、初學者は熟しないからして、教師若しくは組長たる者が、模範法則に適合せしむるが如く、懇篤なる指導の勞を採つたのである。此の任意體操は之に依つて教師は生徒各個の性癖技術勉勵及び進歩等を實驗する便がある許りでなく、同時に各自の進歩發達を促進すべき、最好の時機であつた。此の時間は教師から命ぜられた規律運動も、各自の任意的遊戯も、あらゆる諸運動を隨意に行ふからして、孤立閉鎖の傾向を有する兒童或は怯懦羞澁の連ある兒童も好んで運動を爲し得るの好機會であつた。又各運動體操も時期に依つて適不適があるからして、圓形行進・鞞・角力・投擲・運動の如きは、任意體操時間に於て行ふが便利であるし、高飛の如きは冬期の遊戯として適當であると言つてゐる尙又競走遊戯の如きも任意體操の時間に屬すべきものであると述べ、更に各組全隊合同して、同一操練を爲すの必要を説き、任意的時間の延長をも論じた。

### 第四節 スピース遊戯觀

世人稱もすればアドルフ、スピースを目して全然近世學校體操の創始者となし、殊に女子體操法に關しては、獨特の創立者として疑はないが、スピースの先驅者は嚴密なる意義に於



て尠なくないのである、故に全然新計畫者とする譯には往かないけれども、運動の能力に鑑みて青少年の體育法を區別した業績は彼れの手に歸すべきものである。(詳細は最新體操集成を参照せられたし)

#### 第五節 ロードスタインの遊戯観

ロードスタインが學校及び軍隊のために論じた體操術並びに遊戯法は、氏が瑞典及び丁抹に於て研究したるリングの瑞典體操である。瑞典體操を世界的に紹介し、獨逸人をして將に昇らんとする北方の曙光に眼を轉せしめるものも亦氏の顯著なる功績である。(詳細は最新體操集成を参照せられたし)

### 第二部 其二 日本に於ける遊戯の發達

#### 第一章 本邦固有の遊戯と其の發達

##### 第一節 男子の遊戯

【蹴鞠】 古來本邦に行はれた、蹴鞠は、體育上最も賞讃すべき價值あるもので、殊に脆座の

風習より脚部を壓迫する邦人の生理的弊害を救ふ上に於て、最も必要なる運動であつた。然るに此の遊戯は貴族的遊戯として古代に於ける上流社會にのみに行はれて、民間に普遍的に波及しなかつたことは、惜しみても餘りあることである。

【破魔弓】 此の遊戯は單に運動上のみならず、尙武的精神を養ふ上に於て、大に効果あるものである。然るに次第に廢つて維新前から、單に男子の出生を祝する一種の裝飾となり、玩具となるに至つた事は、實に遺憾なる事である。

【フリフリキチャウ】 此の演技法は、先づ兒童を二組に分ち、凡そ十二三間の距離に地を劃して線を引き、兩班に分れて線に列んで、車輪を抛げる、最初に一方から毬板で打つて遣ると、他班から打ち返す、若し受くる事が出來ないで、車輪が線外に出る時は、負けになるのであつて、頗る勇壯な遊戯である。此の遊戯は元來打毬から變化したものであつて、尙武的精神の奨励ともなつて、盛に行はれたのであるが、現在は道路防害等の爲めか全く後を絶へたことは甚だ遺憾の次第である。適當なる方法を講じて大に再興せしむべきものであると思ふ。

【獨樂遊び】 平安朝の頃から行はれた遊戯である。而して其の旺盛時代は、南北朝以後であ



つたらしい。鐵胴の創案は淺草の玩具商美濃屋の交翁から出て居る。發賣されたのは天保前後であるらしい、演技の方法には(一)壽命比べ(二)曲廻はし(三)當て獨樂の三種がある、就中當て獨樂は、最も興味があつて、然も勇壯な愉快な遊戯である。これも危険の恐れあるがため現今では餘り行はれなくなつた。

【竹馬遊び】此の遊戯は、和漢共に古代より家庭遊戯として行はれた。最初は葉の付いた生竹に跨つて遊びを爲し、後には竹竿に馬頭を作りて、下の方には車輪を附けて之に跨いで乗馬の眞似をして遊ぶやうになつた。今日一般の所謂竹馬遊びは、前のと相違したもので、平均運動的になつて來たものである。然し今日の竹馬が生れて來る過程となつた前二者は、竹馬遊びの名稱は無いけれども幼兒の遊戯として現存して居る。

【紙鳶遊び】此の遊戯は支那から傳來したものらしい、畿内地方では「いかのぼり」と稱し、關東地方では「たて」と云ひ、更らに仙臺地方では「てんばた」と言つてゐる。延喜、寛延(百五十年の頃になつて、紙鳶に種々なる工夫妙案を凝して、大なるものを揚ぐる事が盛になつた、東海道の袋井、掛川邊は、盛んに大きな紙鳶を飛揚するので有名である。又長崎も毎年二月から四月にかけて、盛大なる紙鳶あげ(長崎では「はたあげ」といふ)を行ふてゐる。

る。

此の遊戯は飛揚に興味があるのみならず、空中を仰いで新鮮な野外に奔走し、危険の少ない點から、兒童遊戯として最も適當なもので大に奨励すべきものである。

女子の遊戯

第二節 女子の遊戯

【羽子遊び】此の遊戯は、今より五百年頃の昔から、存在したやうである。而して一般に盛に行はれるやうになつたのは、徳川幕府以後であらう。演技の方法には「おひばね」や「はご」あげはての三種がある、即ち「追ひばね」は二三人或は五六人が環立して、各々羽子板を持ち一つの羽子を撞き送るので受け損じた者を負けとする。「やりはご」は昔の名稱であつて追羽子と同じ方法である。「あげはご」は、一人で羽子を高く撞きあげて、一二三四と数を數へるもので多く撞いた者が勝利に歸する。

寛政文化の頃から押繪の羽子板を用ゐて、其の繪は大抵七福神、三番叟、寶船、松竹梅、福助等であつたことであるが、關東では、神功皇后、山姥、金太郎などを書いたものが多く用ゐられた。神功皇后を書いたのは、國威宣揚を寓し、山姥、金太郎を書いたものは、兒童の發育を祝する寓意であらう。然るに文政以後は、一般に奢侈の風上下に瀰漫し、羽子



板にも錦繪風なる俳優の似顔、賤妓の風俗などを畫くやうになつた。

【手毬遊び】手毬の遊戯は、女子の體育上、羽子と共に最も適當なるものである。手毬遊びは蹴鞠の變化したものであらうと云ふ説もある。其の盛に行はれたのは、鎌倉時代よりのものであるらしい。歌を唱へて毬を搗くことは、徳川時代になつてからのことである。この歌の多くは教育上取るに足らないものが多いことは今後大に改良する必要がある。

【男女子の遊戯】男女共通の遊戯としては、鬼事目かくし、隠れん坊等である。之等は皆古き起源を有して、現今も猶ほ存在して居る。殊に鬼事とびは今日の家庭遊戯としても又學校遊戯しても幼年にも青年にも、男女兒共に行ふて適良なる遊戯である。

### 第三節 鎌倉武士の遊戯の概観

吾人は第一節及び第二節に於て本邦に於ける遊戯の發達を概説したが、更らに吾人は特に本邦に於ける最も體育的にして而かも又尙武的であつた鎌倉武士間に行はれたところの遊戯の概観は見逃すことは出来ぬ。

源頼朝身素より武藝に長じたるのみならず、平民の興亡に鑑み常に將士を戒めて懦弱の弊風を矯め、武辨の風儀を養成するに努力したから、其の將士も亦皆好みて武技を習ひ、質素

鎌倉武士  
の遊戯の  
概観

儉約を尙び廉耻を守り、卑法未練を恥ぢ恩義を重んじ、然諾を守り質朴剛健尙武の氣象は鎌倉武士の本領として遺憾なく發揮された、即ち彼れ等は其の遊戯にも極めて武張つたものをおんだ、就中犬追物、流鏑馬、笠懸等が盛んに行はれたのである。

【犬追物】犬追物は騎馬で犬を追ひながら射る技である、もとは猪鹿を追ひながら射ることを「あつもの」と呼んだのを、犬を追ふために犬追物といふやうになつたのである。

吾妻鏡の貞應元年二月六日の條に「幕府の南庭にて射手四騎犬二十疋にて行ふ」とあるが書に見ゆる始めてあらう。其の後、鎌倉時代には盛んに行はれたが、建武中興の際に禁制された。しかし、間もなく康永元年二月（後村上）に、小笠原信濃前司貞宗が幕府に訴へて再興したと小笠原家では傳へて居る。其の後戦國の世に再び廢れたが、徳川時代に、島津光久が島津家に傳はる式によつて正保三年四月に、江戸の芝の別邸に行ひ、翌年十一月には北王子村で將軍家光の上覽に供した。吉宗將軍の頃にも屢々行はれたが、明治となつては、島津氏が明治十二年八月と十四年五月とに麻布の邸内で天覽に供し、二十四年には鹿兒島で、露國皇太子の觀覽に供したことがある。而して其の馬場は方形で弓杖七十杖、四方には竹垣を繞らして埒となし、其の四隅に出入口を設ける馬場の中央には砂を撒き、太い繩を圓形に埋



める。其の徑は弓杖一丈で小繩といふ。こゝは犬を放つ所で、その外に、更に長さ二十一尋の繩を圓形に埋めるがこれを大繩といひ其の外に黄色の砂を撒く。そこは鏖際又は勝示として、射手が馬を乗り入れる所である。犬追物に關する役人には檢見役（一騎）射手（三十六騎）射手奉行（二人）日記付（張付ともいひ一人）喚吹（申吹ともいひ一騎）幣振（二人）鬮振・犬放・河原者等がある。

檢見役は、射手の射様優劣を判定する重職である。射手は三十六騎を十二騎づゝ三手に分ち、上の手、中の手、下の手とする。みな馬に騎り、折烏帽子、素襖を着け、小手をさし、小袴、行膝を穿ち、引目の矢三筋を腰に差し、弓に一筋の矢を取添へて持ち、なほ鞭を持つのが普通である。

喚吹は檢見の告を得て其の名を唱へ、日記付に知らせる。幣振は喚吹の聲に従ひ幣を振りて日記付に知らせる。日記付は射手の姓名と射中てた矢數とを記す。鬮振は鬮を振つて射手の順序を定める。河原者は二百人、みな犬を牽いて雜事に服するのである。

犬の數は多い時には五十頭もあるが、一度には十頭を放つために、十五回行はれるわけになる。

なほ、式の有様其の他に就いては犬追物之覺書に詳かに記してある。

大名以下齋座、御成、御家門等齋座、執權以下近臣何候。

○（中略）御前何候之故實者一人罷立ち、御持敷之左に釣たる幣を三つ打つ、此三つの幣終て日記役持外を廻て東に行き其の棧敷に參る有拜、次に幣振二人、日記所へ出る、次に射手奉行二人、持西南の戸外に待候す、具持四五人、次に犬かけ八人、犬放五人、犬下知二人、犬牽八人相入進む、次に三十六騎の射手進出づ、此入敷之事、上手六騎、中手十二騎、坤口より入る、上手は南、中手は西に立つ、又上手六騎下手十二騎、興より入る、上手は南、下手は東に立つ。此時檢見、馬を進めて鞍に廻はり、喚吹は其の方に控ゆ、是に従つて上手の十二騎分ち従ふ、是より先、檢見、喚吹等へ入らざる時、一旦下馬して入り、防示の繩にて北に向ひ拜禮す、三十六騎も皆々下馬の拜あり、悉外へ出て乗馬して入る、一騎毎に矢取一人従ふ。

番組の立様 一番二番と組（大繩の廻り北の邊にあり）三番四番と組む（大繩の廻り南の邊）五番六番と組む（一番二番の南）七八と組む（三番四番の北）九番十番と組む（五番六番の南）十一番十二番と組む（七番八番の北）一、三、五、七、九、十一の六（馬蹄の頭を西に向く）二、四、六、八、十、十二の六騎（馬の首を東に向く）面後、馬を入違へて立るなり、

此時喚吹の馬は日記所の東にあり、檢見の馬は防示にはあり、次に檢見「誰か候哉」「誰か候哉」と二聲喚ぶ。其の者ひさまづいて、「誰何某候」と申して馬の口を取り、檢見下馬す、扱小繩ぎには進みて北に向ひ、拍子を打て、心中には八幡宮を念じ奉る、時に南の十二騎、東西の二十四騎、悉下馬するなり、檢見馬に乗り、大繩の内へ入る、射手三十六騎も馬に乗ることなり、犬下知、右の作法の間に用意をなさしめ、犬牽に命じ持外より犬を入れ、五人の犬に渡さしむ、犬放等、是は埒の内坤の方に置くなり、檢見馬上より鞭を抜いて云ふ「御犬や候やらん」犬放答て云ふ「御犬と



そ候へ、此時十二騎、馬の頭を立直し、大繩に添ひ矢つがひをなす、檢見云ふ「御犬牽入よ」、犬放答ふ「うけたまはり候」、犬一疋小繩の内へ牽入れ、犬放大音にて申す「いや御犬にげ申して候」、檢見云ふ「早くこそ放てや」、犬放鎌を腰より取りて、犬のくびなはを切て放つ、射手あたらしぬ様に射て、此一疋は皆々射はづしてにがすを故實とす。是をのがれ犬と號するなり、次に檢見重ねて云ふ「御犬やある」、犬放申云ふ「儀物を」、射方矢をかまふ、檢見云ふ「牽入よ、牽入よ」、犬放一疋小繩の内へ入毎度如此なり、犬放の云ふ「御犬こそにぐれ」、(三通云ふなり) 檢見云ふ「早く放てよ」、索を切り放つ、十二騎思々に射る、其矢所、名所故實あり、此時介添の矢取かけ廻り、矢を取りて與ふることなり、繩ぎはを射廻す故、三ヶ度までは勝示の内にて射る故實故外へのがるゝ犬は追にざるなり、第四度より後は、外犬と號して、たとひ勝示中にて射あてたらん犬にても、必勝示外へかり出して追めぐらし射るを、檢見「射ておけ」と詞をかくるに四騎交りはやつて馳射にするなり、殘八騎は大繩廻りに馬を立て進退させて四騎に射さしむるなり、又中手下手とても我馬先へ来る犬は追出すことなり、檢見馬上にて下知し、犬かけ等、竹杖にてかりまはす、最初に射おふせたる者、馬をすすめ勝示ぎはによる、檢見、射手の姓名名乗を高聲に云ふ、喚吹是に向ひて承り、記者の前にて下馬し、三通告ぐる、童子「應々」と喚へて幣を振る(一人なり) 執筆日記にとどむ、喚吹重ては「馬上御免候へ」と云ひて退く、依之二ヶ度よりは片鐘ふみはづすばかりなり、たとへ矢所よしと射手は存すれども、檢見の心に應ぜぬは、射手置とて用ひぬことなり、身無腹(犬の腹骨のはしなり) 頭・足・頬・尻などは快しとせぬ所なり、檢見射手論議あれば、故實あり、棧より下りて聞くなり、つかれたる犬は「犬捨てよ」と云ひて犬がりに等しく興口より出さしめ、別の犬を入れて射さしむる也(下略)

〔流鏑馬〕馬を馳せながら鏑矢を番ひて的を射る遊戯でマハセウマ(矢馳馬)の略稱といふことである。なほ、鏑矢の流るゝといふ意味から流鏑の字を宛てたものであらう。流鏑馬の

起りに就いては詳かではない。吾妻鏡には、信濃國の住人諫訪太夫盛遠(源頼朝の時代)が流鏑馬の術を究めて藤原秀郷に秘訣を傳へたと記してあるが、中右記永長元年及び五月の條には、白河上皇が鳥羽段の馬場に於て流鏑馬を御覽になつたと記してある。恐らく、是が書物に見ゆる始めてあらう。其の後、平清盛が熊野の稻荷宮で手向けのために行つたことが平治物語に見え、藤原師實が祈願のために百番の流鏑馬を行つたことも源平盛衰記に載つて居る。従つて、流鏑は院政時代から行はれたもので、鎌倉時代には隆盛を極め、鶴ヶ岡八幡の馬場や由比ヶ濱等で度々行はれた。なほ、鎌倉時代には京都に於ても新日吉神社しんひつの祭禮等に催はされた。室町時代となつても、春日神社の例祭等に行はれたが、そのうちに全く廢れてしまつた。江戸時代に、八代將軍吉宗か之を再興しようとして、成島道筑に古式を調べさせたところ、偶々世子家重か痘瘡を患つたので、その平癒を祈るため、享保十三年三月十五日に高田八幡に奉納として行つた。その後、流鏑馬は高田八幡または上野の寛永寺境内で屢々行れたが、明治維新とともに廢れた。たゞ明治二十年十月に、徳川公爵家が舊臣をして行はしめ天覽に供した位のものである。先づ、馬場の長さは二町で、一條の狭い溝を掘つて馬の道とするが、これを疏すゝといふ。疏の兩端は扇形に廣げて馬首を旋らすことの出来るやうにする。



また、疏の側には埒を結ぶのが普通である。的は三ヶ所に立てるが、すべての的は挾物である。挾物とはすべて四角なる板を一枝の的串に挟んで地に樹てたものである。的は方八寸の板で、串の長さは二尺五寸と定まつて居る。射手には別に定數がない。射手に先づ馬を疏に乗り入れると扇を披いて背後に投げる。これを捨鞭の扇といふ。やがて、弓に矢を注がひ聲を上げて馬を走らし、一の的を射て二の矢を注がひて鞭を擧げ、二の的を射てた聲を上げる。とともに鞭を擧げる。これを捨鞭といひ次に三の的を射るのが法である。

【笠懸】 笠懸も騎射の一で、もとは竹笠を高く懸けて的としたために笠懸と呼ぶだが、鎌倉時代には専ら板の上に革を張りて的となし、曇目の矢を用ひるやうになつた。その起原は明ではないが、笠懸記、笠懸聞書などには源頼朝の時に始まつたやうに記してある。即ち、源頼朝が上州新田莊に流鎗馬を射るや、偶々射手の笠、風に吹かれて空中に漂へるを、射手與ありと思ひけん、馬を馳せてこれを射る、頼朝大にこれを賞し、流鎗馬犬追物ともに其式法嚴重にして慣習の騎射に適應せざれば、自ら弓術の藝術の廢れ行かんことを嘆き、武田、小笠原、下河邊等の諸氏と謀り、流鎗馬の儀式を略して笠懸の射法を定め、新田莊の廣野に射手を集め、笠を懸けて馬上にこれを射らしむ、これ笠懸の起原にして其の野を笠懸野といふとあるが、今昔物語、新猿樂日記、定家朝臣記等の諸書に笠掛のことを記すを見れば頼朝以前に此の技のあつたことは疑ふの餘地がない。

定家朝臣天喜五年二月三日の條に「途中於紙幡河原、人人馳馬、次召頼俊郎從、令射笠掛」

されば、笠懸は頼朝以前に行はれたものを、頼朝の時に新らしく射法を定めたものであらう。其の後、建武中興の忠臣六條忠顯が笠懸、犬追物を好んだ事土岐頼遠、二階堂行春等が比叡の馬場で射たことの太平記に見ゆる外、當時行はれた事が諸書に記してある。徳川時代に、將軍吉宗が犬追物を再興する折、先づ近侍に命じて笠懸の式を訓練せしめたことは有徳院殿御實記附録十二に明らかである。而して笠懸には小笠懸と大笠懸との別がある。小笠懸は的も小さければ距離も短い。普通の笠懸を小笠懸にして大笠懸といふ。また、圍によりて敵手を定めて勝負を争ふものを圍笠懸といふ。なほ神社の祭事を行ふを神事笠懸、百番射るを百番笠懸、七月七日に射るを七夕笠懸といふ。笠懸の馬場は疏の遠さ一町、廣さ一尺八寸、深さ五六寸矢道の廣さは弓杖一枚、的場の遠さは疏から弓杖九杖の的を疏から八杖のところ立てる。埒の高さは一尺五寸、左を男埒右を女埒、といひ、埒とさぐりの間は一尺五



寸許、馬場本と馬場末で馬の首を旋らすことが出来るやうにしてある。的は檜の厚さ五六分のものを裏板となし、表には牛革を張りて、革と板との間には綿を入れる。的の大きさは徑一尺八寸で矢だまりは九寸、小星は三方に三箇づゝあつて、之を連錢といふ。此の式の主なる役は、式を指揮し射術の優劣を判ずる檢見と射技を行ふ射手とである。その外に日記付・介添・矢取等もある。射手には定數がない。十騎あれば五騎づゝ二行に並び、烏帽子・素襖又は水干・直垂を着し、くゝり袴・靴・行膝ひかばを穿ち、指掛ゆびかをはめ、鞭を執り、弓に墓目の矢を取添へて馬場に出る射法は、家によりて多少の相違はあるが、要するに馬場本から馬を馳らせながら矢を番ひ、的の前で矢を放つて的を射、馬場末で馬の首を旋らすのである。

## 第二章 學校遊戯の發達

### 第一節 教育令より觀たる遊戯

明治十二年九月、政府は五年の學制を廢して、更らに教育令を布告した。該令によれば、小學校の學科中に體操の科目があつた。而して此の體操なるものは、所謂普通體操を指したのであつて、遊戯は其の内に含まれて居なかつた、然し實際上に於ては諸學校に遊戯を採用

教育令より觀たる遊戯

して居つたことは事實である。

十三年十二月政府は、教育令を改正したけれども、その要目は學期を延長し、兒童就學の督責を嚴にして、十二年の教育令の効果が、全く政府の豫想と相反したのを、挽回せんとした者で遊戯の方では格別の變化もなかつた。

十四年五月文部省は小學校教則要綱を各府縣に布達した、即ち小學校を分ちて、初等中等高等の三等とし、各等共に體操科の目はあつたけれども、土地の情況及び男女別等により修身、讀書、習字、算術を除くの外は學科の増減をなし得る規定であつた上に體操科は土地の情況云々で之れを缺く事を得とせられてあつたから極めて不振であつたのである。

十九年四月小學校令の發布となつた。十九年は文部大臣の計畫によつて教育制度に一大變革を生じ、往年の經驗に基き、將來の地盤を作つた年で、從來の教育令は別れて帝國大學令師範學校令、中學校令、小學校令となつた。同年五月文部省は小學校の學科及程度を定め、尋常小學校、高等小學校各修業年限を四箇年とし、尋常小學校の學科は、修身、讀書、作文、算術、體操となし、土地の情況によりては圖書唱歌の科若くは二科を加ふる事を得、高等小學校の學科は、修身、讀書、習字、算術、作文、地理、歴史、理科、圖書、唱歌、體操、



裁縫(女)とし、土地の情況に因りては、英語、農業手工、商業の一科若くは二科を加ふることを得、又唱歌は之を缺くことを得しむる事となつた。

時の文部大臣、森有禮氏は、久しく海外に在つて教育の事情に精通せる知識と、本邦に於ける實務の經驗とに基き、平素懷抱せる國家主義を立脚地として、教育法令の上に一大整理を斷行したのである。先づ體育方面に於ける文相の考を述べれば、士氣勃勃たる國民を養成せんが爲めに是非共體育を獎勵せなければならぬとの事が、非常なる英斷を以て新教育令に於ては、體操科を必須科とされて専ら其の實跡を擧げん事を努められたことは、我が體育史上特筆大書すべき重要な事件である。

二十三年又勅令を以て、小學校令を發布し、十九年の勅令より一層精細に、市町村の教育事務を規定した。該小學校令に於て、最も注意すべき點は、第一條に於て、小學校の目的を、最も明確に宣告した事である。即ち「小學校は兒童身體の發達に留意し、道德及び國民教育の基礎並に其の生活に必須なる普通の知識、技能を授くるを以て、本旨とす」で該小學校令中「兒童身體の發達に留意し」と取りたて、述ぶるやうになつたことは全く我邦に於ける一般教育思想就中體育方面の研究漸次勃興し來りたる兆候と云はなければならぬ。而して、遊戲

が小學校令の上に、公然體操科の一分科として編入されたのも亦此の時からである。

二十三年省令第十一號

第十一條 體操ハ身體ノ成長ヲ均齊ニシ健康ナラシメ精神ヲ快活ニシテ剛毅ナラシメ兼テ規律ヲ守ルノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス。

尋常小學校ニ於テハ最初ハ遊戲ヲナサシメ漸ク普通體操ヲ加ヘ便宜兵式體操ノ一部ヲ授クベシ。

高等小學校ニ於テハ男兒ニハ主トシテ兵式體操ヲ女兒ニハ普通體操若クハ遊戲ヲ授クベシ。

土地ノ情況ニ依リテハ體操ノ教授時間ノ一部若クハ教授時間ノ外ニ於テ適宜ノ戶外運動ヲナサシメ又夏季ニ於テハ水泳ヲ授クルコトアルベシ。

體操ノ教授ニ依リテ習成シタル姿勢ハ常ニ之ヲ保持シメンコトヲ要ス。

二十四年四月、文部省は小學校設備準則を定め、校地の選定校舎の構造、御眞影勅語奉安所、各教室、體操場、農業練習所便所校具等に関する細目を規定した。

同年十一月、文部大臣は普通教育の施設に關して、訓令を發した。其の第五號に

國家精神風俗貧富強弱等皆此ノ普通教育ニ淵源セザルハナシ國家永遠ノ基礎ヲ堅固ニセント欲スルモノ須ラカ茲ニ留意シ國家百年ノ長計ヲ謀ル可カラス。

小學校ニ於テハ徳性ヲ涵養シ人道ヲ實踐セシムルヲ以テ第一ノ主眼トシ殊ニ國王愛國ノ士氣ヲ發揚シ、兒童ヲシテ實業ニ勵ミ、素行ヲ修メ、忠貞ノ民タラシメンコトヲ勸ムヘシ、身體ハ百事ヲ爲ス根源ナリ、幼時身體發育旺盛ノ時ニ在リテ之カ培養ヲ怠ニスルトキハ成長ノ後遂ニ羸弱ノ民トナルベシ、小學校ニ在リテハ殊ニ留意セザルベカラス。

第一節 教育令より觀たる遊戲の發達



とあつて、小學校に於て殊に身體教育の必要なる事を鮮にした。

二十七年八月文部省は訓令を以て、體育及び衛生に關し周到なる注意を與へた。是れ時の文部大臣井上毅氏が、其の國家主義の立脚地より國民の前途を思ふの餘り出てたる至誠の忠言であらう。

「小學校ハ小學校令第一條ノ示ス所ニヨリ兒童ノ體育ニ留意シ、完成ヲ期セサルベカラズ、我國舊來弓馬劍鎗ノ武藝盛ニ行ハレ、體育ノ途ニ缺クル所ナカラズモ、維新後兵制變革ノタメ或種ノ武藝ハ其必要ヲ失ヒタルト同時ニ體育ノ衰頹ヲ致セルコト、又教員及生徒力學問知識ノ進歩ニ急ニシテ動モスレバ習育ノ一方ニ偏重セル事、及社會一般ノ衛生ノ必要ヲ感スル事、未タ深切ナラサル事、是等數多ノ原因ノタメニ各級ノ學校ニ於ケル體育及衛生ノ方法ハ仍チ不完全ナルヲ免レス、殊ニ小學校教育ノ時ハ方ニ身體發育ノ期ニ當リ一度傷害ヲ受クルトキハ、其患ハ終身ニ及ヒ哀ムベキノ情況ヲ呈セントス、今小學校ニ於ケル體育及衛生ニ關シ訓令スルコト左ノ如シ。

一、體育ハ及ブダケ活潑ナル運動ヲ課スルコトヲ要スベク、普通體操ニ於テモ亦兵式體操ト同ジク、遠足及全身筋力ノ運動ヲ活潑ニシ、氣血ノ代謝ヲ促ガスト同時ニ生徒自個ニ於テ意氣快活ヲ覺ユルノ效果アラシムベシ、體操ノ弊ハ死法ニ流レ、疲勞ヲ整ヘ並列ヲ正スガタメニ許多ノ時間ヲ費シ、却テ生徒ヲシテ厭倦ノ氣ヲ生ゼシムルニ至ル、此ノ如キハ却テ體操ノ精神ヲ失フモノナリ。

二、高等小學校男生徒ニハ兵式體操ヲ課スルノ際軍歌ヲ用キテ體操ノ氣勢ヲ盛ニスルコトアルベシ、又隨意科トシテ器械體操ヲ授クベシ。

三、小學校生徒ハ活潑ナル運動ニ便スル爲メニ、不得已場合ノ外學校内ニ於テハ洋服又ハ和服ヲ穿ハズ凡テ筒袖ヲ用キシムベシ。

四、放課時間ニ於テ佇立閑語シテ經過スルニ終ラシムベカラズ、男女トナク成可ク活潑ニ大氣中ニ運動スルノ遊戲ヲ靜フベシ、或ハ大聲急走嬉戲ノ態ヲ以テ生徒ノ不長事ト爲シ、沈靜ヲ以テ品行點ニ加フルガ如キハ當テ得タルモノニアラズ。

五、生徒ヲシテ筆記及暗誦ヲ務メシムルハ過度ニ腦力ヲ勞セシムルモノナレバ特ニ必要ノ場合ノ外之ヲ用ヒザランコトヲ要ス。

六、小學校ノ課業ノ生徒ノ尤モ困難ヲ感ズルモノハ作文トス、初級ノ生徒ニハ作文ヲ授クベカラズ、若シ簡單ナル作文ヲ授クルモ此ヲ以テ試験ノ問題トスベカラズ。

七、小學校ニ於テ施行スル所ノ試驗法ハ或ハ疲乏ノ意味ニ偏シ、點數ニ依リテ每朝席順ヲ上下シ、又ハ賞與ヲ與フル等過度ニ生徒ノ神經ヲ刺戟スルノ弊アリ、此レ獨リ普通教育ノ主義ヲ誤ルノミナラズ、亦生徒ノ體育ヲ害スルモノナリ、自今學校ハ試験ニヨレル席順ノ上下ヲ廢スベシ、但シ各級ニ優等生若干人ヲ選拔シ以テ獎勵ヲ示スコトヲ妨ゲザルベシ。

八、小學校ニ於テ生徒ハ喫煙スルコト及煙器ヲ夾帶スルコトヲ禁ズベシ。

九、華奢安逸ハ自然ニ軟弱ヲ招クモノナリ、都會ノ生徒ノ學校ニ往來スルモノ或ハ車ニ乘ル如キハ學校紀律ノ外ニ係ルト雖モ、校長及教員ハ注意ヲ加ヘテ成ルベク歩行セシムルコトニ誘導スベシ。

三十二年七月、文部省は小學校設備準則（二十四年所定）を改正し、校地の選定、體操場の面積、校舎の建築、教室の構造廊下昇降口便所並に生徒用机及腰掛の寸法等に關し細密の



規定を設け學校衛生をして、一層完備の域に進ましめんことを期した。

三十三年八月、勅令を以て小學校令（三十三年發布）を改正した。此の結果遊戲は一段と面目を揚げ、重要な位置を占領するに至つた。即ち二十三年と三十三年とを比較するに、二十三年に在りては尋常小學校は遊戲普通體操兵式體操を授くべく規定されてあつたものが、三十三年に於ては、兵式體操を削除し、又二十三年に在りては、高等小學校は男子には兵式體操、女子には普通體操若くは遊戲を授くべく規定されてあつたものが、三十三年に於ては男女共に普通體操及遊戲を授け、男子にのみ、兵式體操を加ふることに改定されたので普通體操と兵式體操との鈞合は此年に決定されて今日に及んで居る。

第十條 體操ハ身體ノ各部ヲ均齊ニ發育セシメ、四肢ノ動作ヲ機敏ナラシメ、以テ全身ノ健康ヲ保護増進シ精神ヲ快活

ニシテ剛毅ナラシメ、兼テ規律ヲ守リ、協同ヲ尙ブノ習慣ヲ養フヲ以テ本旨トス。

尋常小學校ニ於テハ普通體操ヲ授ケ、又遊戲ヲナサシメ、男兒ニハ兵式體操ヲ加ヘ授クベシ。

土地ノ狀況ニヨリ體操ノ教授時間ノ一部若クハ教授時間ノ外ニ於テ適宜ノ戶外運動ヲナサシメ、又水泳ヲ授クルコトアルベシ。

體操ノ教授ニ依リテ習成シタル姿勢ハ常ニ之ヲ保タシメンコトヲ要ス。

斯くて四十年三月勅令第五十二號を以て小學校令は改正された。而して其の改正の一大要點は尋常小學校の修業年限を六箇年とし、義務教育の年限を二箇年延長しただけであるから

體操科に關しては毫も其の内容に變動が無い。唯だこれを三十三年のに比ぶれば、施行規則に於て尋常小學校の分が「又男兒には兵式體操を加へ授く可し」といふ文句が、増補されたのであるが、これは二箇年の年限延長のために、以前の高等小學校第一第二學年の分が、編入された自然の成り行きであつて、形式は一寸異なつて居つても其の實際に於ても其精神に於ても以前と少しも異なる所がないのである。

四十年省令第六號（改正小學校令施行規則）

第十一條

體操ハ身體ノ各部ヲ均齊ニ發育セシメ、四肢ノ動作ヲ機敏ナラシメ、以テ全身ノ健康ヲ保護増進シ、精神ヲ快活ニシテ剛毅ナラシメ、兼テ規律ヲ守リ協同ヲ尙ブノ習慣ヲ養フヲ以テ本旨トス。

尋常小學校ニ於テハ初メハ適宜ニ遊戲ヲ爲サシメ、漸ク普通體操ヲ加ヘ、又男兒ニハ兵式體操ヲ加ヘ授クベシ、土地ノ狀況ニ依リ體操ノ時間ノ一部若クハ教授時間ノ外ニ於テ適宜ノ戶外運動ヲ爲サシメ、又水泳ヲ授クルコトアルベシ。

體操ニ依リテ習成シタル姿勢ハ常ニ之ヲ保タシメンコトヲ務ムベシ。

明治八年伊澤修二氏が愛知縣師範學校長たりし時其附屬小學校に於て、初めて椿胡蝶鼠等の發表遊戲を課し、成績佳良なるの故を以て、文部省に建議した事が、同省の年報に見えて居る。これが我國に於ける小學校に發表遊戲を課した嚆矢である。

十一年（西曆千八百七十八年）十月、時の文部大輔田中不二麿氏が米國よりアマスト大學



卒業生ドクトル、ジョージ、リランド氏を聘して體操の傳習をなさしめ、十四年に至つて始めて第一回卒業生二十四名を出した。爾來其の卒業生が各府縣に在職して教鞭をとり、其の攻學練習した技術の鼓吹に努めたことは、我が遊戲方面の開拓上にも大に便益を與へたことと思ふ。之れに加ふるに文部省は其の後フォン、カストル氏の戸内遊戲書を譯述して、世に公にした。現今稱する學校遊戲なるもの、幾分は、此時期に於て供給されたものである。

遊戲が小學校教科として、段々勢力ある位置を占むるやうになつたのは、二十三年以降の事であるやうに思はれるが、三十三年頃になつて著しく盛大なる氣運に赴いたことだけは事實である。而して二十年頃から四十年頃に涉つての研究家が續出すると共に遊戲の研究團體等も組織され、機關雜誌の發行を見るに至つた。此の間は確かに我國學校遊戲の勃興期と云つて宜い。此の時期の遊戲研究の旺盛であつた事は、到底今日の比ではない。

我國に於ける小學校遊戲の指導に努力された恩人をあぐれば、三十有餘年間東京高等師範學校教授の職に在つた高橋忠次郎氏元學習院女學部の教授であつた小野泉太郎氏並びに暫らく關西地方に活動した東洋幼稚園の園長岸邊福雄氏等である。其他に澤山數へ擧げられるや

うであるけれども、中心誘導者であつた恩人は以上の數氏に歸する事が出来る。

坪井玄道氏は本邦體育界の元勳であつて、長い間斯界の采配を振つて居た事は、誰しも承知の事であらうと思ふ。唯だ氏は、高弟たる高橋氏が競争遊戲の方を盛んに獎勵して居られたし、又同じく高弟たる小野氏が發表遊戲の方を擔當せられて居つたやうなために明治三十六年の歸朝後は少し過ぎる位に行進遊戲の方の土産を持つて來られた、從て一部の識者に誤解を招いだやうなこともあつたのは氏のために遺憾な事であつた。

高橋氏は坪井氏と師弟の關係のある人で明治三十五年後に於ては中央に地方に盛に活躍して、一時は遊戲の高橋高橋の遊戲とまで歌はれて名聲噴々たるものであつた、當時の實況を目撃しない人には其の當時の有様を想像することも出来ない位であつた、氏は東京女子高等師範學校の公務の傍ら一方には機關雜誌としての遊戲雜誌を編纂した、この雜誌が當時氏が心血を濺いで發展維持に努められた、日本遊戲調査會の一機關として三十四年に興されたものである、該會は二十六年西村某氏の設立にかゝるものであつたが、其の命脈覺束なき、状態に陥つたのを氏が再興せられたのであつた、やがて氏は三十五年私立東京體操音樂學校を創立して非常なる經營上の困難と闘ひて奮闘されたものである。而して調査會の方も同年に



は二府九縣下に、支會を設けらるゝの盛運となつた。斯くして氏は頭に日本遊戯調査會を頂き、右手には機關雜誌としての遊戯雜誌に健筆を揮ひ、左手に附屬としての私立東京體操音樂學校を指揮し、縦横自在に斯界を指揮して居たのである。當時遊戯の高橋高橋の遊戯と稱せられたのも、偶然でなかつた事と思ふ。

小野氏も坪井氏と師弟關係のあるもので氏の所謂表出體操（發表遊戯）を案出して遊戯界の一角に大なる貢獻をされたのである。小學校に於ける發表遊戯の大部分は凡そ氏の賜物から芽出したのである。遊戯通の人であるならば、小野氏と云へば桃太郎兎と龜などの發表遊戯を思ひ出して氏の態度、動作などを連想されることであらう。氏は種々の雜誌等に意見を發表され、又は遊戯の方法などを説明されたけれども、著書としては吾人の知る限りでは格別な、様であるがこは實に遺憾の事である。

現今東京に於て、私立東京家政女學校を設立し東洋幼稚園を特設して、不相變岸邊一流の主義を以て、活躍して居る同氏は、三十年前後關西地方を相手どつて盛んに活動的競争遊戯を奨励をした、關西地方の遊戯の發達は同氏に負ふ所は少くないのである。同氏の競争遊戯の教授は如何にも愉快に、如何にも元氣よく、あの快活なる態度を以て活動して兒童を導いた

事は中々他人の眞似の及ばぬ處である。

日本體育會は、現時の體操學校の前身たる體操練習所を明治二十六年に創設し、女子部を三十六年に創設し、男女體操教師の養成に鋭意努力された、現今我國に於ける體操教師の過半は同會出身のものであらうと思ふ。該會機關雜誌たる「體育」は我國に於て最も古き歴史を有する體育雜誌である。

### 第二節 體操遊戯調査會

文部省は明治三十七年十月。本邦に於ける斯道のオーソリチーたる高島平三郎、川瀬元九郎、可兒徳、井口あくり、波多野貞之助、坪井玄道、醫學博士三島通良の諸氏を、教育學、醫學及び體育界より選任して委員とし、當時の普通學務局長たりし澤柳政太郎氏を委員長として、體操及び遊戯の調査を命じたのである。該調査會は三十八年十一月を以て、報告書を文部大臣に提出したのである。該報告書中遊戯に關するものを摘出すれば、次の如くである。

#### (一) 運動遊戯ニ關スル件

運動遊戯ノ目的ハ兒童ノ活動的衝動ヲ満足セシメ、運動ノ自由ト快感トニヨリテ體操科ノ目的ヲ達シ、特ニ個性及自治心ノ發達ニ資スルニアリ。

#### 第三節 體操遊戯調査會



(甲) 學校ニ於テ獎勵スベキ遊戲

(イ) 教科トシテ課スベキモノ

教科トシテ課スベキ遊戲ハ成ルベク、團體的ニシテ復雜ナラサルモノタルベシ。其主要ナルモノヲ舉グレバ左ノ如シ。

競争遊戲、例、綱引、毬送フットボール鬼遊ノ類。

行進遊戲、例、十字行進舞臺行進方舞ノ類。

動作遊戲、桃太郎池ノ鯉ノ類。

此ノ他季節ト土地ノ情況トニ從ヒ遠足水泳氷上、舟漕等ヲ課スルコトヲ得。

(ろ) 教科外ニ行フベキモノ

教科外ニ行フベキ遊戲ハ必ズシモ團體的タルヲ要セズ其主要ナル者ヲ舉グレバ左ノ如シ。

競争遊戲 角力、徒歩競争、毬投グセツキ羽子ツキ繩飛標戰鬼遊高飛標「ベースボール」「ローンテニス」ノ類擊劍柔道弓術。

(乙) 學校外ニ於テ獎勵スベキモノ

學校ニ於テ行フ遊戲ハ學校外ニ於テモ獎勵スベキモノナレドモ、其ノ他土地家庭等ノ情況ニ依リ獎勵スベキモノアリ、例ヘバ乘馬風揚山遊等ノ如シ。

(丙) 禁止スベキモノ

教育ノ本旨ニ悖リ風教公安及衛生ヲ害スル遊戲ハ禁止スベシ其主要ナルモノヲ舉グレバ左ノ如シ。

一、賭事類似ノモノ

二、危險ノ虞アルモノ

三、殘忍ナルモノ

四、厭忌スベキ模倣遊戲、

五、不健全ナル思想ヲ誘發スル虞アルモノ

(二) 運動遊戲教授上ノ注意

一、凡ソ學校ニ於テ課スベキ運動遊戲ノ種類方法ノ選定ハ、他ノ教科目ニ於ケル教材ノ選擇排列ト異ナル所ナク、教授上頗ル重要ノ事項ニ屬ス、故ニ學校ニ於テハ豫メ學年相當ノ教授細目ヲ定メ之ニ依リテ授クルヲ要ス。

二、運動遊戲ノ種類方法ハ生徒ノ心身狀態ニ適應スルト同時ニ教育的價値ヲ有セザル可カラズ、單ニ生徒ノ嗜好ニ任セ徒ラニ新奇ヲ競フガ如キコトアラバ、爲メニ浮薄ノ氣風ヲ養成スルノ虞アリ、深ク注意セザルベカラズ。

三、脚踏ヲ運動遊戲ニ用ヒントスルトキハ、其ノ選擇ニ注意スベク、特ニ圓舞ノ類ハ學校ニ於テハ之ヲ課セザルベシ。

四、運動遊戲ニシテ之ヲ行フ爲メニ多クノ時間ト多クノ費用トヲ要スルモノ、如キハ成ルベク避クルヲ要ス。

五、舟漕ハ短艇ヲ以テスルヲ常トスレドモ、體育上ニ於テハ寧ろ和舟ヲ利アリトス、加之費用ヲ要スルコト少キノ利アルヲ以テ和舟ヲ用アルコトハ、將來大ニ之ヲ獎勵センコトヲ希望ス。

六、何種ノ遊戲ヲ問ハズ之ニ耽リテ學業ヲ疎ニスルガ如キハ體育ノ目的ニアラザルヲ以テ嚴ク注意ヲ加ヘ相當ノ取締ヲヲナスコトヲ要ス。

七、遊戲中水泳、氷上、橋上、カンジキ遊、舟漕ノ如キハ之ヲ全國一般ニ行フコト能ハズト雖モ、其ノ便宜ヲ得ル地方ニ於テハ十分ニ之ヲ獎勵センコトヲ要ス。

八、遊戲ヲ行フニハ戶外ニ於テスベシ、但シ天候其ノ他已ムヲ得ザル場合ニ於テハ室内ニ於テ行フモ妨ナシ。

九、遊戲ノ際ハ容儀動作ニ注意シ、且ツ卑劣輕卒ニ流レザルヲ要ス。



## 結論

思ふに兒童生徒をして、吾人より層一層智識に於て優秀に善良に、身體に於ても強健に鍛錬せられたる後繼者たらしむる事は、吾人教育者の正に其の職務に拂ふ可きところの至緊至要なる義務である、而して此の義務は吾人が前の時代から、猶ほ次の時代に言ひ渡す可き最大なる遺言である。

凡そ地球の誇りとし、實とす可き者は多々あるであらう、然しながら卓越せる精神を把持し、強健なる身體を具備する人間に若く者はあるまい、恐瀾怒濤の逆巻く海洋も偉大なるには相違ない、又碧空に屹立するヒマラヤ山も雄大なるには相違ない、然しながら地球の深奥莊重なる威嚴を築きあぐる最大なる者は、要するに鍛錬せられたる人間である、強健にして又健實なる人間の存在は實に此の地球の光榮である、翻つて現代に於ける我が國の教育の趨勢を觀察すれば、智識を増殖する即ち智育に關する研究の如きは極めて微細なる點まで到達して一々相當に効果を收得しつゝあるけれども、百尺竿頭一步を進めて其の身體を作る即ち體育的方面の研究を觀察すれば、成る程近時幾分の曙光を認められるが、其の實績未だ前者の進捗に比譬して非常なる逕庭の存在することは、蓋し何人と雖も否定すること能はざる所であらうと思ふ、換言すれば現今の教育は智育偏重の教育と稱す可きである、更らに切言すれば如何なる困苦缺乏に遭遇するも頑健なる身體さへあれば以て社會に奮闘するに足る進歩的向上的の人物を養成するに缺如せる所謂跛足的の教育と稱す可きである、文明の爛熟は或意味に於て吾人の身體の發達を阻害し、且つ軟弱ならしむる原動力を把持して居る者である、然り智識上の文明は往々吾人の活氣を減殺し、元氣を銷鏗せしむる者である、彼の希臘の滅亡の如きさては羅馬の頽廢の如き比々として皆是れである、豈忍れて戒む可きことではあるまいか、我が現今の教育の如きも近時長足の進歩を來たし、其の成果實に甚大なる者であるが、惜しむ可し、吾人が前述の如く其の研究施設等皆智識教育にのみ限定せられ、進んで其の智識教育の根本義たる身體教育を殆んど顧慮せざるが如き傾向がある、換言すれば今日の教育は其の大體に於て智識教育即ち室内教育のみに囚はれて、一身體教育即ち室外教育は殆んど對岸の火災視せられて居る教育と稱す可きである、故に現今教育上に於ける研究及び施設等は殆んど室内にのみ限定せられて、室外に於ける教育は殆んど閑却せられて居る、教育の爲めに國家及び府縣市町村が負擔して居る經費は實に莫大なる者である、先般議會に於て岡田文相が明言せる所によれば實に市町村に於ける總經費二億一千萬圓に達し、或町村の如きは總經費

第三節 體操遊戲調査會 結論



の七割に達するといふではないか、斯くの如く多大なる財力を消費して得る所の者は果して如何であらうか、吾人を以て之を観察すれば其の投資の方法は未だ大に研究する餘地があらうと思ふ、即ち教育家も爲政家も眼中唯だ智識を收得する室内教育のみあつて、其の智識收得の根本を鍛鍊する身體教育更らに痛言すれば室外教育あることを知らぬ。故に諸學校に於ける設備施設等は皆室内の事のみ痛心して、運動方面に至つては何等心力も金力も殆んど傾注されて居らぬと稱しても敢て過言ではない、近時我が一般の教育的傾向が幾分室外教育身體教育に向つて來たかの觀があるには相違ないが、其は僅少なる府縣に限られて居るのみであつて未だ吾人をして意を強うせしむるには前途遠遠である、吾人は體操科の發展が更らに今日よりも旺盛に又熾烈にして體育滿能時代の現出を冀望して止まぬ者である。

多數の學校を観るに室外教育の諸設備は、其の學校が發展擴張する程衰微を來たし、擴張される程縮少されるが如き反比を示す者である、運動場の如きに至つても教室其の他の増築のために蠶食せられ、果ては兒童生徒の増加に連れて却つて其の面積を縮少せらるるが沿々として皆然りである、吾人は教育に熱心なる我が國家社會が教育の一面のみを見て、他の一面を顧みず、而かも莫大なる經費を投じつゝ、運動に要する室外教育の費用とし稱すれば常に支

出吝みをするを不思議に思はぬでは居られぬ、然して有識者は常に口を開けば直ちに方今青年の不活潑無氣力を攻撃して、士氣の頹廢を慨歎せざるものはない、自家撞着も此處に至つて極れりと稱せざるを得ない。

吾人が今更ら贅言を要するまでもなく、心身は人間の兩翼である、譬へば國家に於ける文武兩道の如きもので教育は其の一翼を取つて他の一翼を切るが如きものでなくして、而かも常に兩者の調和ある進歩發達を企圖す可き者である、換言すれば教育の目的は單に彼等の智のみを發達さす事によつて達す可くもあらず、又腕を練習する事によりて得可くもあらずで、畢竟眞の教育の目的は彼れ等の全體を養ふ事によつて達し得らるゝ者であることを忘れてはならぬ。

現今我が國に於ける各學校の設備は未だ完璧の域に到達して居ない、否な未だ〳〵不完全なる點が多大に存在することであらうけれども、身體教育に對する設備程不完全にして又幼稚を極めて居る者はあるまい、今日の教育の一方に編倚して所謂人物を養成するといふ手段方法に至つては殆んど幼稚である。吾人をして忌憚なく言はしむれば我が社會は學校の形式のみを造つて未だ之に精神を宿らせないのである、砲を購求して而かも火藥を支給せず、汽



關を据えて而かも石炭を惜しむと同一一般、豫循の極、矛盾の極、吾人は實に言ふ可き言辭に苦しむ者である、吾人は社會の先輩たる教師諸君並に爲政家各位が奮勵一番其の活眼を開き現下の世の狀勢に鑑みて所謂「佛造つて魂入れず」の愚を學ぶなからんことを切望して止まざる者である。

## 補遺

### 第一章 遊戲教材の配當

(本章は理論之部第一部の第十(六章の次章に入るべきもの)

吾人は第十六章に於て學校に於て教授する遊戲教材の選擇に關する研究をしたから、本章に於ては前章に於ける標準を基礎メトリックとして、教材の配當は如何なる方法に依つて、各學校に對する各學年に相當に配當す可きものであらうかを研究して見やうと思ふ、是れに關しては吾人は左に文部省の學校體操教授要目に於て示されたる配當表を示し、更らに學校體育の研究家の二三氏の意見を紹介しやうと思ふ。故に讀者は土地の情況と兒童心身の發達とに照して各々適切なる配當表を編成す可きである、著者は其れ等の資料に供するため本書後編實際の部に於て、教育的見地より研究して價值ある遊戲と思ふ遊戲をば殆んど總てを編輯してあるから、讀者は是れ等個々の遊戲に就きて十分なる研究をして、各自獨特の配當表を編成せられ以て遊戲の眞價を發現することを切望して止まぬものである。

文部省學校體操教授要目の配當表 ○印は男子のみ







二宮文右衛門氏の配當表

カラカイ鬼	猫と鼠	徒競走	旗送	ボール送	帽子取	球入	達磨落
子殖鬼	場所取	片脚撲	腋下撲	依下送	対列フットボ	日月送	
西洋鬼	ボール合戦	縄跳	デッドボール	二人三脚	人送	鉢巻取	
セクターボール	キャブテンボール	片脚競走	棒引押し	千鳥旗(ボール)	蛙送	子捕	鬼跳
バスケットボール	障害物競争	布引	軍艦遊				
フットボール	マヂンボール	單脚競走					

二宮文右衛門氏の配當表

桃太郎	お國のため	金太郎	小太	兎と亀	池の鯉	かす	月	た

遊 表 發

運の花	大和男子	汽車	小馬	時計	渦く	いぬ	兎	白よこ	ひばり	お池の蛙	夕立	水遊	鳩つ	軍ご	おほ	お正	さよ	登こ	おと	お月	忠孝		







て居る、吾人が今茲に改めて絮言するまでもなく、二宮氏は東京高等師範學校訓導にして遊戯鍛練主義の主張者にして、競争遊戯一點張りなるに反して、羽田氏は前市京女子高等師範學校訓導だけあつて、二宮氏の主張の如く極端ではない、氏は行進遊戯の價値も又發表的遊戯の價値も相當に認めて居ることが明瞭である、要するに吾人は是れ等兩氏の主張に鑑みて穩見眞摯なる矢島氏の配當表且つ香川縣女子師範學校附屬小學校に於ける配當表を參考として、遊戯教材を配當す可きである、徒らに極端なる主張をして得々然たる者あるは吾人の最も嫌厭するところである、況んや食はず嫌ひのために其の遊戯の價値を疑ひ、且つ是れを排斥するが如きは實に噴飯に堪へぬところである、而して發表的遊戯、行進的遊戯、競争的遊戯等の各種の遊戯が體操科教材として、如何なる價値ありて、其が適用の範圍等の研究の如きは、第十三章に於て竭してあるので今本章に於ては贅言するの必要を見ないと思ふ。

## 第二章 校戯及級戯

(本章は理論之部第一部第二十  
六章の次章に入るべきもの)

### 第一節 校 戯

彼のオリンピアの競技が希臘國民の中心遊戯にして、而かも其の國民の勇壯活潑なる氣風

を養成したこと同時に英國のクリケットが彼の國民の中心遊戯にして英國國民の團體的精神は之に依つて養成せられて來たことが甚大であると稱されてゐることも今更ら吾人が事新しく絮言するの要を見ずして周知の事實である、吾人は學校にも其の學校の中心とする遊戯即ち中心遊戯、或は校戯と稱すべきものゝ必要を感ずる一人である、こは即ち體操科より受けたる精神が遊戯の上に最も嚴密に現はるゝ機會であるからである、左に之に關する二校戯を紹介して見やうものならば、

#### A、静岡縣師範學校附屬小學校校戯の實況

今吾人は同校に於ける中心遊戯——同校では「校技」と名づけて居る——の實況を述ぶるために同校前主事津田氏著「體操教授の新研究」中より抜書して、之に關する同校の内規を掲げ、之に説明を加へて、其の實際を明にしたいと思ふ。

#### 校技内規

(一)本校に於ては男兒の行ふ「帽子取」「陸軍遊技」、女兒の行ふ「巴鬼」を以て校技とす。

今同校に於ける中心遊戯の内容を研究して見れば、其の方法は次に説く事として、何故に之を校技としたかは勿論前述の目的を達するに適當なるべきを認めたからではあるが、最重要なる原因は、吾校に於ては以前から之等の遊技が非常に盛で、兒童が團體遊技中では一番之を好んで居るといふ遊技の實際から來たのである。(此内女子の

静岡縣師範學校附屬小學校校戯

校技内規



「巴鬼」は新しく發達したるもの。以前は學校備付の運動帽を時々貸與して、帽子取などは行はせたまものであつたが、之ではとても帽子が一般に行きわたらぬし、其の慾望を満足せしむる事が出来なかつた。かゝる状況から考へて、其の後帽子（紅白兩面 價八錢）を一々兒童に持せる事とし、運動場に於ては必ず此帽子を被らせる事にした。之によつて兒童の遊技活動の上に大變動を起して來た事は注意すべき事である。即、此の帽子を平生着する上に非常の原因となつて、休憩時間の遊技が團體的になつて來た事である。紅白兩面の帽子は其の敵味方を分ける上に非常の便利で、従つて團體的競争遊技が、しやすくなつて來たと見える。かくて兒童の状況を觀察して居ると、休憩時間中少くとも晝食後の休憩時間中は學校が強ゆるのではなくて、自然に之等の遊技をやつてゐる、毎日決してやめない、従つて非常に熟練を積んで來た。此の遊技の發達から、吾人は自然に之を「中心遊技」として、學校全體のものとして之を探らむといふ事に決したわけである、即、前述せるが如く、兒童自身の活動狀況が、之等の遊技をして校技たらしめたのである。「校技」と決定した後は、兒童は今まで、單に、自然に行つて來たものの上に、今度は此の遊技に重要な意味の存するものとして之を行ふやうになり、明治三十九年以來、殆、毎日彼等は之等の遊技を行はぬ日とてはない、よくもあきない事よと、思ふ程氣に入つて居る。今、尋常五年の女兒の書いた「とつげき（空撃）」——「とつげき」といふのは此學級の「校技の日記」の名である、改正歩兵操典の突撃精神にとつて出來て居るといふところから名けたもの——中のところを抜書して、いかに彼等が其の「巴鬼」を楽しみにし喜んで居るかを見やうと思ふ。

「桃は青、青は黄を、又黄は桃をおつたり、おはれたり、とつかん又とつかん、いつもながら巴鬼のいままじまの晝の休にいつもの通り、藤だなの下で東と西とにわかれて源平入りみだれてたかつた。」と書くのもあれば、

「朝のやうすでは、巴鬼はできまいかと思つてゐた。それが、晝の休ごろにはどんよりとくもつてゐた空も、私共の

心をさつして天氣にくれた。」いかに彼等の頭を、巴鬼が指歸してゐるかが分る。殊に次の文章の如きは「巴鬼」を擬人的にしたて、彼等の感情を表現せるもの、恐らく之は生徒全體の代表と見てもよからう。

「巴鬼よ、巴鬼。あなたは、なぜ、そんなに私共をおもしろくあそばせるのですか。私どものすきな巴鬼、あなたと遊技をするといふ事も、だるい事も、うその事も、みんな忘れます。」

(II) 校技は各學級別々に之を行ひ或は聯合して之を行ふ。  
各學級別々に行ふのは、毎日晝休みの時間で、即休憩時間中、彼等が自治的に學校の精神によりて活動するのである。

(III) 尋常三年以上高等科聯合校技は毎月一回運動場に於て之を行ひ、又春秋二季安倍川原に於て之を行ふ。  
特に安倍川原に於て春秋二季に行ふのは、徳川家康幼時石合戦の古蹟たる歴史的、地理的の意と關聯せしめて、大に兒童の身心を練らうとするものである。

其他に於ては、春秋二回、大運動會に於て行ふのは言ふまでもなく、海陸軍戦捷記念日には、原野に海濱に此の勇壯なる遊技を見ぬ事は無い。殊に明治四十四年十二月元の尊國皇太子殿下の來校を辱うしたる際にも之を行つた。かくて吾校技は年年に其の重要な意味を加へ、其の校技誌には少なからぬ名譽と年月の経過とを遺して、今では眞に學校全體の中心となつて來た。

(四) 各校技の方法

### (一) 帽子取

1. 準備。紅白の運動帽、大將の肩章、分隊長の肩章、合關係、收容係の各徽章、收容旗。

第二章 校技及級戲



陸軍遊戯

2、方法。方法紅白の二組に分れ、入り亂れ役員の指揮によりて大體の行動をなし、各敵方の帽子を奪取し合ふ事を一般法則とし、其の奪はれたるものを負けとし、收容所に收容す。技熟して大將の帽子を奪取するに至り勝敗決す。

(二)陸軍遊戯

準備及方法。

- a、兒童を二組とし一方を白軍、他を紅軍とす、(帽子によりて分つ)
- b、各軍に軍旗一本づゝありて旗手之を捧げ持つ事。
- c、各軍に左の役を置く事。  
長、副長、旗手、各肩章をつく。
- d、長は全體を指揮し、副長は長をたすく。
- e、旗手は長之を命じ最名譽あるものとす。
- f、各兒童に左の札の中何れか一枚づゝ分與する事、之れ則、職員の資格を表するものなり。  
大將、中將、少將、大、中、少佐、大、中、少尉、地雷、工兵
- g、大將より少尉までの勝敗は其の階級の上下によりて決す。  
地雷は大將以下少尉までに悉く勝ち、唯工兵のみに敗る。  
工兵は地雷のみに勝ちて他に負け。
- h、兩軍衝突し開戦し、遂に一方の軍旗を奪ふによりて勝敗決す。
- i、敗れたる方は規定の敬禮を行ひ軍旗を取戻す。勝者も亦禮を以て之を渡す。

(三)巴鬼(女兒)

1、準備

- a、白紅の襟——之は敵味方を分つ章にして、男兒の帽子と同性質のものなり、襟といへど襟の如く小さきものにはあらで、(幅二寸長四尺)紅白兩面を有し何れにも使用し得るやう作る。
- b、紅、青、黃の細紐——之は幅三分長一尺五寸位にして前の襟に付するもの。  
兒童は或者は赤を付せるものをかけ、或者は黃を付せるものをかき、而して此三色は、其各の資格を表はすものとす。
- c、大將の肩章
- d、赤十字旗——負けたる者の集合する地點を示すために用ふ。
- 2、勝敗、紅白兩組は互に入り亂れて、赤は青に、青は黃に、黃は赤に觸れんとして、相戦ふ、而して觸れられぬものは負となり赤十字旗の下に集合す。  
かくて、大將に觸れたる方を勝とす。(場合によりては、中途にて生存者の多少によりて勝敗を決する事あり)大將は單獨にては無勢力なれども紅、青、黃多數之を保護して戦ふ。亂軍となれば此の防衛破れて敵に捕へらるゝなり。
- 3、役員。大將の外正副の指揮者をおき、大將の推選、組の整頓、人員の點呼又軍使の任命等をなさしむ。聯合の場合には教師中より合關係を出し競技の開始及終止を報じ、其の終には講評をなす。
- 4、開始。

一、ピリ

用意

第二章 校戯及校戯



二、ピラー、ピラー

教壇

三、ピラー

開始

5、中止及び終結。競技中の呼笛は戦闘を中止するか若くは勝敗の終結を報ずるものとす。

競技終止呼笛と共に各組は指揮者の命令の下に原隊形に復し敬禮の呼笛によりて兩組相對して敬禮をなし、次に勝ちたる組は指揮者の音頭により萬歳を唱ふ。最後の時は兩組を接近せしめ講評をなし互に萬歳を唱へて解散す。(終りに同校は演技と書きたれば其の儘にして置いたのである)

次に石川縣女子師範學校附屬小學校に於ける校戲は同校主事久芳氏が其の詳細を小學研究第五卷第一號に述べてあるが、同校に於ては「帽取り」と「棒倒し」と「綱引」との三遊戯を基とし、之を連続的に結合して、第一回には騎馬帽取り、第二回は連體帽取り、第三回は綱引的棒倒しと都合三戰せしめて勝敗を決することにしてゐる、これまで實行して來た経験からいへば、早きは十分以内、遅くも十五六分間にして勝敗は決するさうである、校戲の價値は種々あるが、石川縣女子師範學校久芳主事が同校校戲の價値として擧げたのは實に左の如きである。

- 一、全校兒童職員が參加し得ること。
- 二、各員其力量を遺憾なく發揮しうることを。

- 三、勇壯活潑にして而かも危険なきこと。
  - 四、短時間内に多數人員が同時に活動すること。
  - 五、運動量が多く且つ兒童に順應すること。
  - 六、兒童の趣味に適し回を重ねる毎に興を加ふ(作戰上)ること。
  - 七、準備は時間を要せず又運動其のものにも時間を長く要しないこと。
  - 八、用具は簡單で費用は少いこと。
  - 九、勝敗は頗る明瞭であること。
  - 十、平素分解的にも練習出来ること。
  - 十一、規律、剛毅、忍耐、勇氣、正義、共同、努力等の精神を養ひ得ること。
- 以上の外吾人の見るところによれば全校共同の團體的精神涵養に頗る價値あることと考へる、彼の東京高等師範學校附屬小學校の擬戰、東京市本郷高等小學校の野外演習等の如きは校戲として世人の既に知るところである。

第二節 級戲

吾人が第一節に説述した校戲と同意味に於て級戲を課して居る所である、彼の東京市四谷



第四尋常小學校にては左の三標準によつてしてゐる。

- 一、團體的のもの。
  - 二、走ることを基本としたもの。
  - 三、運動量の多いもの。
- 各學年に於ける級戲排當を示せば

- 一男 東組 紅白球送競争  
西組 玉送り
- 一女 東組 千鳥毬送り  
西組 輪くゞり競争
- 二男 東組 旗送り競争  
西組 片脚戦争
- 二女 東組 轉球競争  
西組 輪くゞり競争
- 三男 輪くゞり競争

- 三女 ボール送り
  - 四男 メヂンボール
  - 四女 物換競争
  - 四男女 隧道競争
  - 五男 デットボール
  - 五女 魚取競争
  - 五六男 包圍攻撃
  - 五六女 旗送り
  - 六男 雙龍玉落
  - 六女 けまり競争
- の如きである。

### 第三章 休憩時間中の自由運動としての遊戯(本章は前章の次に入る可きもの)

學校に於て正課時に教授するところの遊戯教材選擇排列に關する標準は、第十六章に於て



論究したので、是れに對する學校休憩時間中の自由運動としての遊戯資料撰擇排列の標準を檢査して見やうと思ふ、言ふまでもなく授業時間と授業時間との十五分の休憩時には二個の目的がある、即ち其の一は兒童が前時間に於て受けたる、精神上、肉體上の疲勞を恢復すること、他の一は次の時間に對する心身上の準備である、授業時間が兒童に取り、殆んど受動的、壓制的、束縛的なるに反し、休憩時間は發動的に自由的に解放的である、隨つて兒童は何等の拘束を受くることなく、極めて自由に思ふがまゝに遊戯をして何等支障のない筈ではあるが、運動場の教育的價值より更に自由遊戯の教育的價值の多大なる點より見て特に前述の二目的を達し、遺憾なからしめんがためには、休憩時に於ける彼れ等の遊戯には何等かの制限か、約束か、標準かを與へなければならぬ、彼れ等兒童がなすところの遊戯の凡てが學校教育上より研究して悉く有價值なるもののみではない、中には道義的、訓練的方面より觀察して以て排す可きもの、又はよく道義的、訓練的方面に價值あつても、運動體育上より研究して支障あるものもある、殊に休憩時間の目的に添はざるものがあつては、休憩時間を設けた趣旨にも反するのであるから、吾人教育者たる可きものは休憩時間中の自由運動としての遊戯の素質を研究して更に選擇上の要件標準を決定しなければならぬ、然らざれば過勞の結

果は兒童の心身の活力を減退し、運動不足の場合には、未だ前時間の疲勞が回復せざる間に次の授業に入らざる可からざる不都合を見るに至るのである、然らば休憩時間中の自由運動としての遊戯の本質は如何なる要件を把有して居らぬければならぬものであらうか、左に主なる點を列擧して見れば、

- 一、教課時より受けたる心身の疲勞を慰藉恢復するに足る可きものなること。
- 二、教課時中の規律束縛を脱して兒童自然の自由活动慾を満たすに足る可きものなること
- 三、教課時より受けたる姿勢を改善し、身體各部の仰壓的態度を恢復し、兒童身體の暢達したる身體各部の運動をなし、以て全身をして十分の運動を取るに足る可きものなること。

四、兒童禀賦の活動的本能を満足せしめ、個性素質に適應したるものによりて、兒童の心身を健全に發達増進せしむるに足る可きものあること。

等である、故に休憩時間中に於ける自由運動としての遊戯は必らずしも正課時間に於ける教科遊戯の如く窮屈なる標準を固執するの必要なく大體右の四項に準じて選擇す可きものであると思ふ、其の選擇上の注意條件として兒童體育家東海林氏は實に左の如く言説して居る、



- 一、道徳上有害の憂あるもの、危険の憂あるものは堅く禁ずること。
- 二、可成多數にて行ふ可きこと。
- 三、被教育者の個性を發揮せしむべきこと。
- 四、心的鍛練となるべきもの。
- 五、元氣氣力を旺盛ならしむべきもの。
- 六、奮闘的持久的のもの。
- 七、身體各部の運動を要するもの。
- 八、身體動作を敏捷にし、優美にするもの。
- 九、兒童の自由活動性を満足せしむべきもの。
- 十、高尚にして優雅なる趣味感情を涵養すべきもの。
- 十一、兒童の遊戯慾を満足せしむべきもの。

以上數項に準據して選擇するときは大なる錯誤はなからう、左に東京女子高等師範學校附屬小學校の大正四年度に行はれた休憩時間中の自由遊戯の統計を示さう、勿論附屬小學校の第一部の運動道具の備付けと、第二第三部(運動場、運動道具を共通にしてゐる)の設備との間

に、多少の相違はあるが、然しながら全校を部分けてなく、男兒と女兒との二つに分つて考へると、運動器具の設備は可なりまで平等をとれてゐる、而して左の統計表には表はれて居る自由遊戯の中で殆んど一年間を通じて行はれるものと、又四季折々に且つ興味を以て歡迎されてゐるものとのそれにつきて男女に分つて記して見れば、

## A男 兒

- 殆んど一年間を通じて、鬼事、帽子取り、角力、野球等。
- 春……………遊動圓木、徒競走、繩飛び等。
- 夏……………國取り、石蹴り、ジャンケン遊び等。
- 秋……………廻旋塔、角力、徒競走等。
- 冬……………遊動圓木、人取り、毬投げ、石蹴り、角力、フットボール等。

## B女 兒

- 殆んど一年間を通じて、遊動圓木、鬼事、お手玉等。
- 春……………お手玉、結競走、繩飛び、石蹴り、王様遊び等。
- 夏……………繩飛び、地面取り、ジャンケン遊び等。



○秋………：シロツト、人取り、二人三脚等。  
 ○冬………：羽つき、綾とり、石蹴り、シロツト、人取り、安全ポット等。  
 である、以て男女の好愛する遊戯の相違も窺知することを得れば、更らに遊戯が季節に關係を有して居るものなることも首肯される、次に休憩時間中に最も盛に行はれた兒童の自由遊戯を統計したるものを記さう。

東京女子高等師範學校 附屬小學 大正四年度兒童自由遊戯一覽表

遊戯名	尋常一―六學年 女子部				尋常一―六學年 男子部			
	四	五	六	七	四	五	六	七
1 遊動園木	○	○	○	○	○	○	○	○
2 鬼	○	○	○	○	○	○	○	○
3 オ	○	○	○	○	○	○	○	○
4 シ	○	○	○	○	○	○	○	○
5 人	○	○	○	○	○	○	○	○
6 徒	○	○	○	○	○	○	○	○
7 飛	○	○	○	○	○	○	○	○
計	4	8	7	7	9	11	11	計

◎表中縦の計は同一時遊戯の盛に行はれたる月數を示し、横の計は各月に行はるゝ遊戯の種類數を示せるものである。

遊戯名	四	五	六	七	計
8 毬	○	○	○	○	4
9 デッドボール	○	○	○	○	4
10 マ	○	○	○	○	4
11 石	○	○	○	○	4
12 人	○	○	○	○	4
13 キャブテンボール	○	○	○	○	4
14 三人	○	○	○	○	4
15 羽	○	○	○	○	4
16 綾	○	○	○	○	4
17 カ	○	○	○	○	4
18 固	○	○	○	○	4
19 段	○	○	○	○	4
20 學	○	○	○	○	4
21 ジャンケン遊ビ	○	○	○	○	4
22 輪	○	○	○	○	4
23 陣	○	○	○	○	4
24 雪	○	○	○	○	4
25 綱	○	○	○	○	4
26 子	○	○	○	○	4
27 角	○	○	○	○	4
28 野	○	○	○	○	4
29 廻	○	○	○	○	4
計	8	1	1	1	11







きは當日運動後疲勞したまゝ直ちに退校せしむるときは種々なる弊害を生ずるから、少くとも十分間位は汗を拭はせたり、衣服の塵埃を拂つたりさせて後に歸宅せしむべきである。左に名古屋市菅原小學校に於ける遊戯の種類を見れば

△、器械運動種類

- 固定圓木 一年間通じて盛なり。
- 遊動圓木 冬季に於て使用減少す。
- 竹登り 同上。(極暑減少)
- 懸垂柵 同上。
- 廻旋塔 一年間通じて盛なり。
- 鞦韆 同上。
- 滑り臺 同上。
- 鐵棒 同上。

B、自由遊戯

○印は遊戯盛なるもの

器械運動種類

自由遊戯

遊戯ノ種類	春	夏	秋	冬
天下落シ	○	○	○	○
ベースボール		○	○	
テフトボール			○	○
追合			○	○
毬投	○			○
繩飛				○
オ手玉				○
高跳				○
汽車遊				○
アト探リ				○
毬ツキ				○
フットボール		○		○
繩追合			○	○
丸飛			○	○
徒走			○	○
進撃		○		○
扇子ニテ叩キ		○		○
草履取リ追合		○		○
ジャンケン遊		○		○
毬送り		○		○

備考

第四章 放課時に於ける自由運動としての遊戯



ロンテニス  
(メイス)  
場所取リ  
二人三脚  
子オビ鬼

雨天に於ける遊戯

天下落シ	○ ○ ○ ○
押合	○ ○ ○ ○
アト探リ鬼	○ ○ ○ ○
毬ツキ	○ ○ ○ ○
毬投	○ ○ ○ ○
竹籠遊ビ	○ ○ ○ ○

後編 實際之部

第一部 競争を主とする遊戯

第一章 徒手にてなす遊戯

第一 徒競走(其一)

【準備】 兒童を一列横隊に列ばせて、その前方適當のところは一線を引いて兩端に標旗を樹て、決勝點と定める。

【實演】 「用意」を以て、競走者の一足を出發線にかけさせ、他の一足を後ろに踏み開かせて出發の用意をさせ、會圖を以て同時に出發させ、決勝線に早く到達することを競はせる。そしてその到着順によつて一、二、三等と優劣の序列を決める。

【注意】 (一) 標旗までの距離は、體力によつて適當に斟酌して定める。

第二 徒競走(其二)

第一章 徒手にてなす遊戯

徒競走  
(其一)

徒競走  
(其二)



【準備】 其一と同様である。但し前方に標旗を數本樹て、よく。

【實演】 其一のやうにして、前方の標旗を廻つて、更らに出發點に歸らせて決勝する。

【注意】 (一) 其一の注意参照。

### 第三 徒競走 (其三)

【準備】 全員を十人位づゝに等分して、運動場の一方に集め、その前方二十間のところに標旗を樹て決勝點と定める。そしてから競走者の前に一線を書いて出發線と決める。

【實演】 第一組を出發線のところ立たせ、早駆用意を以て、一足を出發線にかけさせ、他の一足を任意に踏み開かせてスタートの準備をさせ、指揮者は競走者の渾身の元氣が充溢する時機を見て、出發の合圖をする。したならば競走者は全身の勇を鼓し死力を竭して逸早く決勝旗の許に行かうと競走す。指揮者はその到着順によつて、一、二、三等と優劣の等差序列を決める。次ぎは第二、三組と順次に競走させる。

【注意】 (一) 競走距離は體力によつて適當に斟酌する。

(二) 組分をするときには、體力及び身長によつてすること。

### 第四 徒競走 (其四)

(徒競走  
其四)

【準備】 全員を十人位づゝに等分する。そして運動場のうちの適當のところ標旗を四本樹てて競走場と定める。

【實演】 第一組を出發線に立たせて用意をさせ合圖を以て競走させる (其三参照) 次ぎは第二、三組と競走させる。

【注意】 (一) 其三の注意参照。

(二) 出發線については、よく工夫して公平を缺かないやうにせねばならぬ。

### 第五 徒競走 (其五)

(徒競走  
其五)

【準備】 全員を數組に等分して、同じ線の上に各々一列横隊に列ばせる。そして各組の前方適當のところに標旗を一本宛樹てる。それから各組の一番生に競走票を與へる。

【實演】 始めの合圖を以て、一番生は出發して前方の自分の組の標旗を廻つて歸つて、二番生に競走票を渡す。二番生は受けとつたならば直ぐ出發して、標旗を廻つて歸つて、三番生に競走票を渡す。三番生は直ぐ出發する。順次斯様にして最終生が早く歸つた組が勝である。

【注意】 (一) 其四の注意 (一) 参照。

(二) 競走票としては、球、煙鈴、布片、木片等何でもよい。



徒競走  
(其六)

第六 徒競走 (其六)

【準備】 總員を數組に等分して、各々一列側面縦隊に列ばせ、各組の前方適當のところに標旗を一本宛樹てる。そして各組の一番生に競走票を與へる。

【實演】 始めの令で、各一番生は出發して逸早く前方の自分の組の標旗を廻つて歸つて、二番生に競走票を渡して、直ぐ後尾に行つて列ぶ。二番生は競走票を受け取つたならば直ぐ出發して、標旗を廻つて歸つて、三番生に渡してすぐ後尾(一番生の三番後方)に行つて列ぶ。三番生は受け取つて直ぐ發する。順次斯様にして、最終生が出發點に歸着する遲速によつて勝敗を決める。一番生が出發したならば、其の組の者は漸次前に移行して次番生を出發點に位置させる。

【注意】 (一) 其五の注意參照。

(二) 前に移行するときには、靜肅且つ敏活にさせること。

徒競走  
(其七)

第七 徒競走 (其七)

【準備】 全員を二組に等分して、適當の距離を隔て、一列横隊に列ばせて相對向させる。として兩組の一番生に競走票を與へて置く。

【實演】 始めの合圖を以て一番生は、出發して、捷路を経て對組の兩翼を廻り歸つて、二番生に競走票を渡す、二番生は受け取つたならば直ぐ出發して、一番生のやうに對組を廻り歸つて、三番生に競走票を渡す。三番は受け取つて直ぐ出發する。順次斯様にして、最終生か舊位に歸着する遲速によりて勝敗を決める。

【注意】 (一) 其五の注意(二)參照。

(二) 兩組の距離及び、各員の間隔は、體力によつて適當に斟酌して決めること。

(三) 列中にある者が溢りに其の位置を變ずるのは、勝敗に大關係があるからしてよく注意せねばならぬ。これがため要するならば各員の場所を限定するがよい。

徒競走  
(其八)

第八 徒競走 (其八)

【準備】 其七と同様である。

【實演】 始めを以て、一番生出發して對組の兩翼を廻つて、更らに自組の兩翼を巡つて、二番生に競走票を渡す。二番生は受け取つたならば直ぐ出發する。順次斯様に一人づつ對組の兩翼を廻つて歸つては、次番生に競走票を渡す。そして最終生が早く出發點に歸着した組が勝である。

【注意】 (一) 其七の注意參照。



(二) また要するならば、兩組の兩翼に標旗を一本づゝ樹てるがよい。

徒競走

第九 徒競走 (其九)

【準備】 其五と同様である。

【實演】 其五の競走法に準じて一人づゝ競走し、最終生は舊位に歸つたならば、直ぐ右(左)隣の者に競走票を手渡して送る、その者は又右(左)に送る、そして一番生に届いたならば、一番生は合圖をする、したならば其の組の者は全部出發して、前方の自組の標旗の許に行つて一番生から順次に正しく整列する。指揮者は其の遅速と巧拙とによつて勝敗を分ける。

【注意】 (一) 其五の注意参照。

(二) 前方の標旗の許に行くときには、各個に走らせても、或は連手して走らせてもよい、共に一つの別法である。豫め其の何れによるかを定めて置くがよい。

徒競走

第一〇 徒競走 (其十)

【準備】 其六と同様である。

【實演】 其六の競走法に準じて一人づゝ競走させ、最終生は出發點に歸つたならば一番生に競走票を渡す。一番生は受け取つて直ぐ合圖をする。したならば全部疾走して前方の標旗に行つて整列する。指揮者は其の遅速と巧拙とによつて勝敗を決める。

徒競走

第一 徒競走 (其十一)

(其六及び其の九の競走法参照)。

【注意】 (一) 其六及び其の九の注意(二)参照。

【準備】 全員を二列横隊に列ばせ、其の前方適當のところに、一線を引いて決勝線を定める。  
【實演】 「始め」の令をもつて、各伍は互に手を取りあふて出發し、協力疾走して決勝點に行く。指揮者は其の到着順によつて、一、二、三等と等級序列を決める。

【注意】 (一) 競走距離は、體力によつて決める。

(二) 前方に數本の標旗を樹て、置いて、それを廻つて歸らせて勝敗を分けるのも一つの別法である。

(三) 疾走中に手を放した伍は負とする。

徒競走

第一二 徒競走 (其十二)

【準備】 全員を二組に等分して、各々二列横隊に列ばせ、各組の前方適當のところに標旗を一本づゝ樹てる。そして兩組の第一伍に競走票を與へて置く。

【實演】 「始め」の合圖を以て、第一伍は二人手を繋いで出發し、互に協力して疾走しつゝ、前方の自分の組の標旗を廻つて歸つて、第二伍に競走票を渡す。第二伍は同様にして直ぐ出發



する、順次斯様にして最終伍が速く歸つた組が勝である。

【注意】 (一) 其十一の注意(一)(三)参照。

(二) 其五の注意(一)参照。

(三) 人員の多いときには数組に分けてもよい。

### 第一三 徒競走 (其十三)

【準備】 全員を數組に等分して、各々二列側面縦隊に集め、各組の前方適當のところに標旗を一本づゝ樹て、そして先頭第一伍に競走票を與へておく。

【實演】 合圖を以て、第一伍は手を繋いで協力して出發疾走し、標旗を廻つて歸つて、第二伍に競走票を渡して、直ぐ後尾に行つて整列する。第二伍は受け取つたならば同様にして出發し、標旗を廻つて歸つて、第三伍に競走票を渡して、直ぐ(後尾第一伍の後方)に行つて整列する。第三伍は受け取つて出發する。順次斯様にして、最終生が早く出發點に歸着した方の組が勝である。

第一伍が出發したならば、第二伍以下では漸次前の方に移行して、第二伍は出發點に位置する(第二伍以下同様にする)。

徒競走  
(其十三)

【注意】 (一) 其十二の注意(一)(二)参照。

(二) 最終伍が出發點に歸着して、競走票を第一伍に渡したならば、第一伍は直ぐ合圖をする、したならば早く前方の標旗の許に行つて順序正しく整列する、指揮者は其の速速巧拙によつて勝敗を分けるのも一つの別法である、其十二亦同じ(其九、其十)の競走法参照。



### 〔附言〕

徒競走は、其の準備に要する時間が極めて僅少であつて、しかも器具や器械などを要することが少なく、かてて加へて其の時期と、其の場所とに關係がないからして常に實施するがよい。

殊にこの徒競走の効果は殆んど想像以上であつて、その胸廓に及ぼす利益は實に莫大である。また下肢其他全身の筋肉に及ぼす効果は頗る多いものである。

又た其の方法は千變萬化することが出来る、右に説いた(其一乃至其十三)のはたゞ數例を示したゞけである、實施に當つては種々工夫考案して競走させるがよい。

徒競走の實施に當つて最も注意せねばならぬのは、走程即ち競走距離を競走者の體力に鑑みて適當にすることである、若し體力に對して過重の競走をさせるときは其の害又吾人の



想像以上である。

まづ標準走程としては

- 四、五歳—三〇米突以内。六歳—五〇米突前後。七、八歳—一〇〇米突前後。九、十歳—一五〇米突前後。
- 十一、十二歳—一八〇米突前後。十三、十四歳—二二〇米突前後。十五、十六歳—二六〇米突前後。
- 十七、十八歳—三〇〇米突前後。

右のやうでよからう（この走程に關しては、積極主義者と、消極主義者とあつて、随分異論もある。吾人は暫らく先輩の中庸説と吾人の狭き経験からして、右表を掲げることにした。尙實際家の眞面目な研究から得られたところの走程距離を伺ひたい。たゞ云つておかねばならぬのは徒競走の走程は練習すればするほど増加し得ることである。従つて右の表は先づ一般の標準として示したまでである。

第一四 片脚競走（其一）

【準備】 片脚競走に於ては、

片脚競走  
(其一)

(甲)、左(右)膝を後方に屈けて、左(右)手を以て左(右)足を支へる。或は右(左)手を以てその足を支へる。若しくは両手を以て支へる。

(乙)、左(右)膝を屈けて股を高く擧げ、左(右)手を以て支へる、或は両手を以て支へる。

(丙)、手拭位の布片の兩端を結んで、それを擧げ左方の足頭に引つけて、足を支へる。

(丁)、單に一脚を地から離してある。

右のうちのどの方法かによりて片脚を地より擧げ、他の一脚を以て跳躍するのである、其二以下同様である。



全員を一列横隊に集め、其の前方十數間の處に旗を數本樹てて、決勝點と定めておく。

【實演】 用意の合圖をもつて、一同同時に出發し、跳躍しつゝよく決勝旗の許に行かうと競をする。指揮者は其の到着順を以て、一、二、三等と優劣の序列を決める。

【注意】 (一) 競走距離は、體刀によつて適當に斟酌する要がある。

(二) 競走中に足を換へるか、支へるのを放つか足を地に下ろした者は、競伴を脱ぐがよい。

(三) 最初右脚で跳躍させたときには、次回は左脚といふやうに交換して、左右平等に跳躍させる。



片脚競走  
(其二)

第一五 片脚競走 (其二)

(四) 前方の標旗を廻つて、歸らして勝敗を分けるのも一つの別法である。

【準備】 全員を三組に等分して、距離數間を隔てて、一列横隊に對向させ。兩組の中央に標旗を樹てる。そしてから各一番生に標を與へて肩にかけさせる。

【實演】 合圖を以て、一番生は片脚で跳躍しつゝ、中央にある標旗を廻つて逸早く出發點に歸つて二番生に標を渡す。二番生は受け取つたならば直ぐ肩にかけて出發し、逸早く標旗を廻つて歸つて、三番生に標を渡す。三番生は受け取つて出發する。順次斯様にして、最終生が早く出發點に歸つた方の組が勝つてである。

【注意】 (一) 其一の注意(一)(二)参照。

(二) 標旗の許に、徑二尺位の圓を畫いて、その中で左右の足を交換させてもよい。

片脚競走  
(其三)

第一六 片脚競走 (其三)

【準備】 全員を一列横隊に列ばせて、それを數組に等分し、各組の一番生に標を與へる、そして各組の前方適當のところへ標旗を一本づゝ樹てる。

【實演】 「始め」の令があつたならば、各一番生は標を肩にかけて出發し、片脚をもつて跳躍

片脚競走  
(其四)

第一七 片脚競走 (其四)

しながら逸早く前方の自組の標旗を廻つて、出發點に歸つて、二番生に標を渡す。二番生は直ぐ標を肩にかけて、片脚で跳躍しつゝ、出發して標旗を廻つて、歸つて、三番生に渡す。順次斯様に、一人づゝ標旗を廻つて、組全員が早く終つた組が勝つてである。

【注意】 (一) 其一の注意(一)(二)及び其二の注意(二)参照。

【準備】 遊戯者を數組に等分して、各組を一列の側面縦隊に列ばせ。その前方數間の處へ標旗を一本宛樹て、次で各組の先頭一番生に標を一本づゝ肩にかけさせる。

【實演】 開始の合圖を以て、各一番生は片脚で跳躍しつゝ、出發して、早く自分の組の標旗を廻つて歸つて、二番生に標を渡して後尾に行つて列ぶ。二番生は受け取つて直ぐ肩にかけて出發し、片脚で跳躍しつゝ、標旗を廻つて歸つて、三番生に標を渡して後尾二番生の後方に行つて整列する、三番生は直ぐ肩にかけて出發する。一番生が出發したならば、二番生以下は漸時前方に移行して、二番生は出發點に位置する。順次に斯様にして、最終生が早く出發點に歸つて競技開始前の隊形に復した組が勝つてである。

【注意】 (一) 其二の注意参照。



片脚競走  
(其五)

第一八 片脚競走 (其五)

【準備】 遊戯者を二組に等分して、數間を隔て、一列横隊に列ばせて相對向させ、兩組の兩翼に組色の標旗を一本づゝ樹てる。そして兩組の一番生に權を一本づゝ與へて肩にかけさせる。

【實演】 開始の合圖をもつて、一番生は片脚で跳躍しつゝ、自分の組の一翼の標旗を廻つてそれから列の前か後ろかを通つて、更らに他の一翼の標旗を廻つて、速く出發點に歸り二番生に權を渡す。二番生は權を受け取つたならば直ぐ肩にかけて出發し、一番生と同様に兩翼の標旗を廻つて歸つて、三番生に權を渡す順次斯様にして、最終生が早く舊位に歸つた方の組が勝である。

【注意】 (一) 其一の注意(二)(三)参照。

(二) 各員の間隔の大小は、體力によつて決めるがよい。

(三) 各員の走る方向は隨意にさせるがよい。

第一九 片脚競走 (其六)

片脚競走  
(其六)

【準備】 其五と同様である。

【實演】 「始め」の令を以つて、一番生は片脚で跳びながら捷路を選んで對組の一翼から、其の列の後方を通つて、更らに他の一翼を巡つて、出發點に歸つて、二番生に權を渡す。二番生は權を直ぐ肩にかけて、一番生のやうに片脚を以て跳躍しながら、對組の兩翼を廻つて歸つて、三番生に權を渡す。三番生は權をかけて直ぐ出發する。順次斯様にして、最終生の出發點に歸り遅速によつて勝敗を分ける。

【注意】 (一) 其一の注意(二)(三)参照。

(二) 兩組の間隔及び各員の間隔即ち、競走距離は、遊戯者の體力によつて適當に斟酌すること。

第二〇 片脚競走 (其七)

片脚競走  
(其七)

【準備】 全員四組に等分して、内面向の一方陣を作らせ、その中央に標旗を一本樹てる。そして、各組の一番生に權を與へて肩にかけさせる。

【實演】 開始の合圖をもつて、各一番生は片脚を手で支へ片脚を以て跳躍しながら、速かに中央の標旗を廻つて歸つて、二番生に權を渡す。二番生は受け取つて直ぐ肩にかけて、一番生のやうにして標旗を廻つて出發點に歸つて、三番生に權を渡す。三番生は受け取つたなら



ば直ぐ肩にかけて出發する。順次斯様にして、終りの者が出發點に歸つて來る速い遅いによつて勝敗を分けるのである。

【注意】 (一) 其六の注意(一)参照。

(二) 方陣の大きさを印す。中央の標旗に至るまでの距離は體力によつて適當に斟酌するがよい。

(三) 競走者の数が多くて、隨つて方陣が大き過ぎると云ふやうな場合には、中央の標旗のところに、徑一間位の圓を畫いて置いて、その中で脚を交換させて、それからまた横行させるやうにするがよい。

### 第二一 方形片脚競争

【準備】 全員を四組に等分して、内面向の一行方陣を作らせ、各組の一番生に標を一本づゝ與へて肩にかけさせ、片脚跳躍の準備をさせる(片脚競争其一の準備参照)。

【實演】 始めの合圖を以て各組の一番生は片足を以て跳躍しながら、方陣の外方を一周して速く出發點に歸つて、二番生に標を渡す。二番生は標を受け取つて直ぐ肩にかけて、一番生のやうにして、方陣を一周して歸つて、三番生に標を渡す。三番生は前のやうにして出發する。順次斯様にして、最終生が速く出發點に歸つた組が勝である。

【注意】 (一) 競走距離即ち、方陣の大きさは、體力によつて決めるがよい。

(二) 競走中に、舉げて居る方の足を地につけた者は、更にやり直させる。

(三) 各員の走る方向は、初等に於ては一定し、後には隨意にさせる。

### 第二二 片脚蛇行競争 (其一)

【準備】 全員を二組に等分して、各々一列側面縦隊に列ばせ、各組の前方に數本の標旗を、一本は右に一本は左といふやうに交互に樹てる。そして兩組の先頭一番生に標を與へて肩にかけさせておく。

【實演】 「始め」の合圖で、一番生は脚を屈けて手で支へ、他の一脚で跳躍しつゝ、前方の標旗を一本は右から廻り、次の旗を左から廻り、一本づゝ交互に廻つて、最前方の旗を廻つたならば直ぐ捷路を通つて、出發點に歸つて、二番生に標を渡して、後尾に行つて列ぶ。二番生は標を受け取つて直ぐ肩にかけ、一番生のやうに片脚で跳びつゝ、前方の標旗を一本づゝ蛇行して廻つて、最前方を廻つてすぐ歸つて、三番生に標を渡して、後尾(一番生の後方)に行つて整列する。三番生はまた同様に出發する。一番生が出發したならば、その組は漸次前に移行して次番生を出發點に位置させる。順次斯様にして最終生が歸つた組が勝である。

【注意】 (一) 標準を樹てる時、旗と旗との距離及び間隔並びに、その数は、體力によつて適當に斟酌加減すること。

(二) 中途で舉げた方の足を地につけることはならぬ。



(三) 漸次長じたならば、最前方の旗を廻つてから、更にまた一本づゝ前のやうにして廻つて、出發點に歸つて次番生に棒を渡させるのも一つの別法である。

片脚蛇行競争 (其二)

第二三 片脚蛇行競争 (第二)

【準備】 遊戯者を二組に等分して、數間を隔て、兩手間隔の一行横隊に列ばせて相對向させるとして兩維の兩翼に標準旗一本づゝを樹てる、それから各々一番生に棒を與へて肩にかけさせる。

【實演】 開始の合圖を以て、一番生は片脚で跳躍しつゝ、二番生の前から、二番生の後方、五番生の前、六番生の後方、といふやうに順次交互に廻つて、最後の者を巡つたならば更らに標旗を廻つて直ぐ捷路を通つて、出發點に歸つて、棒を二番生に渡す。二番生は棒を受け取つたならば、直ぐ前の様に片足で以て跳躍しながら、二番生の前から、四番生の後、次は前といふやうに蛇行して、標旗を廻つて更らに捷路を通つて、他の一翼の標旗を廻つてまた一番生を廻つて舊位に歸つて、三番生に棒を渡す、渡されたる三番生は直ぐ肩にかけて出發する。順次斯様に戲伴者の間を蛇行して、兩翼の標旗を廻つて次番生に棒を渡すやうにして最終の者が速く出發點に歸着した方の組が勝である。

【注意】 (一) 其一の注意(二)参照。

(二) 競走距離は體力によつて斟酌すること。

(三) 競争隊形は種々工夫考案してやらせるがよい。右は單に一例を示しただけである。

人馬競争 (其一)

第二四 人馬競争 (其一)

【準備】 擬馬は、三人でつくるので、其組み方は色々あるが先づ甲生が前に立ち、兩手を下方より後方に延し、乙丙の二人が、甲生の後方左右に立ち、乙生は左手にて甲生の左手と撃ぎ、右手は甲生の肩に、確かと掛け、丙は右手にて甲生の右手と撃ぎ、左手は甲の肩に、確かと掛けるのである。其上に一人を乗らす。紅白軍に別ちたる兒童を、右の如き人馬の形をとらす。全員に、夫れ／＼紅白の帽子を被らせる。

【實演】 合圖によりて、乗手の帽子取りが始まる。大將を定めて置いた時は、敵の大將の帽子を奪ひたるを以て勝とし、これなき時は數分間の後引き揚げしめ、多く帽子を奪つた組が勝になる。

【注意】 (一) 此遊戯は男兒に限る。そして小さい兒童を乗手とする。

第二五 人馬競争 (其二)

第一章 徒手にてなす遊戯

人馬競争 (其二)



【準備】 人馬を作り、紅白の兩軍に分ち、縦横隊に並べ先頭にの小旗を持たせ、なほ前方の等距離の處に旗を立てる。

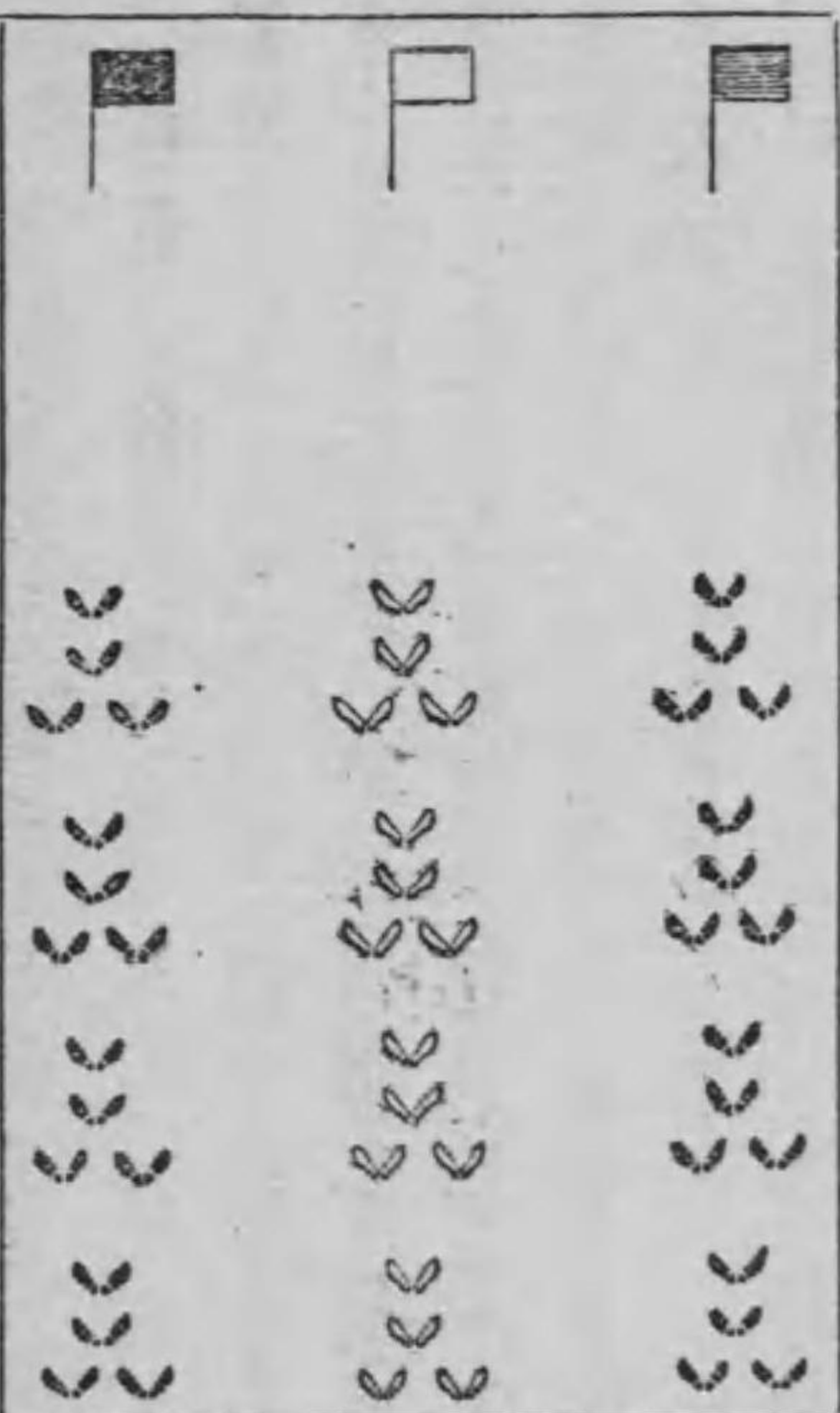
【實演】 合圖によりて先頭の人馬は走り出して、旗を廻りて、第二番の乗手に小旗を渡して列後につく。順次斯くの如くして早く終つた組が勝である。(挿圖参照)

【注意】 (一) 共一に同じ。

第二六 夕立競争

【準備】 全兒童を大體に切半して、半分は一方に一直縦隊に並び、半分は一方に正面一直圓陣をつくらせ、縦隊の方は圓陣よりも二三人多くして置く。

【實演】 教師が號令を以て、縦隊を遠方に引卒すると同時に圓陣生は連手して唱歌をしながら回旋する。斯くて笛の合圖と共に、圓陣生は連手を解いて、不動の姿勢をとる。同時に縦隊にあるものは、解散して早く



夕立競争

圓陣生の前に、重複しやうとする。二三人は重なる事が出来ない。此のものは夕立の雨を澤山受けた譯である。

【注意】 (一) 次回には圓陣生と縦隊生とを交代させること。

第二七 衛生隊 (其一)

【準備】 全員を四人づつに等分して、各々二人を看護者とし、他の二人を負傷者と假定する、先づ各組の看護者を同一線上に列ばせて置き、其前方數間のところに負傷者を列ばせておく(尙ほ看護者の出發點と、負傷者のところに線を引いておくことよ)

【實演】 「始め」の合圖を以て、各看護者は出發して(二人協同して)前方の組の負傷者のところに行つて其の一人を兩側から横に抱へて(看護者と互に兩手を取り合ふて、その上に負傷者を横はらせるのである)出發者に歸つて、その者を自分の位置に置いて、更らに又前方に行つて負傷者と同様にして抱へて歸る。指揮者はその遲速を見て一、二三等を優劣の等級序列を決める。

【注意】 (一) 競走距離は、體力によつて適當に斟酌加減するがよい。

(二) 負傷者の數は、體力と技の熟否と時間の都合と運動場等の關係を考察して増減するがよい。



衛生隊 (其二)

(三) 看護者は互に方形に手を取り合はせて、その上に負傷者を腰掛けさせるやうにしてもよい。

第二八 衛生隊 (其二)

【準備】 其の一のやうに準備して、各組の看護者に擔荷を一挺づゝ與へておく。

【實演】 其の一の要領によつて、看護者は擔荷をもつて負傷者を運ぶのである、其の他は其一参照。

【注意】 (一) 擔荷は、長さ六七尺位の竹に、ドンゴロカス紐を結びつけて作るがよい。

(二) 技に熟してからは、看護者をして負傷者に細帯をさせてから、運ばせるやうにてもよい。

(三) 各組の負傷者を定めておかないで、競争させるも一つの別法である。

第二九 御輿遊び

【準備】 全生を甲乙二隊に分ち、各組其三人を除いて、他は二列圓陣を作り斜めに相向する而して外圓の先頭者を第一番となし、之に對する内圓の先頭者を二番となし、以下之に準じて順番を定める、列外生三人は教師の下にある。

【實演】 始めの令にて三人中二人は互に手を四角形に組み、他の一人を乗せ恰も御輿の如く進み、圓列第一番生の所に到りて止まり、御輿より降る、同時に内列第一番生は他

御輿遊び

蛇行人負競走

の一人と輿を作りて一人を乗せ、二番生に到りて止まり、こゝに又一人を卸して二番と一番と輿を作り尙他の一人を乗せて三番生の所に到りて止まる、茲に於て二番生と三番生と輿を作り一番生を乗せて四番生の所に到る、次に三番と四番と輿を作りて二番之に乗る、斯くの如く順次二回宛人を送つた者は三回目には乗せられて、次の位置移り、漸次後番に至る、最終の二人は列外生を送る、之れ最初に當りて列外生は人に送られたばかりでまだ定められた丈人を送らないからである。以上を一回速く送り了りたる組を勝とする。

【注意】 (一) 列間距離は十尺以上を要する。

(二) 位置は終始正確ならしむべく各自に注意させる。

第三〇 蛇行人負競走

【準備】 甲乙二隊となし、各隊を二列横隊(大間隔)となし、演技用意をなさしめる、人數が多い時は二列乃至三列に編成してもよい。

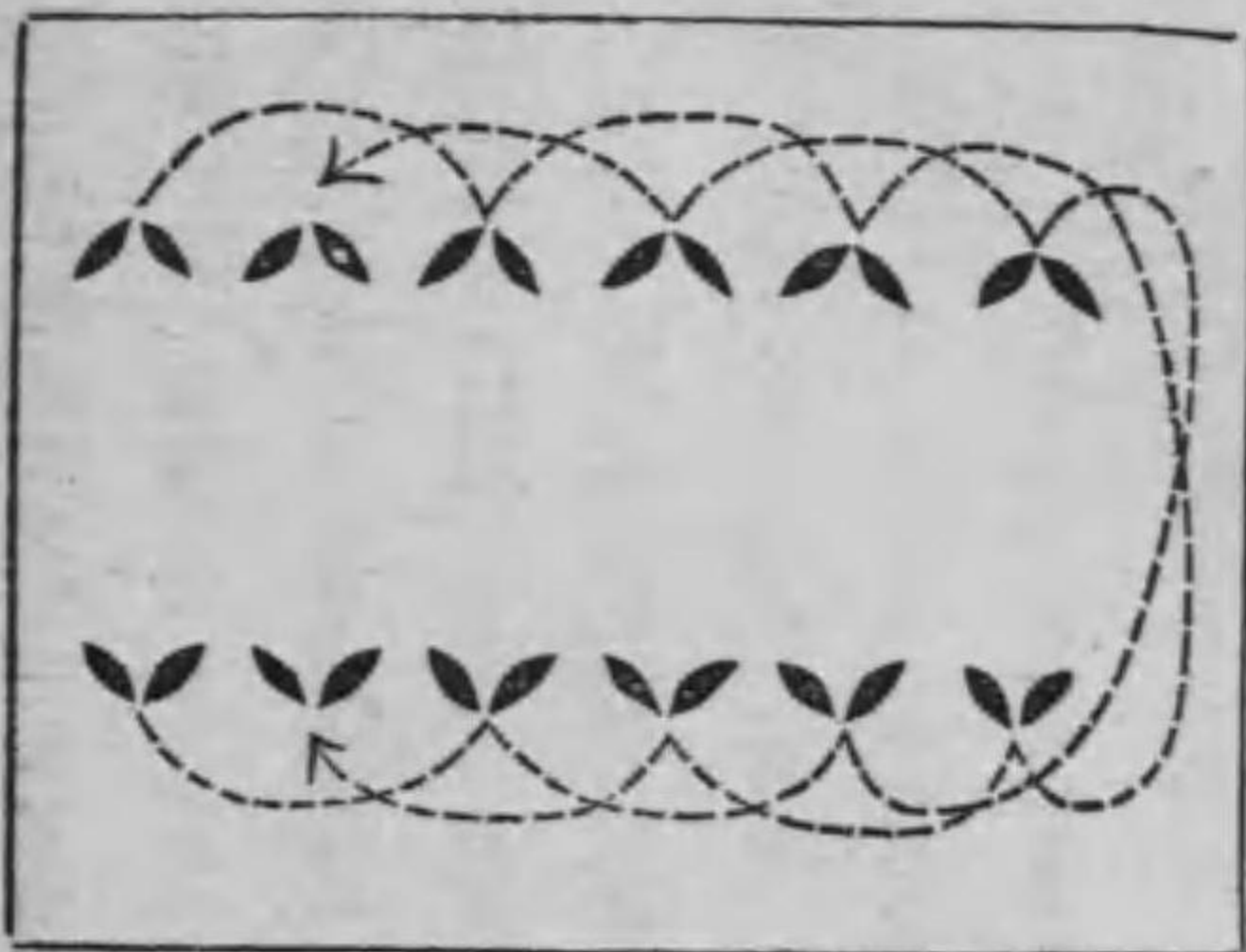
【實演】 各組の一番は二番を背負ふて列間を蛇行しながら進み後尾へ到りて止まる、二番は戻りて三番を背負ふて一番の如く蛇行して後尾に着く、三番は戻りて四番を背負ひ、四番は五番以下順番に行ひ、後尾者は一番を背負ふて教師の位置に到る、其の速き方を勝とする。



【注意】

- (一) 列間距離間隔は臨機應變にすること。
  - (二) 背負ひたる者の落ちないやうに注意すること。
  - (三) 各自甚しく其位置を移動する等の事なき様に注意すること。
- (別法) 盲啞者となつて行ふこともある。

第三一 巡航競走



【準備】 紅白二組を混じて一隊となし、更らに之を二列に編成して列間距離を其列の二分の一丈の長さとなす、而して相對向せしめる。

【實演】 始めの令にて紅白の先頭者(旗に近き方)は出て、列後を通り。紅は紅、白は白の二番生の所に至り、其の背に連る、依りて二番生は一番生を連れて共に三番生に到り其の背に連る、斯くして其一列を巡航し了らば更に對向列に到りて白組の者に連なり、連なりて最後には紅は紅、白は白の一列縦隊を作つたまゝ旗の下に走り着く、而して其の速き方を勝

とする、順次寄りて其の背に連なるは即ち巡航々中港へ寄りて荷物を殖し人を増乗するやうにしたのである。(三一二頁挿圖参照)

【注意】

- (一) 一旦速なりたる以上は擊ぎを放してはならぬ。
- (二) 多人数を一列縦隊となすは危険である、特に幼年兒に於て然りとする、されば二十人位を一組となして行ふを可とする。

第三二 穿竹競走

【準備】 演技者を二列となして前後列の間を約六間位とし、後列廻れ右をなさしむ、次に悉く手繋ぎをなして横隊を作る、此時兩列の長さを一定し前列を紅組、後列を白組と定むべし。

【實演】 演技開始の令にて左翼の者より、手繋ぎのまゝ、驅け往きて右翼の一番と二番との手の下を潜り、次に二番と三番次に三番と四番との連手の下を潜りて順次左翼に至る、これは連手のまゝ行ふなれば左翼一番より順次動き出して一回潜り終る頃には悉く動き廻りて渦を巻く如くなし、互に潜りつゝ潜られつしない、斯くして一回潜り終らば、次には右翼より始めて左翼に及ぼすべし、以上のことを速く終りて正しく整頓したる方を勝とする。

第三三 門破り競走



【準備】 演技者を等分して二列となし、各列間距離は八間位(随意)となし、而して各列を大間隔に開かして、前列廻れ右をなましむ、終りに各々隣生と手頭を強く握る。又演技場の兩端に線を書きて、捕虜收容所となす。

【實演】 演技開始の號令下るや各列の右翼より、二人驅け行きて各對向列の手撃ぎを切るべく努む、此時切ることを得たらば切られたる者の内一人を捕虜として收容所に連れ復り、己れは自己の右翼に着く。

若し切る能はざりし時は捕虜となる、斯くの如く順次各番行ひて捕虜の多少により勝負を決するものである。

【注意】 切れたる者より左(右)翼をば悉く己が組に編入すべく行ふても可い。

### 第三四 大波小波

【準備】 全生を別ちて甲乙二組となし、各組一列横隊となり成るべく手を伸して廣く連手させる。

【實演】 始の命にて甲乙組とも各一番生は手を解いて二番の前を通り、二番と三番との連手の下を潜りて三番の後ろに出て、更に三番と四番との連手の下を潜り抜けて四番の前に出て、

引き續いて五番六番以下潜り抜ける事其形恰も大波の寄せ來るが如く行つて後尾に至らば其位置に止つて列後に加り、右手を以て後尾生の左手を僅かに引く、之を潜り了りしことを報ぜん爲めであるから引かれた後尾生は其右隣りの手を引く、斯くして二番生に知らさせる、其の手を引くところ恰も小波の動くが如くすること。即ち一番より來る合圖を待ちて二番生出で行ひ、二番生より來れる合圖によりて三番生出で、以下四番五番六番順次合圖によりて潜り抜け、後尾生の速く潜り了りたる方を勝とする。

【注意】 (一) 小波來らざるに大波を起してはならぬ、即ち先番者の合圖が來ない内に出發することを禁ずる。

(二) 演戯場が狭い時は曲尺狀に折れて行ふこともある。

### 第三五 友連れ競争 (其一)

【準備】 全員を二列横隊に列ばせ、前後の二人を以て伍と定めて後、前列を十數間前進させて、後列と相對向して停止させておく。

【實演】 合圖により、後列生は出發して逸早く前列生の許に行き、自伍のものを捜して共に手を取りて出發點に歸る、指揮者はその速かつた組から順次一、二、三、——等と優勝の序列を決める。



【注意】

- (一) 前後列の距離は、遊戯者の長幼、運動場の状況等によつて適當に決めるがよい。
- (二) 次回は前後列を交代させるがよい。
- (三) 初等にあつては前述のやうに前後列を相對向させて置き、次ぎには兩列共同方向に向かせて置いて背面披させるやうにする。

第三六 友連れ競争 (其二)

【準備】 全員を二切横隊に列ばせ、前後の二人を以て伍と定めて後、前列を十數間前進させて停止させる。それから後列生の足尖を通じて横線を書いて決勝點と決めておく。

【實演】 指揮者は號令を以て、後列生に諸種の行進や、體操などをさせ、機を見て解かれを命ずる。さうすると後列生は隨意に解散して逸早く、前列生の許に行つて自分の伍の相手を探して、手を取つて早く決勝點に歸つて行く。指揮者は其の順序を見て一、二、三……等と序列を決めるのである。

【注意】

- (一) 其一の注意(一)(二)參照。
- (二) 初歩にあつては、單純な行進や、體操をさせて置いて、次第に慣れるに従つて複雑にするがよい。
- (三) 又一方法としては、相手を捜し當てたとき、その者を背負つて歸らせるのもよい。

第三七 お辭儀遊び (其一)

【準備】 戲伴中から一人を除いて、他の者はその周圍に内面向の一例圓陣を作らせる。

【實演】 「始め」を以て、一番生は中心生の前に行つて、默禮をしてその者の姓(或は名)を呼ぶ。そしてから一番生は中へ生の位置に、中心生は一番生の位置(圓陣の)に入つて互に位置を交換する。したならば、二番生は中心に行つて默禮をして、また前のやうに位置を交換する。二番生が位置を交換したならば、三番生が出る。順次斯様にして遊ぶのである。

【注意】

- (一) 敬禮のしかたのわるかつた者には直ぐ直させる。

第三八 お辭儀遊び (其二)

【準備】 其一と同様である。

【實演】 始めをもつて、一番生は四呼間中心に向つて行進し、四呼間に中心生と默禮を交換し、次ぎの八呼間で以て一番生は中心生の位置に中心生は一番生の位置に行つて互に交換する。一番生が位置を交換して、中心についたならば、二番生は四呼間中心に向つて進み、次ぎの四呼間で默禮し、更に八呼間で以て位置を交換する、次ぎは三番生が出る。順次かうして遊ぶのである。



【注意】 (一) 歌謡の仕方の悪かつた者には、全員が終つてから直させる。

第三九 お辭儀遊び (其三)

【準備】 其二と同様である。

【實演】 其二と同様であるが、但だ圓陣生は手を繋いで圓進してゐるうちに、そのとき圓陣生に既習の唱歌を歌はせてもよい。

【注意】 (一) 其二の注意参照。

第四〇 だんだん上り

【準備】 戲伴中から二人を除いて、其の者に長さ二間位の繩の兩端を持たせてその中央を地につけさせておく。そして他の者は繩の側方に一列側面縦隊に列ばせておく。

【實演】 「始め」の合圖を以て、先頭生から順次に繩を跳び越える、先頭生は右或は左に圓くなるやう進む。

そして全員跳び越えてしまつたならば、繩を持つてる者は二、三寸程高くする、他の者は又先頭生から順次に跳び越へる。又繩を高くして跳び越える。順次斯様にだんだんに繩を高くして跳ばせるのである。若し繩にかゝつた者は、代つて繩を持たせる、そして最終に一人に

だんだん上り

お辭儀遊び(其三)

河童

なるまで跳ばせる(大勢の者か繩にかゝるやうになつてから、かゝつた者は繩を持つてる者の側に列ばせるがよい)のである。

【注意】 (一) 繩を持つ者には、よくよく注意させておかねばならぬ、繩に足がかゝつたときには直ぐと放させるがよい。

第四一 河童

【準備】 運動場の中央に四、五間位隔てて、線を引き川を定めておく。そして戲伴中から一人を除いて河童(河泊、河太郎、又は水虎ともいふ)を定め、川の中に立たせる。他の者等分して、川の兩岸に一列側面縦隊に列ばせる。

【實演】 「始め」の合圖を以て、河童は手を舉げて兩岸の者を招く、招かれたならば、先頭の一番生は互に合圖して逸早く川を渡つ位置を交換するそのとき河童は兩岸から渡らうとしてくる者を捉らへやうとつとめる。捉らへられた者は代つて河童となり、河童は其の者の位置に行く。川を渡つたものは直ぐ其の列の後尾に行つて列ぶ。

一生が川を渡らうとして出發したならば、その列の者は漸次に前に移行して、次番生を岸に立たせるやうにする。順次斯様に河童は兩岸から一人づつを招いて川を渡らせるのである。



そして反覆續演させる。

【注意】

- (一) 人数の多いときには、二ヶ所でやらせてもよい。
- (二) 河童になつてゐる者は、川の中から出ることはならぬ。
- (三) 全員を紅、白の二組に分けて、組毎に二つに分かれて兩岸に位置させ、兩組から河童を一人づゝ選出させて、互に對組の前に行かせ、前法によつて順次河を渡らせて、最後に河童が提らてた者の人数を比較して勝敗を分けるやうにしてもよい。一つの別法である。無論此の場合には河童は交代せぬのである。
- (四) 川の兩岸に横隊に列ばせておいて、河童をして任意の番號を呼ばせ、呼ばれた者が互に川を渡つて位置を交換するやうにしてもよい。是れ又一つの別法である。

第四二 姓名書競争

【準備】 全員を一列横隊に列ばせ、その前方十數間のところに數本の標旗を樹てる。そして標旗を列との中間に、競技者の數だけ紙片（少し堅いものがよい）を列べておいて、各員に鉛筆を一本づゝ持たせる。

【實演】 「始め」の合圖を以て、競技者は皆んな同時に出發して、紙片のあるところに行き、その紙片を一枚づゝ拾つて直ぐそれに自分の姓名を書き、それから前方の標旗のところに行つて、それを廻り速く出發點に歸る。指揮者は、その歸着順序と書き方の正否とを考察して

一、二、三……等と優秀の等差序列を決める。

【注意】

- (一) 競技者の列ばせ方や、紙片の置きどころに就ては種々工夫考案するがよい。
- (二) 人員の多いときには、數組に分けて數回にやらせるがよい。

第四三 兎跳（其一）

【準備】 總員を一列横隊に列ばせ、その前方十數間のところに一線を畫き、兩端に標旗を樹て、決勝點を定め、そして後各員に手拭位の布片を與へて兩足の頸部を堅く纏結させる。

【實演】 開始の令があつたならば、兩手を地について、足と手と交互に進めて跳びつゝ、（丁度兎が跳ぶやうにして）出發して、逸早く前方の決勝線に行かうと競争する、指揮者はその到着順によつて一、二、三……等と等差を決める。

【注意】

- (一) 跳ぶとき掌を擦らぬ様に注意させるがよい。
- (二) 決勝線までの距離は、競の熟否と體力とによつて適當に斟酌すること。
- (三) 前方に標旗を數本樹て、おいて、それを廻つて歸らせるやうにするのも一つの別法である。

第四四 兎跳（其二）

【準備】 全員を數組に等分して、各々一列の側面縦隊に列ばせ（組と組との間隔は五、六歩



位でよい)各組の前方十餘間の處へ標旗を一本宛樹てる、そして後各一番生に手拭様の布片を一本宛與へておく。

【實演】 合圖をもつて、先頭の一番生は布片を以て兩足の頸部を堅く纏ふて、手と足を以て跳びつゝ速かに前方の標旗を廻つて歸つて二番生に布片を解いて渡して、後尾に行つて列ぶ。二番生は直ぐ前のやうに足頸部を結んで跳びつゝ速かに標旗を廻つて歸つて、布片を解いて三番生に渡して後尾(一番生の後方に行つて列ぶ)。三番生は直ぐ出發する。順次に斯様にして、最終生が早く出發點に歸つた組が勝である。

【注意】 (一) 其一の注意(一)(二)参照

(二) 各組を横隊に列ばせてもよい。

(三) 隊形は種々に變化してやらせるがよい、或は對向に横隊、圓陣、方陣、三角陣、十字形等いろいろに應用することが出来る。

百足競争

第四五 百足競争

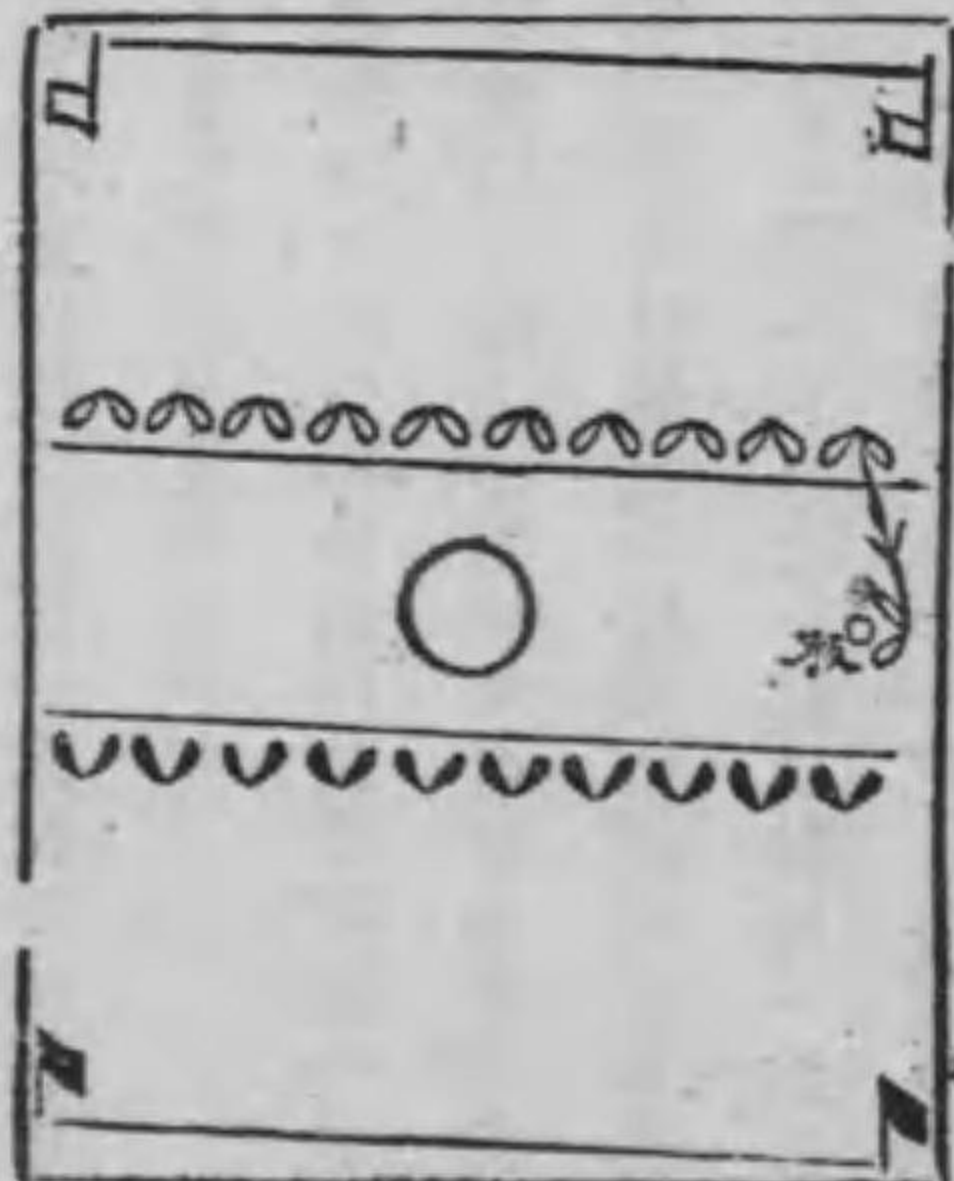
【準備】 演技者をして數組に等分し、各組を二列縦隊に編成し、組と組との間を大凡二三間とし、或る一線上に各組の先頭伍を列ばしめる。而して各組生は内側の手を執り外側の手に

て前者の帯を握り、百足に擬す。各百足の後方に色旗を樹て又前方十間乃至十五間の所に、後旗と同様に後旗に對する様、數本の前旗を立てる。

【實演】 (一) 競技中手を放ちたる者ある組は前旗を廻るには必ず一定の方向(右或は左)を規定したることを犯した組、競中前旗を廻る際に旗を倒した組と。以上の組は幸に勝を得ることあるも、其規定を犯したと同様に、競技の權を失するものとする、但し出來得る限り、演技者は各組より一見判別する如く、帽子、鉢巻、袴の如きものにて色別するか或は之れに代るに、各組の先頭生に所屬色の旗を持たせるも可い。

第四六 晝夜遊び

【準備】 演技者をして、晝軍、夜軍の二組に等分し、之を二列横隊に大凡三四間を隔て、對向せしめ、列の中間なる中央に、直径一丈計りの圓線を畫き、前列に直線を引き、又兩組の後方十間乃至十五間の所に列と平行の横線を引き、其線外を以て陣地となす、而して各の一番生に其何れが先にするかを定める爲め手拳をなさしめ、其



晝夜遊び



勝つた者に晝夜板を持たしめ、列の或る一端に立たせて置く（晝夜板は直径一尺位の圓板の一面を赤く、一面を黒く塗りたるものである。其赤黒によりて晝夜を定める）。

【實演】「始め」の令にて、晝夜板を持てる一番生は、側線外より中央の圓線内に晝夜板の止る様轉かすがよい。板が圓線外に止た時は一方の一番生は他の一端より轉がすのである、以上の如くして線内に板か止まりて、紅の面が止まつた時は、晝軍は夜軍が陣地へ達せざる内に捕へるがよい。又黒は面が上になつた時は、晝軍は夜軍より捕へられない様に陣地へ逃げ込むのである。以上の如くして數回の後、其捕へた人員數によりて勝負を定める。（本頁参照）

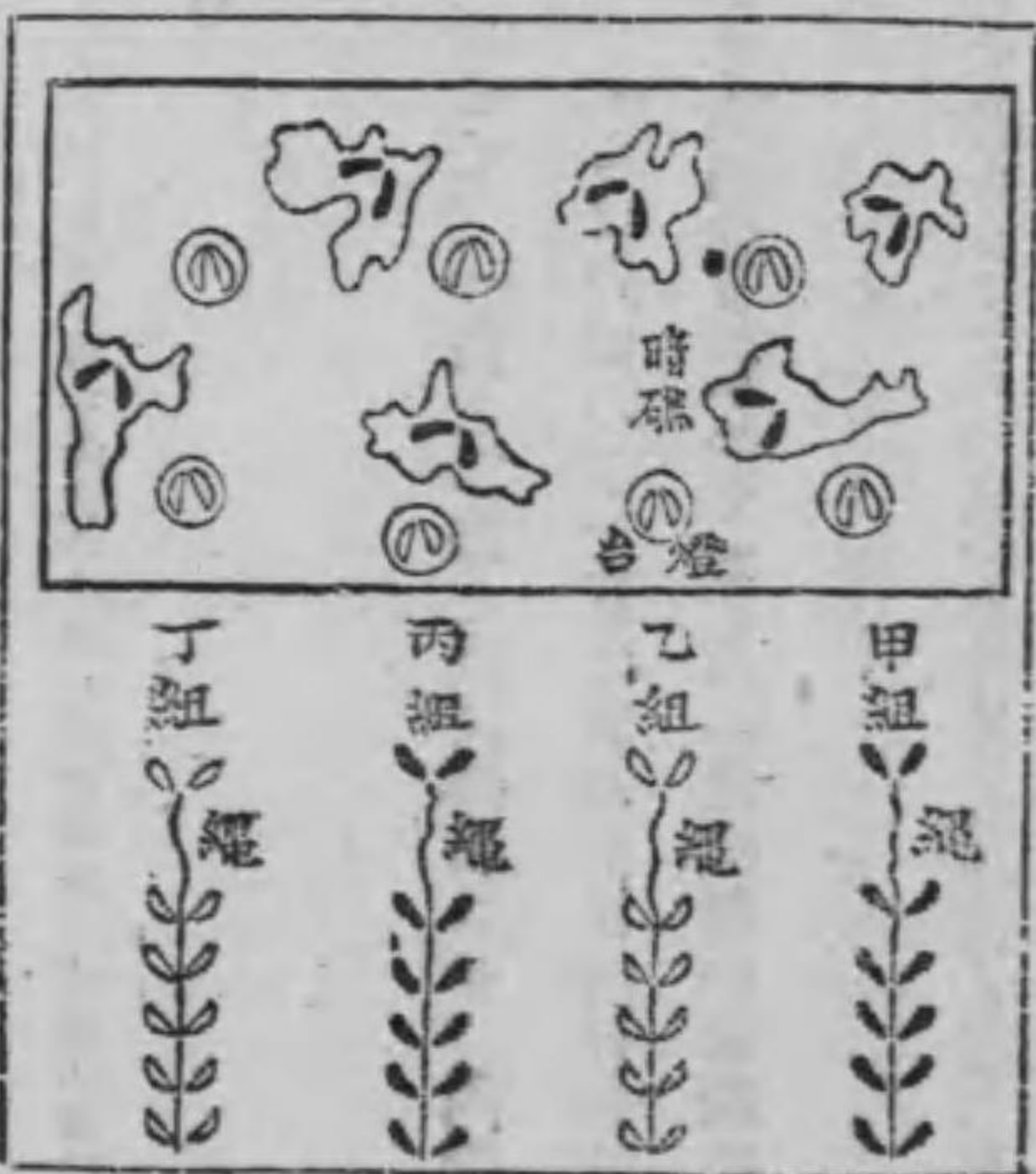
【注意】（一）板を轉がすには一人一回に入らない時は、之れを三回進行はしめるか、或は敵味方交互に一回宛たらしめるがよい、或る可く一定の時間内に於て全生徒に及ぶ様にするを可とする、又敵を捕へやうとするには、必ず押すことを禁ぜざる時は最も危険である。

燈臺

第四七 燈臺

【準備】遊戯場に圓の如く長さ十五間位中十間位の長方形を書き、之れを航海場になす。其線内に暗礁並に燈臺を設けて置く、燈臺は小圓の直径二尺位の線を數の最も不等形の線を數ヶ所に書き、其内に各々一人宛入れて置く。而して全生徒を五人乃至十人位を一組とした數組

となし、内二組を以て暗礁或は燈臺となし、一々其畫線中に入れしめる、其他の組は線外にあつて船體を形成するがよい。船體を作るには各組を一列縱隊となし、先頭生の目を覆はしめ、其の帶より二間位の繩を結び、二番生は繩の一端を握る。其他の者は順に前者の後帶を執らしめる。但し二番生は先頭生の繩を常に緩めて置かせる。演技中は其後を追躡すべし。又暗礁及び燈臺の數は常に組員の倍數たるを要する。



【實演】「始め」の令にて全生唱歌をなし終つた後左の規則に依り、夫れ各船體は航海場を通過すべき、航海中過ちて暗礁に懸つた時は暗礁組と其船體組と交代するがよい。規則としては左記の如くである。

（一）船體、先頭の盲目者が下げたる繩を緊張し、其の方向を示し、或は言葉を持つて、先頭生に其進むべき方向を教へてはならぬ。犯したる者ある組は代つて暗礁組と交代せ



しめる。其他の者は先頭生の後を追躡すべし。

(二) 燈臺、所定の線外に出ることが出来ぬ、線内にあつては、船體の先頭生が自己に近づき來らば其暗礁の位置を悉く數へ、安全の航路を執らせる。

(三) 暗礁、船體が航海中遇々其域内を通過せんとするか、或は其近き處を通らんとする時、暗礁者は線内にありて之れを捕へる捕へられたる時は其暗礁の組と、船體の組の交代させる。

【注意】 (一) 以上の規定により船體が通過した時、暗礁に懸り交代した後、再び船體の資格を得た時は、先頭生は組々によりて他の者と交代せしめなければならぬ。

二人三脚 (其一)

第四八 二人三脚 (其一)

【準備】 總員を二組に等分して、二の番號を呼ばせて、一番と二番と互に接着させ、内側の足の頸部(足關節の少し上)を布片で纏結させ、次ぎに内側の手を互に肩の上に掛け合はさせる、そして後ら前方十數間の處に一線を書いて決勝點と定めておく。(決勝線の兩端に標旗を一本宛樹てておく)と更らによい)

【實演】 合圖があつたならば、二人は内足(纏結して居るところの足)と外足(右生の右足、左

生の左足)とを交互に取り換へつゝ、(即ち三脚で歩く)走つて、速かに前方の決勝點に行くのである。指揮者の其の到着順によつて一、二、三、…等と優劣の等級を決めるのである。

【注意】 (一) 足頸部を纏結させるときには、可成堅くさせるがよい、さうせないといふと疾走中にそれが弛むと、互に足が軋つて轉倒する憂がある。

(二) 標旗までの距離は、戲の熟否と體力とによつて、適當に決めること。

(三) 前方適當のところに標旗を樹てておいて、それを廻つて歸らせるのも一つの方法である。

(四) 人員の多いときには數回に分けてやらせるがよい。

(五) 疾走中に、各伍をして一、二、一、二と呼ばせてもよい(以下同じ)

二人三脚 (其二)

第四九 二人三脚 (其二)

【準備】 總員を二組に等分して、各々一列横隊に列ばせ、組毎に二の番號を呼ばせて、一番と二番と互に二人三脚の準備させる。(其の一参照)そして後兩組の前方十餘間の處に標旗を一本宛樹て、各組の第一番にシルシを與へておく。

【實演】 開始の合圖があつたならば、第一番は二人共同して逸早く前方の自分の組の標旗を廻つて舊位に歸つてシルシを第二番に渡す。第二番はシルシを受け取つたならば直ぐ出發して前と同様に標旗を廻つて歸つて第三番に渡す。順次斯様にして、最終番の者が早く出發點



に歸つた方の組が勝つてゐる。

【注意】 (一) 其一の注意(一)(二)参照。

(二) 人員の多いときには、數組に分けて競走させてもよい。

(三) 標旗を廻つて歸りがけに、更らに自分の組を巡らせるのも一つの方法である。

(四) また第一番位にだけ足を纏結する布片を與へておいて、順次それをシルシとして渡させてもよい。

(五) シルシとしては、小さなボールカ、布片がよい、旗などは危険である。

第五〇 二人三脚 (其二)

二人三脚  
(其三)

【準備】 全員を數組に等分して、各々二列の側面縦隊に列ばせ、各組の先頭伍の足尖を通じ、線を引き出して出發點を定め(組と組との間隔は適宜でよい)前方十餘間のところへ組色の標旗を一本宛樹て、そして後各組の先頭第一伍に布片を與へて、足頸部を纏結させて二人三脚の用意をさせる(其の一の準備参照)

【實演】 「始め」の令を以て、各組の先頭第一伍は出發して、二人共同して疾走し、逸早く前方の自組の標旗を廻つて出發點へ歸り、布片をとつて第二番伍に渡して直ぐ後尾に行つて列ぶ。第二番伍は布片を受け取つたならば直ぐ二人協力して足頸部を堅く纏結して出發疾走して、標旗を廻つて歸つて、第三番伍に布片を渡して直ぐ後尾第一番伍の後方に行つて整列す

る順次斯様にして、最終伍が出發點に歸着する遲速によつて勝敗を決める。尙ほ一伍が出發したならば、その組の者は全部漸次前方に移行して、次伍の者を出發點に位置させるやうにする。

【注意】 (一) 其一の注意(一)(二)参照。

(二) 初歩に於ては、各組の各伍に布片を一本宛與へて豫め足頸部を纏結して準備をさせておき、先頭第一伍にシルシを與へて順次送らせるがよい。

(三) 標旗を廻つて後、更らに自分の組の側を通つて列の後方を巡り、次伍の傍らに歸つて、布片又はシルシを渡させるやうに決めて競走させるのも一つの方法である。

第五一 二人三脚 (其四)

二人三脚  
(其四)

【準備】 遊戯者を二組に等分し距離數間を隔てて、一列横隊に集め相對向させる、そして各員の足尖を通じて線を引き出して出發線と定めて後二の番號を呼ばせて一番と二番と互に接着させて、布片を與へて足頸部を纏結させ二人三脚の用意をなさしめる、そして兩組の第一伍にシルシを與へておく。

【實演】 「始め」の合圖をもつて、第一伍は出發し、二人三脚にて逸早く對組の一翼を廻つてその列の後方を通り、更らに他の一翼を廻つて舊位に歸つて、第二伍にシルシを渡す。第二



伍はシルシを受け取つて直ぐ出發する。順次斯様に、一伍宛對組の兩翼を廻るのである、そして最終伍が早く舊伍に歸つた組が勝である。

【注意】 (一) 其一の注意(一)及び其二の注意(五)参照。

(二) 兩組の距離は、體力と戯の熟否とによつて斟酌すること。

(三) 豫め第一伍にだけ布片を興へて置いて順次足頸部を纏結して後に疾走させるやうに行はせるのも一つの方法である。

(四) また、對組の兩翼と更らに自組の兩翼とを廻らせるやうにするのも一方法である。

(五) また、兩組の距離を遠くして、中央に標旗を樹て、それを廻らせるのも一方法である。

方陣二人  
三脚競走

第五二 方陣二人三脚競走

【準備】 遊戯者總員を四組に等分して、各々二列側面縦隊にして、四組を以て方陣を作らせる、そして各組の各伍に布片を一本宛興へて、二人三脚の用意をさせ、各組の第一伍にシルシを興へておく(二人三脚其一参照)

【實演】 開始の合圖をもつて、各組の第一伍は出發し、二人協同して方陣の外方を一周して逸早く舊伍に歸りて、第二伍にシルシを渡す、第二伍はシルシを受け取つたならば直ぐ出發して方陣の外方を一周し、舊伍に歸つて、第三伍にシルシを渡す。第三伍はシルシを受け受

りて出發する。順次斯様にして、最終伍が舊伍に歸着する遲速を見て勝敗を決めるのである。

【注意】 (一) 足頸部を纏結するときには堅くさせるがよい。疾走中に弛むと二人の足の軋りを以て自然倒れることがあるからである。

(二) 各伍と伍との距離及び各組と組との間隔、即ち方陣の大きさは、遊戯の熟否と體力とによつて適當斟酌して決めるがよい。

(三) シルシとしては、穂か布片がよい、旗などは危険である。

(四) 第一伍にだけ布片を興へて置いて、順次次伍へそれを送らせるのも一方法である。

(五) 方陣の外方を走らせるのに、初歩にあつてはその方向を一定し(右或は左)て置いて、漸次長じるに従つて各伍をして任意の方向を選ばせるがよい。

(六) 四組を以て内面向の方陣を作らせ、その中央に標旗を一本樹て、順次にそれを廻らせるのも一つの方法である。

陣屋取り

第五三 陣屋取り

【準備】 全兒を紅白兩班に分ち、運動場に於ける、小高き樹木の周圍に、圓を畫きて、陣屋を設ける(或は運動場の隅と隅とする)而してジャンケンにて、種を蒔く組を定める。

【實演】 紅組が種を蒔くとすれば、任意の一人が陣屋から出て白組に近寄る。白組からは、その者を捕へやうとして追ひに来る。其時紅組から別の一人が白組から出て來たものに向つ



て追つて往く。何故さうなるかと云ふに、

【規則】 (一) 自分より後に陣屋をはなれた敵手が、自分を追ふ権利がある、而して自分は、その者に逢へば逃げねばならぬ、(二) 手を觸れられたならば、敵の捕虜になるのである。斯様な規則によつて、紅組から一人出づれば、白組から之を捕へやうとして出る。紅組から夫れを捕へやうとして出る。白組から又出ると云ふた按配になる。斯かるうちに、敵の捕虜になつたものは、片足を敵陣内に踏み入れて、臂を前方に出して、味方の救ひを求め、捕虜が二人三人と増加したならば手を連ねて、味方に近く手を延して助けを求め、味方の者は機を見計ひて、敵陣に捕虜になつてゐる者の一人に手を觸れる。手を觸れたならば全部味方に引きあたる事が出来る。自分の陣屋に引きあげつゝある間は助けた者と、今迄捕虜になつてゐたものを追ふことは出来ぬ。斯くして、結局一人が、無事に敵陣内に駆け込むか、乃至は夫迄に、五人の捕虜をこしらへたならば勝ちとなる。

【注意】 (一) 此遊戯は、開始の令あると共に全員が直ちに、各様に活動されるものであつて同じ遊戯でも、循環的に一人が交互に運動するものに比して、運動量が多であつて、然も方法容易にして、男女兒何れにも課することが出来、用具を要らず、放課時間に於ても家庭に歸つても出来、而して危険も伴はず殊に

活動的であつて、誠に理想的に近い遊戯である。

曾我

第五四 曾我

【準備】 二列横隊に集まり前後二人を一伍となし、各伍は一本の丈夫な紐を持つ。前方十五間位の所に第一線を設け、それより尙十五間の所に第二線を設く、各境界線の兩端に旗を立てる。

【實演】 始めの令にて前生は後生を背負ひて第一に達すれば交代して後生が前生を背負ひて、第二線に達す、茲に兩生右轉回をなし、二人三脚を作りて發足點に復へる、其遅速によりて優劣を定むるものである。

【注意】 (一) 之を團體的に行ふには定められた人数丈悉く決勝點に入ることの速き組を以て勝とする。

(二) 正しく背負ひて次の境界線まで進まなければならぬ。

第五五 場所取競争 (其一)

【準備】 全員を内面向の二列圓陣に集めて、其内側(或は外側)に一個宛圓を書かせて、後右左に向かせておく。

【實演】 合圖によりて、圓陣生は行進する(或は既習の唱歌を歌ひつゝ)、指揮者は圓陣生の

場所取競争(其一)



行進中に、二、三個の圓を消して置き、後ち機を見て不意に止れの號令を下す（或は奏樂を中止す）、すると圓陣生は解かれて逸早く圓の中に入らうと争ふ場所は二、三個消されてあるから、自然に入ることの得ない者が出来る、即ち其者は負けたのである。斯様にして反覆續演する。

【注意】

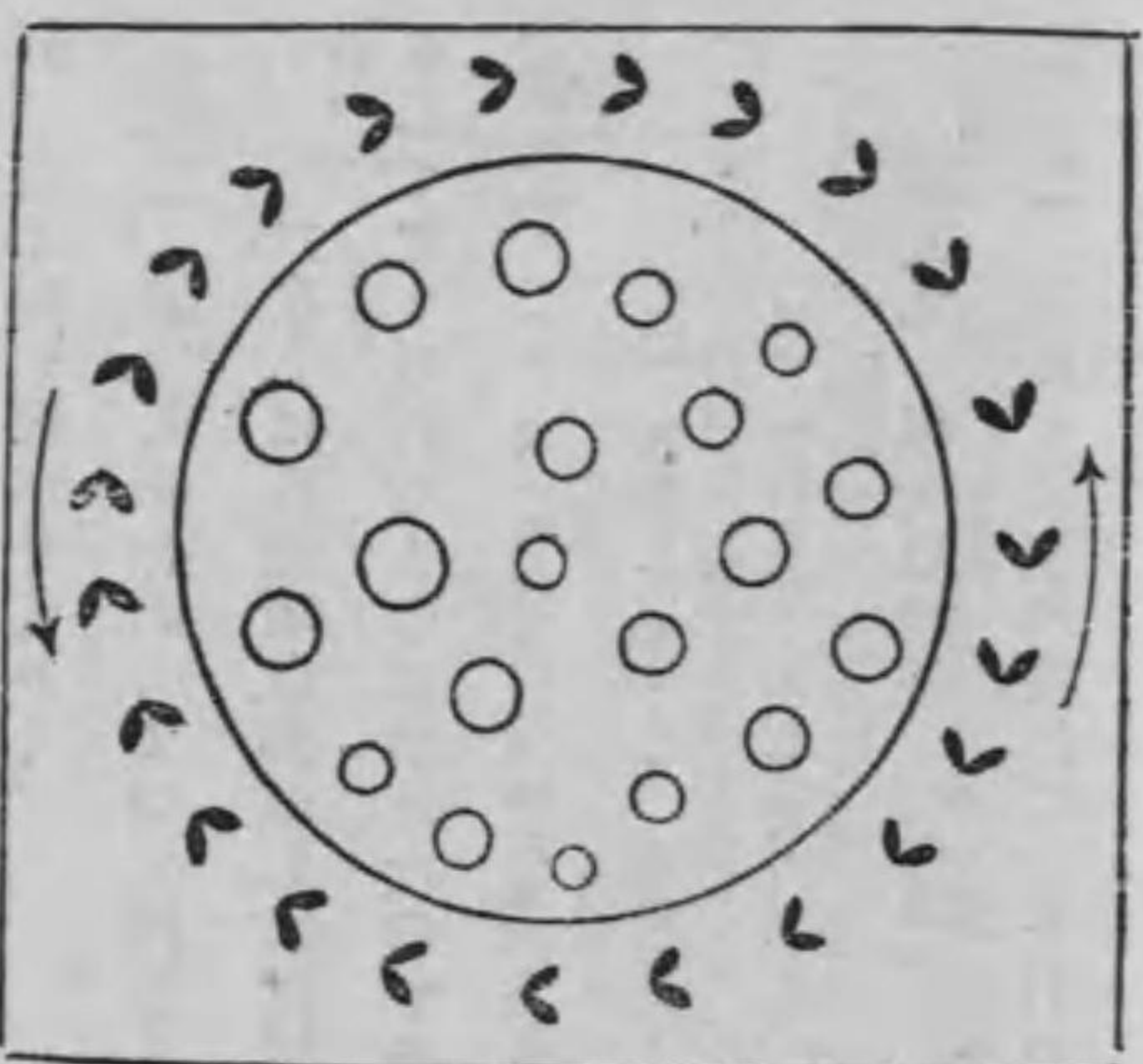
- (一) 圓陣生の間隔——即ち圓と圓との間隔は、人数の多少によりて斟酌するがよい。
- (二) 圓を畫かせる代りに輪を置かせるると便利である。
- (三) 負者に對する制裁は、豫め決めておくがよい。
- 或は戲伴を脱かせるか——「一回は許し二回目には脱かせたる、又は體をさせるとか。
- (四) 圓陣生を行進させて居るうちに、指揮者は圓を消さないで、圓の中に啞鈴其他のものを置き、その中に這つた者は負ける、といふやうに決めて行らせるのも一つの方法である。
- (五) 同時に一つの場所に二人が這入つたときには、*Handshakes* 手を以て勝負を定めざるがよい。
- (六) 此の遊戯は又露西亞の大將ともいふ、なぜなれば、場所——陣地を取り得ないものは動作が緩慢な弱者であるから。

第五六 場所取競争 (其二)

【準備】 全員を内面向の二列圓陣に集め、各員の足線を通じて大きな圓を畫かせ、その中に遊戯者の總人数より二、三個少なく輪を置かせるか、或は圓を畫かせておく（可成不規則に

場所取競争(其二)

場所取競争(其三)



第五七 場所取競争 (其三)

【準備】 遊戯者を適當に排列して、其の周圍或は列間に、總人員より二、三個少く輪を置かせるか、或は圓を畫かせておく。

【實演】 指揮者は號令又は合圖をもつて、遊戯者に諸種の運動をやらせて置き、機を見て不意に止れの令を下す、すると遊戯者は解かれて逸早く、豫め配置されてある輪の中(或は圓)

置かせるがよい。

【實演】 開始の合圖で以て、圓陣生は右(左)に向いて圓進する(其一参照) 指揮者は機を見て不意に止まれる合圖をする、さうすると圓陣生は解かれて内方にある圓——場所に早く這入らうと競ふ、そうして場所を取り遅れた者は負けである。これを反覆して行ふのである。(上圖参照)

【注意】 (一) 其一の注意(三)(五)(六)参照

(二) 圓陣生は行進中に圓線の中に這入つてはならぬ。



に走り込もうと競争し、若し遅れた者即ち場所を取り得ないものは負者である。以下同。

【注意】 (一) 其一の注意(三)(五)(六)参照。

(二) 場所は可成的不規則にしておく方が面白い。

場所取競争(其四)

第五八 場所取競争 (其四)

【準備】 運動場の一方に遊戯者を圓陣に集め、他の一方に總人員より二、三個少く輪を置くか、或は圓を書かせておく。

【實演】 遊戯者は合圖によつて圓進す(其一参照)。指揮者は機を見て「止マレ」の號令を下す、したならば遊戯者は解散して逸早く、運動場の一方にある場所の中に走り込もうと競争、そして取り遅れたものは負けたのである。(以下同其三)。

【注意】 (一) 其一の注意(三)(四)(五)(六)参照。

(二) 場所を定めるとき、規則正しく列をするやうにするのも、不規則にするのも共に一つの方法である。

(三) 場所に行く迄の距離の遠近は、體力の如何によつて決めるがよい。

場所取競争(其五)

第五九 場所取競争 (其五)

【準備】 全員を横隊に集めて、各自の足の周圍に圓を書かせるか、或は輪を一つ宛與へて置

かせる、そしてその中、三個を消して置く。

【實演】 指揮者は號令を以て、遊戯者を場所と反對の方向に行進させる、そして機を見て「止マレ」或は「場所に入レ」の令を下す、すると皆んな解散して場所に走り入らうと競争する、そのとき場所を取り遅れた者は負である。以下同じ。

【注意】 (一)其四の注意(一)(二)(三)参照。

場所取競争(其六)

第六〇 場所取競争 (其六)

【準備】 全員を随意に運動場内に散逸させて、場所を一つ宛書かせる、その中二、三個は消して置く。

【實演】 指揮者は全員を集めて、諸種の行進や運動をさせておき、機を見て「解カレ」の令を下す、すると遊戯者は逸早く場所を取らうと競争、そして取り遅れたものは負者である。斯様に反覆して行ふのである。

【注意】 (一) 其一の注意(三)(五)(六)参照。

(二) 場所を取るときは、無論どれでもよいのである。

第六一 腋下潜り競争 (其一)

第一章 徒手にてなす遊戯

腋下潜り競争(其



【準備】 本戯は二組或は數組にて演じ得べきものであるけれども此所に二組として説明する。兩組を一行の手撃ぎに、大凡四五間を隔て對向せしめる。但し組を増す時は成るべく各組が離れない様にし、全組を一目して勝負を観察し得べく配置する。

【實演】 「始め」の令にて、各組の一番生は手撃ぎを放ち、列の前方より二三番生の手の下を潜り、三番生の後より、三四番生の手の下を潜り、四番生の前より四五番生の手の下を潜る、斯の如くにして、末端に至り、末列に加り「よし」と合圖するか或は手を繋かない前に拍手する時、二番生は一番生がなしたるが如く、手の下を一つ越して前後より潜りて末列に着く。斯くして組全體が早く終つたのを勝とする。

【注意】 (一) 演戲者が多いときは合圖をなすに困難であるから、列を折り返すか、或は組を多くして各組の人員を少くすること。

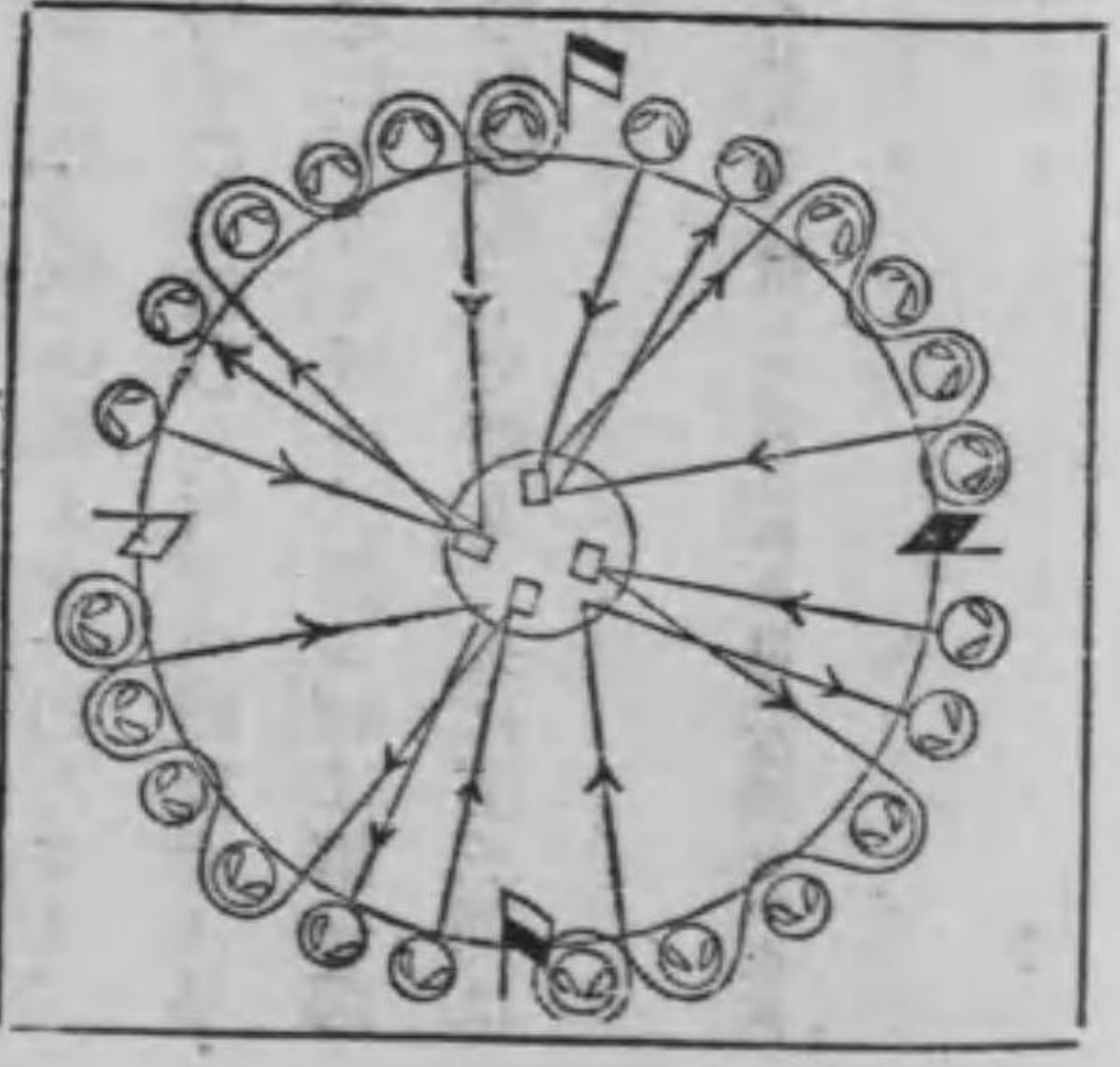
第六二 腋下潜り競争 (其二)

【準備】 全生徒をして一行の大間隔に大圓陣を作らしめ、之を數組に等分し、組毎に兩手を繋がしめ、各自に足圍に圓線を引かせる、組の間を一間位とし、旗を立て、組の境界を明かにする、而して圓列の内方三尺位の所に、列と平行の圓線を畫き、之を發着線となす。又圓

腋下潜り競争(其二)

の中央に直徑一間位の圓線を畫き、其の内に豆囊を組の數丈け入れて置く。

【實演】 「始め」の令にて、各組の一番生は圓の中央に向ひて逸走し、圓線内から一個の豆囊を拾ふて來て、二三番生の腋の下を前方より潜り、三四番生の腋下を後方より潜り、四五番生の腋下を前方より潜るが如く、順次列の腋の下を前後に縫ひ廻り潜り終つたる後、中央の圓線内に至り、豆囊を置き列に歸つて二番生の位置に至る。二番生は一番生が着線を越すと同時に出發して一番生のなしたる如くにして列に歸る。次に三番生出で、以上の如くなすのである。一番生は三番生の位置へ、二番生は一番生の右隣に至る。次に三番生歸りて四番生が出た時、一番生は四番生の位置に、二番生は三番生の位置に三番生は二番生の位置に順次出演するものあるごとに一位づゝ下に、出演者が來る間に移轉し、手撃ぎをなして準備して置く、以上の如くして最終生が出演をなし、一番生の位置に早く歸着したる組を勝とする。但し以上の要領により全組終つた時は、一番生は最終生の位置に、最終生は一



第一章 徒手にてなす遊戯



番生の位置に至ることとなるのである。(三三九頁挿圖参照)

【注意】 (一) 出演者が、豆莢を圓内に入れをするには必ず圓内に入らなければならぬ。列生は出演者が腋下を縫

ひ廻る時に手繋ぎをなましめ、其の場合には手を下さしめるも差支かない。

### 第六三 腋下潜り競争 (其三)

腋下潜り  
競争(其三)

【準備】 全演戯者を數組に等分し、各組を二部に分ち其切目は手を放たさせる。

【實演】 各組の第二部は其儘停止し、第一部は手繋ぎの儘第二部に近い者より一列となり、第二部の腋の下を一つ／＼前後より潜り、第二部の次に整理する。而して所定の回数丈け早く潜り終りたる組を勝とする。其他之れを三部に分ちて演ぜしめても可い、然る時は第一部は、第二部第三部の腋の下を潜り次に第二部は第三部第一部の腋の下を潜り、次に第三部は第一部第二部の腋の下を潜るのである。

【注意】 (一) 潜り方を全く急にする時は潜らせる者を引き倒すが如きことがある。斯くて倒された組は演戯を中止其

の組は負とすること。

### 第六四 腋下潜り競争 (其四)

腋下潜り  
競争(其四)

【準備】 演戯者をして數組に分ち、(各組其偶數であることを要す)(今一組を十人として説明する)。各組をして一列に同方向を向かしめ、組と組との間を大凡一間位とす、而して、各組の前方二三間の所に横線を引き之れを第一線となす。尙同距離を隔て、六條の横線を畫く。

【實演】 「始め」の令にて各組の一二番生は同時に發足し、第一線の所に至り「廻れ右」をなし、内側の手を取りて肩の高さに舉げさせる。三四番生は一二番生が第一線に着し、「廻れ右」をなすと同時に發足し、腋下を潜り、第二線に至り「廻れ右」をなし、内側の手を取り肩の高さに舉ぐ、五六番生は三四番生が「廻れ右」をなすと同時に發足し、一二番生の腋下より、三四番生の腋下を通り、第三線に着く、斯くして九十番生に至る時は、第五線を占むるのである、第一線生は終りの者が腋下を通過すると同時に「廻れ右」となる、發足準備をなす、即ち第五線生が廻れ右と同時に發足して、第二三四五線生の腋下を潜り、第六線に至りて「廻れ右」をなし手繋ぎを解く、第二線生は第一線生が通ずると同時に、「廻れ右」をなし、發足の時機を見て出發し、三四五線生の腋下より一二番生の次に順次整理するのである、以上の要領により早く整理した組を勝とする。其他演戯者の數が多い時は、四人一所にして演ぜしめても可い。



【注意】 (一) 此遊戯をなさしめるに於て、發足のことにて充分理解し、且つ、規定を遵守せなければならぬことを

注意し、確實に行はしめない時は競争の成立せぬこともあるから充分注意すること。

第六五 腋下潜り競争 (其五)

腋下潜り競争(其五)

【準備】 演戯者をして二組(若しくは數組)に等分し、各組を一行横隊に配列し、番號を付け、偶數(奇數)廻れ右をなさしめ、奇數偶數向きを異にした儘手繋ぎをなさしめる。但し間隔は手繋ぎにして兩足を開いた距離とする。

【實演】 「始め」の令にて、各組の一番生は手繋ぎの儘、自己の前方より二番生の腋下を潜りて新整列線を作るのである。其の他の者は手繋ぎを放つことなく、一番生が通つた行路を順次進行するのである、斯くして一回終つたらば末番生より一番生がなしたやうに直ちに演戯を續行し、此の度の新整列線に早く整列したる組を勝とする。

【注意】 (一) 此の方法を余り急かす時は、列生が倒れる事があるから、成る可く競争の許す限りは徐々にせなければならぬ、倒れた組は負となす。回数は時により適宜に之れを定め演戯前に規定せなければならぬ。

第六六 ジャンケン人捕

ジャンケン人捕

【準備】 兒童を紅白兩軍に分け、運動場の相對向せる場所に一間四角位の陣地を地上に劃す

るか、又は立木などを利用して紅白兩軍の本陣とし、兒童を各味方の陣地内に控へさせて置くのである。

【實演】 「用意、始め」の號令で紅白兩軍共に全員擧つて出場する。そして敵味方入り混れて自分の目指す敵に對つてジャンケンを挑む、敵にジャンケンを挑まれたら是を拒絶すること出来ぬ。そしてそれに敗けたものは一散に味方の陣地を指して走り歸り、勝つた者は敵が陣地に歸らぬ内には是を捕へるのである。運悪く捕へられたら捕虜となつて敵の陣地に送り込まれる。若し敵が陣地に着かぬ内に捕へることは出来ないと見たら相當な時に見逃さねばならぬ。いつまでも追ひつめて敵の陣地近くになつて、敵を捕へ得ずして更に敵の新手から要求せられたジャンケンに敗けたら、自分の本陣遠く走らねばならぬから却て逆襲を受けることになる。味方の戦友が捕虜となつて敵の陣地に監禁せられ、頻りに救を求めて居るのをみす／＼捨て置くには忍びない。是を救ひ出すには敵の陣地近く攻め込んで味方の捕虜に手を觸れねばならぬ、それが爲めには多くの敵軍と戦はねばならぬから、隙を見て敵の軍勢の少ない方面の進路を取るがよい。一度助けられた捕虜は直ちに戰場に出馬することが出来るので、敵も奮闘苦戦から得た捕虜だから容易には渡さぬ、かくして敵の全軍を捕虜として敵の



本陣に侵入した軍を勝とするのである。

【注意】 (一)敵にジャンケンを挑むには必ず正面対向して、正々堂々明確に勝負を認める様にせねばならぬ。ジャンケン勝負の結果によつて始めて勇しく戦ふがよい。(二)児童は兎角疾走力の自分より遅いものを選んで戦つたり、疾走力の早いものを避けたりする風がある。弱卒とても侮らず強敵とても怖れない様に戦ねばならぬ。よしや捕虜となつても直に救ひ出されるし、それに自個の最善を盡して後捕虜となつたのは名譽と心得しめばならぬ。(三)味方の陣地に收容した捕虜は、稍もすれば監視の隙に乗じて區域外に出ることがある。教師も児童も不正の行爲のない様に注意せねばならぬ。(四)敵と對向してジャンケンを戦はず距離は、餘りに近くては敗者が捕虜となり易く、又餘りに遠くは勝者に興ふる権利が少くなる。だから一間乃至一間半位が適當であるが、決死の士は敵に肉薄して戦ふ様にすることがよい。

### 第六七 押し出し

【準備】 全児童を二列横隊にならべて前列を紅組後列を白組とし、側面向にして行進させ二列の間陣を作る。そしてその圓陣の各生の足先にそつて地面に線を畫して競争區域を定める。その區域は人数の多少によつて廣狹を加減せねばならぬことはいふ迄もない。

【實演】 戲場の區域が定まつたら教師は「用意」の號令を下す。その號令で各児童は紅白入り亂れ場内で堅固と思はれる位置を占領する。

各児童がそれぞれ適宜の位置を取つたら教師は「始め」の號令を下す、「始め」の號令がある

押し出し

と全児童は争ふて互に敵を場外に押し出さんと努める。それで互に境界線に遠ざかつて中心に近より敵を不利の位置に置いては押し出さんとする。若し自分が、危険の地位になつたら身をかゝりて更に有利な地位につく。斯くして一定時間内競争させ、場内に残つた者の多い組を勝とするのである。

【注意】 (一)この遊戯は男らしいだけに又粗暴に流れ易いのである。だから手で引き出すことはやめて、いづれも内側から場外に押し出す様に規定せねばならぬ。(二)場外に出た出されぬの競争の無い様にせねばならぬ。それがためには各自の公明正義の心に訴へる様にしむけるがよい。(三)敵を場外に押し出すには打つたり叩いたりしてはならぬ。必ず両手か又は體驅で押し出す様にすることがよい。

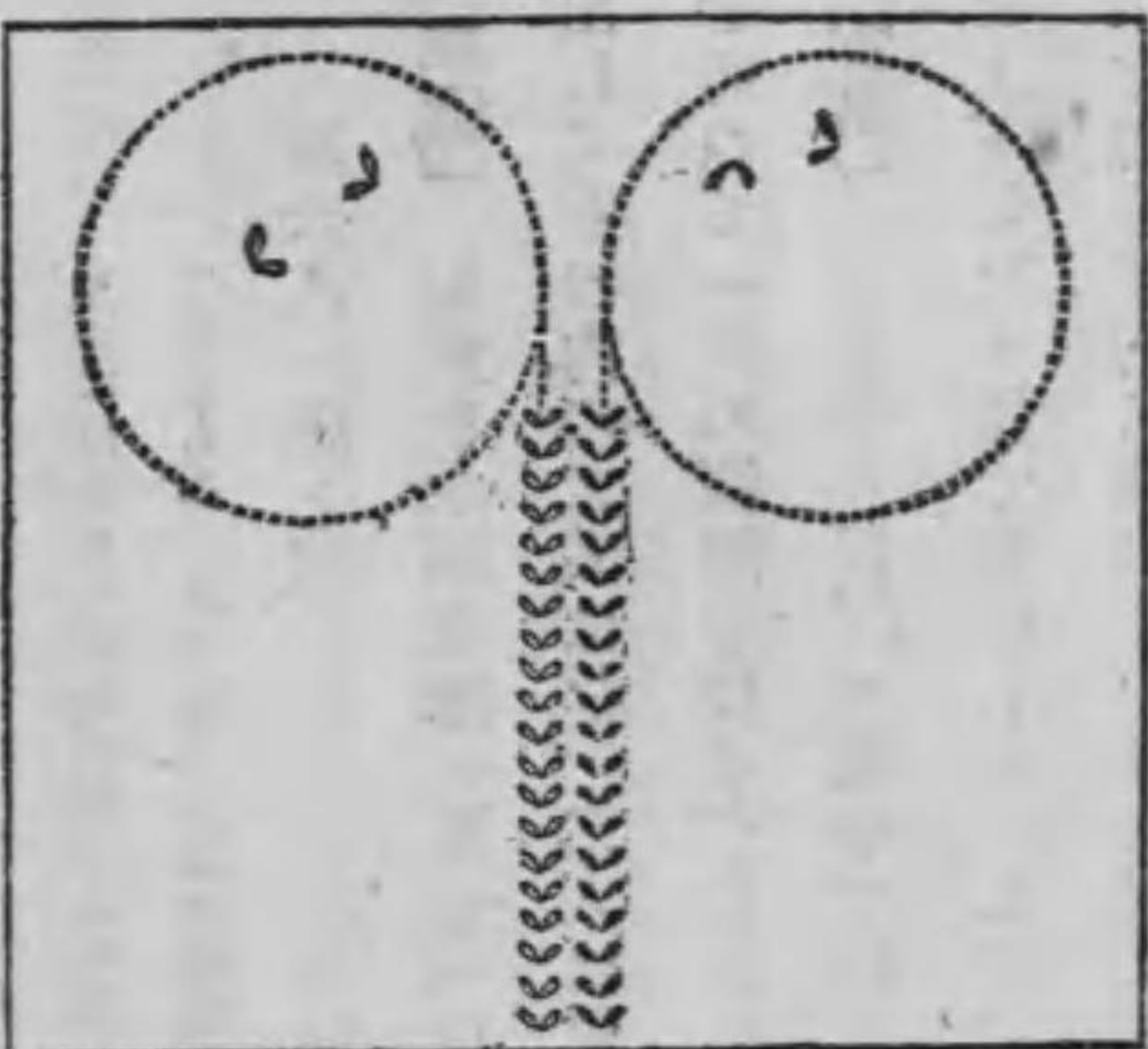
### 第六八 猫と鼠

【準備】 児童を二列横隊にならべ前列生を紅組、後列生を白組と定め、各組から四人を選び出してその内の二人は猫、二人は鼠とし。各列は側面向になつて進み、味方の鼠を内にし手を連ねて一列の圓陣を作る。二人の猫は各々敵の圓陣の外側に位置を取らしめる。

【實演】 「用意、始め」の號令で猫は圓内に入つて鼠を捕へんとする、圓列生は互に其の手繋を上下したり體で邪魔したりして、猫を圓内に入らしめない様にする。猫は走り廻つて種々策を廻らす内に圓列生の隙を見て圓列内へ入り鼠を捕へんとする、猫が圓内に入つたら鼠は

猫と鼠





逃げて圓外にその時には圓列の者は手を上げて鼠の逃走を助ける。又若し猫が鼠の後を追つて圓外に出ようとする時は列生はまた是を妨げる。斯くして早く敵の鼠を捕へた組が勝となるのである。そして一回の勝敗が決したら又猫と鼠をさめて前と同様の演戯を行ふのである。

【注意】

(一)圓列生は猫の出入を邪魔するため、手を上下にするか又は體を動かすことはよいけれども、脚を出して是を妨害することはならぬ。(二)鼠になるものは圓列生が味方であるためいつも加勢して呉れるから逃れ易いが、猫になるに熟して來たら猫や鼠の数を適當に増加するがよい。(三)演戯の方法したり鼠を猫より少くしたりするがよい。

背打競争

第六九 背打ち競争 (背叩き)

【準備】 全員を紅、白二軍に等分して、運動場の兩端に相對陣させる。そして兩組の後方に

旗を一本樹てる。

【演戯】 「始め」の合圖で、兩軍は敵に接近し、互に入り亂れて、敵と遭遇したならば、早くその者の背を叩かうと奮戦する。そして早く敵を斃した者は其者を捕虜として、自分の軍旗の許に連れ歸つてゐて、更らに他の敵に向ふ。斯様にして、兩軍が奮闘してゐるうちに、指揮者は「休戦」の命令を下して、兩軍の捕虜の数を比較して、勝敗を分けるのである。

【注意】

- (一)背を叩くときには可成軽く打たせること。
- (二)どちらか一方の軍が全滅するまで闘はせてもよい。
- (三)背を打つのは、必ずしも敵と遭遇したときでなくても、敵の逃げるのを追ひかけて叩いてよい。
- (四)兩軍の各員に軍色の帽子を被らせるか、或は襟をかけさせて置くと識別し易くてよい。
- (五)此の競争は激烈であつて、やゝもすると亂暴に流れ易いからして充分に監督せねばならぬ。

第七〇 屯營取り

【準備】 全兒童を紅白兩軍に分け、運動場の相對向した兩側の樹木などを利用してその周圍に區域をつけて各軍の陣地をさめる。そして各軍の兒童は皆それ味方の陣地に位置を占める

屯營取り



のである。

【實演】 前述の準備や兩軍の配置が出来たら教師は「始め」の合圖をする。すると甲軍の一人が陣地から出て戦線に立つて戦を挑む、是れを認めた乙軍の一人がそれを捕へんとして自分の陣地を離れて戦場に出て追ひ廻る、それを又甲軍の一人が来て追ひ廻つて捕へんとする。最初一方の屯營から一人が出るとそれを捕へんと次々と敵味方交互に戦場に出て運動場一面に活動することになる。かくして自分より先に屯營を離れた敵の一人を目掛けて捕へるのである。追ひ廻つて居るけれども又必ず自分を捕へんとする敵が来て居る譯である。そして到底敵を捕拿することが出来ないとするか又は自分が危険であると見たら、一旦味方の屯營に引き返して難をさけ、暫くして更に自分の目指す敵を捕へんとして出陣するのである。

斯くする内に敵に手を觸れたら捕虜として味方の屯營につれ歸るのである。捕虜になつた者は敵の屯營から手を延ばして味方の救を求め、若し五六人も捕虜になつたらそれ等の者は皆手を連ねて、味方の陣地近く延ばして同じく救を求め。そして味方の者が救ひに来てそれに手を觸れたら、捕虜の全部は助けられて自分の屯營に歸るのである。だから、捕虜が出来たら敵も味方も油断はならぬ、運動場は一層混戦激戦の状態となるのである。最後に敵の

全員を捕虜にして敵の屯營を空にするか、又混戦にまぎれ敵の隙を見て難なく敵陣に駆け入つて屯營を占領したときは勝利を得るのである。

【注意】

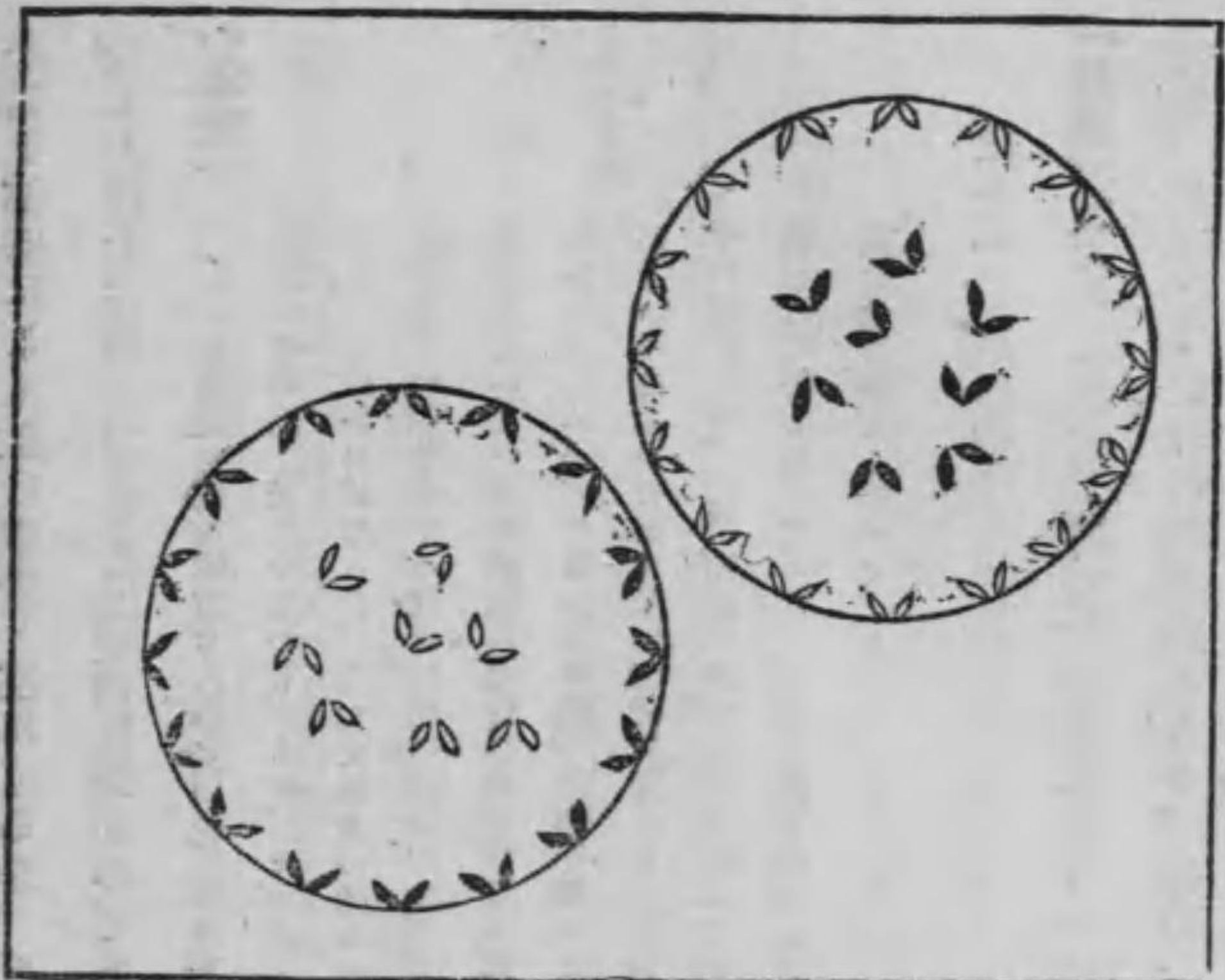
(一)この遊戯は敵も味方も大事を踏んで何れからも戦を挑まなかつたら戦闘は始まらぬ。だから初は務めて同敵的に敵陣近く侵入せしめるがよい。その代り次の者は敵がそれを追ひ来るのをすかさずに早く捕へる様に手管をして置かねばならぬ。(二)又味方の陣地の近傍だけ走り廻つては直に屯營に引き歸る様でもならぬ。寧ろ敵陣近く攻め寄せて一度や二度は捕虜になつても味方の救助によつて、再び戦線に立つ様に仕向けるがよい。そうしないといつても臆病に屯營にのみ居つて充分活動せぬことになる。(三)各自の規律的精神に訴へてよく規約を守らしめ決して自分より後に敵陣を離れた者を捕へてはならぬ。それには必ず一人の敵を目掛けて捕へるがよい。自分の目指す敵が屯營に歸つたら自分も敵をさけて一旦屯營に入つてから、更に次の敵を定める事にせねばならぬ。(四)捕虜が澤山出来た時には捕虜監視の者をきめて置くがよい。そしてその者は何時も捕虜を監視して居らねばならぬ。妄りに敵を捕へることに目を呉れて居ると、その際に折角の捕虜を還らしめて敵の勢を盛り返さしめることになる。

第七一 囲み破り

【準備】 兒童を紅白二組に分け各組とも一列の圓陣にならべ、一二三の番號をつけて是を三分し。各三番生は敵の圓陣内に入り、他の一二番生は互に敵の三番生を内にしたまゝ堅く手繋ぎをするのである。



【實演】「用意」の號令で圓列のものは互に堅く手を握り合つて圓内の敵を外に逸出せしめま



いと努める。圓内の者は皆外側に向いてそれ／＼包圍の薄弱と見える處に目星をつけて居る。「始め」の號令と共に圓内のものは兼て目指して居つた所に向つて突進して圓外に逸出せんとする、圓列生は互に接近したり又は兩手ではねなどして、たやすくは敵に目的を達せしめぬ。それで圓内の者は更に他の方面に突撃を試みる。斯くして漸く圓外に出た者は早く走つて味方の圓列に加はつて加勢する。そして圓列生は次第に多くなり列が大きくなるにつれて圓は益々破れ難くなる。それで敵も味方も圓外に出て味方に加はることを急ぐのである。かくして早く圓内のものが全部逸

した組を勝とするのである。(三五〇頁挿圖参照)

【注意】

(一)圓列になつて居るものは各自の位置を甚だしく動かぬ様にせねばならぬ。斯くしないと圓列生の全員が圓内の者に攻め寄せ押しまくる様になつて混雜するからである。(二)圓内のものは圓列生に亂暴を加へて逸出しではならぬ。必ずその連手の下をくゞるか、その上を越して外に出る様にせねばならぬ。(四)敵の圓列内に入るものと味方の圓列になるものとの割合は、隨時變化せねばならぬ。また比較的體格の大きなものが圓内に入るか小さなものが入るか考へねばならぬことである。

第七二 整列競争

【實演】 兒童を紅白兩組に分け置き是を二列の横隊にして、教師が體操なり教練なりを行つて遊戯の課程に入つたら「解れ」の號令で兒童を解散せしめて置いて、更に運動場の一方に走り來つて「二列縦隊に集れ」の號令を下す。兒童は吾先きにて一目散に走つて教師の處に到り、先頭生は教師の位置から五六歩前に、二番三番と順次に兩臂を前方肩の高さに上げて前方に整頓す。そして各自に整頓し終つたら先頭の方から手を下さしめる。そして其の時間の遅速と整頓の正否とによつて勝負を定めるのである。

又更に教師は他の方に走り來て、適當の所にて「集れ」の號令を下し前と同様に整頓の競争をさせる。そして三四回演じて全體を通算して勝敗を決するのである。



【注意】 (一) 児童は整列の速さのみ争うて整頓を粗略にしてはならぬ。教師も整列の遅速のみで審判せず、整頓の正否を検して、整列は遅くても整頓の正しい組を勝とする様に審判せねばならぬ。更に児童の威勢や意気態度までも加味して勝敗を決定するがよい。(二) 初年級は固よりであるが、高学年になつても時々體操教授時間の始めや又は中途にも演じて、迅速に正しき整頓の出来る様に慣け置くがよい。(三) 稍々進みたる程度では一列横隊の整列競争を行ふがよい、横隊の整頓は縱隊の整頓に比べて一層困難である。是も亦高学年になつても折々利用することを忘れてはならぬ。

### 第七三 人跳び

【實演】 是れは遊戯と謂ふよりは寧ろ體操の方に近いものである。だから紅白勝負ではなくて演戲その者を味ふことになる。

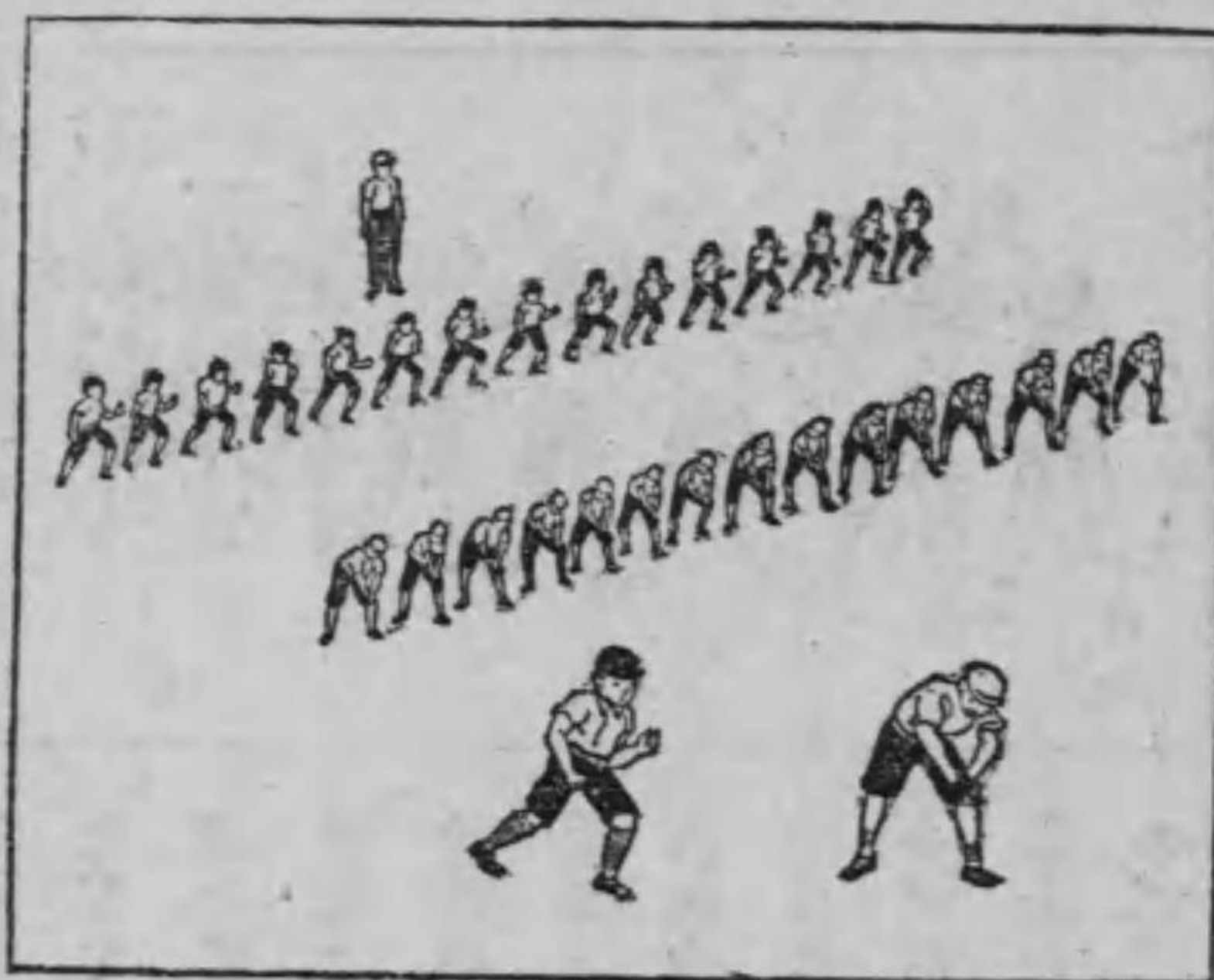
(一)、児童を二列横隊にし片手間隔又は両手間隔に排列して、前後列の距離を約五六歩位にする。「用意」の號令で前列生は左足又は右足を前に出し、上體を前に屈して兩手にて脚の膝頭を支へて人馬を作る。「始め」の號令で後列生は前進して一前列生の背を支へて跳越し、二跳び下り躍進して立ち、三臂を下して直立の姿勢に復る。

前列生は後列生が跳越したら直ちに上體を之に復し、前後列とも左(右)翼に整頓する。かくて一回の演戲を終つたら、又「用意」「始め」にて前と反對の組によつて同様の事を演じ、幾

度も繰り返して運動場の一方に到つたら更らに廻れ右をして續行するものである。

(二)、児童を前と同様に二列の横隊に列べ、片手間隔を取らしめ「用意」の號令で前列生には右生の左手と左生の右手と兩側に低く取り組ませ、兩足を開いて動搖せぬ様正しい位置に姿勢をとらせる。「始め」の號令で後列生は一歩前進して前列生の間に到り一兩手にて前列の右生の左肩と左生の右肩を支へて臂を懸垂となり、二膝を屈して前列生の兩側低く組んだ腕の上を跳越し躍進して立ち、三臂を下して直立の姿勢に復す。更に跳越した後列生は「用意」の號令で前列生のしたと同様の身構をする。「始め」の號令で前列生は足を跳び越す、但し一回の跳越毎に兩翼の一生は跳越の場所がなくなるから左右翼生は交互に一回づゝ休んで全員と同一の行動をなさねばならぬことになる。

(三)、児童を前と同様に二列横隊に列べ、片手間隔



第一章 徒手にてなす遊戯





越の要領は一の方法によつて居るのである。(三五三、三五四頁挿圖参照)

【注意】(一)跳越の難易は全く人馬を作れる「用意」の身構の良否によるから、人馬になる時にはよく注意して居らねばならぬ、殊に動搖などして堅固でないのは跳手の者に危険の念を抱かしとるものである。(二)一人の人馬を作

るには臀部を少し後方に引き、頭を下げて背部を一律に平にするがよい。動搖のない様にするには脚のきまきと手の支へ方に注意すればよい。(三)二三の方法の人馬を作るには、二人が堅く両手を握み合ふて兩方から押し合ふ様にし、跳手に両肩を抑へられても動搖せぬ様に努めねばならぬ。

#### 第七四 敵陣突入

敵陣突入

【準備】全生徒を二分して紅白の二組となし、各組より二人づゝ突入生として取り出だし、其の他の生徒は一列圓列となり、其の中央に己が組の標旗を立て、置き、突入生をして圓と圓との中央に敵の方を向はして立たせて置く。

【實演】始めの令にて圓陣をなしてゐる生徒は唱歌又は軍歌を歌いながら行進する、教師は適當の時を見計らつて止まれの令を下す、此時圓列生は一齊に止まり、両手を取り合つて、己が組の中に敵の突入生をして入れぬ様に兩脚又は身體等で十分に警戒せなければならぬ、突入生は両手を胸前に交差せして敵の圓外を右往左往しながら敵の油断を見すまして、圓の中央に立てる旗を取ることと努める、斯くの如くして早く敵の圓内に突入して敵の旗を取つた方の組を勝とする。

【注意】(一)守城兵、突入生共に如何なる場合と雖も手を使用することは出来ぬ、即ち突入生は前に記せるが様に、兩